MIZUHO

第14期 定時株主総会 招集ご通知

日 時

2016年６月24日（金）午前10時

（受付開始 午前８時30分）

場 所

東京都千代田区丸の内三丁目５番１号

東京国際フォーラム（ホールA）

議 案

取締役会および指名委員会から
ご提案させていただく議案

会社提案　第１号議案（定款一部変更の件）
　　第２号議案（取締役13名選任の件）

一部の株主さま（計３名）から
ご提案された議案

株主提案　第３号議案～第10号議案

郵送またはインターネットによる 議決権行使の期限

2016年６月23日（木）午後５時迄

▶ 詳細は９～12頁をご参照ください。



OneMIZUHO 未来へ。お客さまとともに

株式会社みずほフィナンシャルグループ

証券コード：8411



進化する
～総合金融

株主の皆さまへ

株主の皆さまには、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたびの熊本地震により被災された皆さまに心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復旧・復興をお祈りいたします。

前中期経営計画『One MIZUHO New Frontierプラン～〈みずほ〉の挑戦～』

2013年度からスタートした中期経営計画『One MIZUHO New Frontierプラン～〈みずほ〉の挑戦～』では、お客さまの多様なニーズにグループの総力をあげてお応えする「One MIZUHO戦略」を推進してまいりました。また、経営基盤につきましても、持株会社の機能強化や指名委員会等設置会社への移行等による先進的ガバナンス体制の構築を進めるとともに、強固なコーポレートカルチャーの確立に取り組んでまいりました。

2015年度実績～安定的・持続的な収益構造への転換が着実に進展～

2015年度は、親会社株主に帰属する当期純利益が6,709億円となり、業績予想の6,300億円に対し、106%の達成率となりま

“One MIZUHO”
コンサルティンググループを目指して～

した。また、自己資本の状況につきましても、普通株式等Tier1比率（第11回第11種優先株式含む、完全施行ベース）は前中期経営計画の目標を上回る10.85％となりました。これらを含め、前中期経営計画における財務目標につきましては、ほぼ全ての項目において達成いたしました。海外対顧収益比率や顧客部門非金利収益比率も目標を達成し、安定的・持続的な収益構造への転換も着実に進展しております。

2015年度の普通株式年間配当金につきましては、「連結配当性向30％程度を一つの目処とした上で安定配当を図る」との株主還元方針に基づき、１株当たり７円50銭といたしました。また、優先株式は所定の配当を実施いたしました。

新中期経営計画
『進化する“One MIZUHO”～総合金融コンサルティンググループを目指して～』

前中期経営計画の成果や課題を踏まえ、本年度からの３年間を計画期間とする中期経営計画「進化する“One MIZUHO”～総合金融コンサルティンググループを目指して～」を策定し、５月13日に公表させていただきました。この計画は、『総合金融コンサルティンググループ』という新しいビジネスモデルを構築し、前中期経営計画で標榜した「One MIZUHO戦略」を進化させようとするものです。資産運用機能やリサーチ＆コンサルティング機能を「銀行・信託・証券」に次ぐ新たな柱として加え、これまで以上にお客さまに最良・最適なサービスを提供し、〈みずほ〉への満足度を高めていただくことで、法人のお客さまの持続的な発展や個人のお客さまの安定した未来のためのOnly Oneのパートナーを目指してまいります。

当社グループは、『日本、そして、アジアと世界の発展に貢献し、お客さまから最も信頼される、グローバルで開かれた総合金融グループ』の実現に向け、「One MIZUHO」の旗印のもと、全役職員が一丸となって、企業価値のさらなる向上に邁進してまいります。

株主の皆さまにおかれましては、引き続き、変わらぬご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

株式会社みずほフィナンシャルグループ
取締役
執行役社長 グループCEO

佐藤 康博

One MIZUHO

未来へ。お客さまとともに

日本、そして、アジアと世界の発展にグローバルで開かれた総合金融グルー

信頼 No.1

豊かな発想力と幅広いお取引により培われた
豊富な経験・専門的な知見を備えた、
お客さまの中長期的なパートナーとして、
最も信頼される存在であり続ける。

サービス提供力 No.1

グローバルな視点から経済・社会の変化をいち早く予見し、
個人・法人それぞれのお客さま、そして経済・社会にとって、
常に革新的で最適な金融サービスを提供する。

グループ力 No.1

常に変化するお客さま、
経済・社会の多様なニーズに応えるべく、
幅広い金融サービス機能を持つエキスパート集団として、
グループの総力を結集する。

貢献し、お客さまから最も信頼される、
プを目指します。



目次

進化する“One MIZUHO” P.1

One MIZUHO
未来へ。お客さまとともに　P.3



株主総会開催にあたってのご案内



第14期 定時株主総会招集ご通知　P7

株主総会の開催日時や場所などについてはこちらをご覧ください。

議決権行使のご案内　P9

当社の経営にご参加いただく重要な権利行使について説明しております。

株主総会にご出席いただける場合
- ▶ 出席による議決権行使　P9

株主総会にご出席いただけない場合
- ▶ 郵送による議決権行使　P9
- ▶ インターネットによる議決権行使　P11

株主総会で決議いただく事項

株主総会参考書類　P13

会社提案（第1号議案～第2号議案）
取締役会および指名委員会からご提案させていただく議案
第１号議案 定款一部変更の件　P13
第２号議案 取締役13名選任の件　P14

株主提案（第3号議案～第10号議案）
一部の株主さま（計３名）からご提案された議案　P29～37
第３号議案 定款一部変更の件（剰余金の配当等の決定機関）／ 第４号議案 定款一部変更の件（政策保有株式の議決権行使）／ 第５号議案 取締役の選任 ／ 第６号議案 定款一部変更の件（顧客に対する言葉使い電話対応改善の件）／ 第７号議案 定款一部変更の件（顧客にランクが低いことを伝えない件）／ 第８号議案 定款一部変更の件（グリーンシートにおける最低手数料の撤廃）／ 第９号議案 定款一部変更の件（みずほ証券の顧客ランク制度（IPO除く）廃止の件）／ 第10号議案 定款一部変更の件（日本銀行にマイナス金利政策撤廃要望書の提出）

業績と戦略についてのご報告

第14期事業報告 P39

本年、新たな中期経営計画を発表しております。詳しくはP48以降をご覧下さい。

1. 当社の現況に関する事項　P39 ／ 2. 会社役員に関する事項　P61 ／ 3. 社外役員に関する事項　P72
4. 当社の株式に関する事項　P74 ／ 5. 当社の新株予約権等に関する事項　P76
6. 会計監査人に関する事項　P77 ／ 7. 業務の適正を確保するための体制　P79
8. 特定完全子会社に関する事項　P88 ／ 9. その他（剰余金の配当等の決定に関する方針）P88

連結計算書類等 P89

詳細な財務情報や監査結果を記載しております。

連結計算書類　P89 ／ 計算書類　P92 ／ 監査報告書　P95

株主の皆さまとの対話を目指して

株主の皆さまへ P99

当社の情報をわかりやすくまとめております。

コーポレート・ガバナンスについて　P99
中期計画における財務目標の達成状況　P103 ／ 決算ハイライト　P105
株主還元について　P109 ／ 年間スケジュール　P109
アンケート結果のご報告　P111 ／ 株主さまインフォメーション　P113



インターネットによる掲載事項

- 連結計算書類の連結注記表および計算書類の個別注記表につきましては、法令および定款第24条の規定に基づき、インターネット上の**当社ウェブサイト**に掲載することにより開示しておりますので、後記の「連結計算書類」および「計算書類」には記載しておりません。
  したがって、後記の「連結計算書類」および「計算書類」は、会計監査人が会計監査報告を、また、監査委員会が監査報告を作成するに際して監査をした「連結計算書類」および「計算書類」の一部であります。
- 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の**当社ウェブサイト**に掲載させていただきます。

当社ウェブサイト：http://www.mizuho-fg.co.jp/　みずほFG　検索

証券コード　8411
2016年６月２日

株主各位

東京都千代田区大手町一丁目５番５号
株式会社みずほフィナンシャルグループ
取締役
執行役社長 グループCEO **佐藤 康博**

第14期 定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第14期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、郵送またはインターネットにより、議決権を行使することができます。お手数ながら後記の株主総会参考書類（13～37頁）をご検討いただき、「議決権行使のご案内」（９～12頁）をご高覧のうえ、**2016年６月23日（木曜日）午後５時まで**に議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。なお、決議の結果は、当社ウェブサイト（http://www.mizuho-fg.co.jp/）にてご報告させていただきます。

敬　具

記

1. 日　　時　**2016年６月24日（金曜日）午前10時**
（受付開始：午前８時30分）

2. 場　　所　**東京都千代田区丸の内三丁目５番１号**
東京国際フォーラム（ホールA）

郵送による議決権の行使
⇒ 9頁～10頁参照

インターネットによる議決権の行使
⇒ 11頁～12頁参照

3. 目的事項

報告事項

第14期（2015年４月１日から2016年３月31日まで）事業報告、連結計算書類、計算書類並びに会計監査人及び監査委員会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

会社提案（第１号議案～第２号議案）
取締役会および指名委員会からご提案させていただく議案

第１号議案　定款一部変更の件　13頁
第２号議案　取締役13名選任の件　14頁

株主提案（第３号議案～第10号議案）
一部の株主さま（計３名）からご提案された議案

第３号議案　定款一部変更の件（剰余金の配当等の決定機関）　30頁
第４号議案　定款一部変更の件（政策保有株式の議決権行使）　31頁
第５号議案　取締役の選任　32頁
第６号議案　定款一部変更の件（顧客に対する言葉使い電話対応改善の件）　33頁
第７号議案　定款一部変更の件（顧客にランクが低いことを伝えない件）　34頁
第８号議案　定款一部変更の件（グリーンシートにおける最低手数料の撤廃）　35頁
第９号議案　定款一部変更の件（みずほ証券の顧客ランク制度（IPO除く）廃止の件）　36頁
第10号議案　定款一部変更の件（日本銀行にマイナス金利政策撤廃要望書の提出）　37頁

第３号議案～第10号議案は一部の株主さまからのご提案であり、
取締役会としてはこれらの議案いずれにも反対しております。

以　上

株主総会運営についてのご案内

- 例年開催間際は受付が大変混雑いたしますので、お早めのご来場をお願い申し上げます。
- 当日ご出席の際は、同封の「議決権行使書」を会場受付へご提出ください。
  なお、代理人によるご出席の場合は、本株主総会において議決権を有する他の株主の方１名を代理人とし、代理権を証明する書面をあわせてご提出ください。
- 当日は、本招集ご通知（本書）をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- 株主さまへのお土産はご用意しておりません。

議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまに当社の経営に参加いただく重要な権利です。
株主総会参考書類（13頁～37頁）をご検討のうえ、議決権のご行使をお願い申し上げます。
議決権のご行使には以下の３つの方法がございます。

株主総会にご出席いただける場合



出席による議決権行使

ご入場に際しては、同封の「議決権行使書」を会場受付にご提出ください。
また、第14期定時株主総会招集ご通知（本書）をご持参ください。

株主総会開催日時

2016年６月24日（金曜日）
午前10時（受付開始：午前８時30分）

株主総会にご出席いただけない場合

▶ インターネットによる議決権行使は11～12頁を参照下さい。

郵送による議決権行使

同封の「議決権行使書」に議案に対する賛否をご表示のうえ、議決権行使期限までに到着するようご返送ください。詳しくは、下記をご覧ください。

議決権行使期限

2016年６月23日（木曜日）
午後５時到着分まで

インターネットによる議決権行使

11頁へ

当社の指定する議決権行使ウェブサイト（http://www.it-soukai.com/）にアクセスしていただき、議決権行使期限までにご行使ください。詳しくは、11～12頁をご覧ください。

議決権行使期限

2016年６月23日（木曜日）
午後５時送信分まで

郵送による議決権行使のご案内

（議決権行使書イメージ）

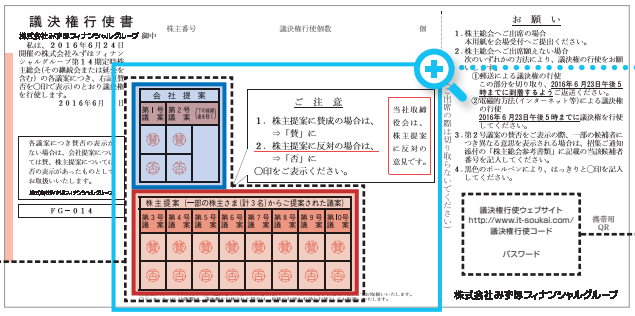

※インターネットによる議決権行使に必要となる、「議決権行使コード」と「パスワード」が記載されております。

こちらに、各議案の賛否をご記入ください。

会社提案（第１～２号議案）

- 賛成の場合　「賛」の欄に○印
- 反対の場合　「否」の欄に○印

（第２号議案について、一部の候補者に異なる意思を表示される場合は、当該候補者の番号をご記入ください。）

株主提案（第３～10号議案）

- 賛成の場合　「賛」の欄に○印
- 反対の場合　「否」の欄に○印

第３号議案～第10号議案は一部の株主さまからのご提案です。
取締役会としてはこれらの議案いずれにも**反対**しております。詳細は**29頁以降**をご参照下さい。

※各議案に対して賛否の表示がない場合、会社提案については「賛」、株主提案については「否」の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

本総会では、会社提案（取締役会および指名委員会からご提案させていただく議案）と株主提案（一部の株主さま（計３名）からご提案された議案）の決議を行います。

ZOOM UP｜議決権行使書の記入例をご紹介します。

会社提案・取締役会の意見にご賛同いただける場合

会社提案		
第１号議案	第２号議案	（下の候補者を除く）
賛	賛	
否	否	

ご注意

当社取締役会は、こちらの立場です

○印をご表示ください。

株主提案（一部の株主さま（計３名）からご提案された議案）							
第３号議案	第４号議案	第５号議案	第６号議案	第７号議案	第８号議案	第９号議案	第10号議案
賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛
否	否	否	否	否	否	否	否

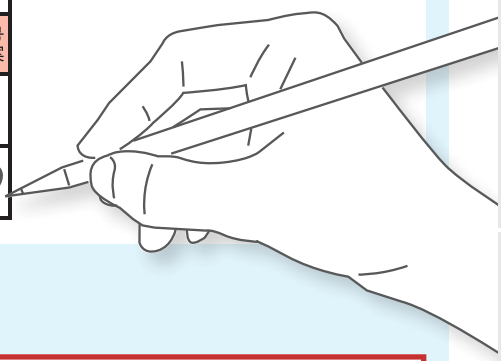

会社提案・取締役会の意見に反対される場合

会社提案		
第１号議案	第２号議案	（下の候補者を除く）
賛	賛	
否	否	

このような場合は**無効**となります

賛成、反対の両方に○を付けた場合

株主提案（一部の株主さま（計３名）からご提案された議案）							
第３号議案	第４号議案	第５号議案	第６号議案	第７号議案	第８号議案	第９号議案	第10号議案
賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛
否	否	否	否	否	否	否	否

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から**議決権行使ウェブサイト**にアクセスし、画面の案内に従って行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権行使期限
2016年6月23日（木曜日）
午後5時送信分まで

STEP 1 議決権行使ウェブサイトへアクセス

検索サイトで
議決権行使 みずほ **検索**
で検索。

または

議決権行使サイト
http://www.it-soukai.com/

右記QRコードからのアクセスも可能です。



STEP 2 「インターネットによる議決権行使について」を確認

「インターネットによる議決権行使について」をお読みいただき、**「次へすすむ」**をクリック。

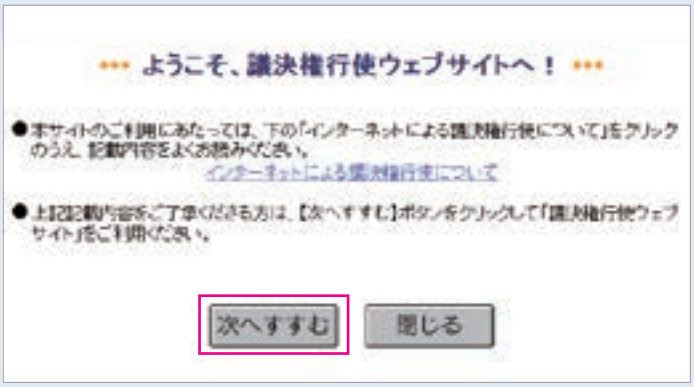

ご注意

- パスワードは、ご投票される方が株主さまご本人であることを確認する手段です。本株主総会終了まで、大切に保管ください。パスワードのお電話等によるご照会には、お答えすることができません。
- パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされてしまった場合、画面の案内に従ってお手続きください。
- 議決権行使ウェブサイトは一般的なインターネット接続環境にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器によってはご利用いただけない場合もございます。
- 書面とインターネットにより二重に議決権を行使された場合は、インターネットによる行使を有効な行使としてお取り扱いいたします。
- インターネットで複数回議決権を行使された場合は、最後の行使を有効な行使としてお取り扱いいたします。

機関投資家の皆さまへ

株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームより議決権を行使いただけます。

STEP 3 ログイン

「議決権行使コード」を入力し、
「ログイン」をクリック。

※「議決権行使コード」および「パスワード」は本書同封の「議決権行使書」の右下に記載されております。

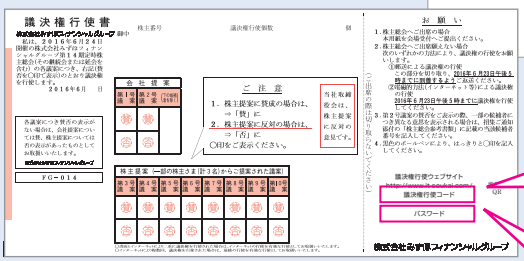

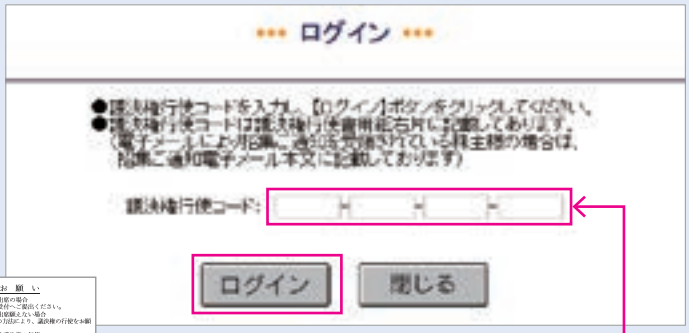

議決権行使コード

パスワード

STEP 4 パスワードの変更

パスワード変更画面が出ますので、初期パスワードを入力し、株主さまがご使用になるパスワードを登録してください。

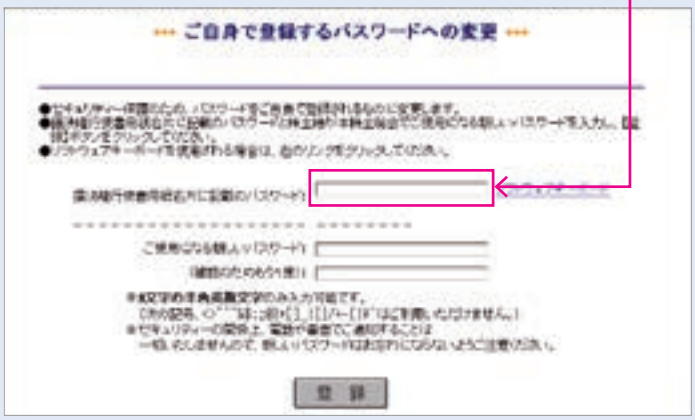

以降は、画面の案内に従って賛否をご入力願います。

お問い合わせ先について

インターネットによる議決権行使で、パソコンの操作方法等がご不明の場合は、下記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部　インターネットヘルプダイヤル

0120-768-524（受付時間 9：00～21：00 土・日・休日を除く）

会社提案

第１号議案　定款一部変更の件

当社は、今後、銀行法において銀行持株会社が営むことができる業務範囲の見直しが実施された場合にも機動的に対応することを可能とするため、現行定款第２条（目的）につきまして事業目的を整理し、所要の変更を行うものです。

変更の内容は、次の通りです。

（下線は変更部分を示す）

現行定款	変更案
（目的） 第２条　当会社は、銀行持株会社として、次の業務を営むことを目的とする。 １．銀行持株会社、銀行、長期信用銀行、証券専門会社、その他銀行法により子会社とすることができる会社の経営管理 ２．その他前号の業務に附帯する業務	（目的） 第２条　当会社は、銀行持株会社として、次の業務を営むことを目的とする。 １．銀行持株会社、銀行、証券専門会社、その他銀行法により子会社とすることができる会社の経営管理および経営管理に附帯する業務 ２．その他銀行法により銀行持株会社が営むことのできる業務

第２号議案　取締役13名選任の件

第13期定時株主総会で選任されました全取締役13名のうち、真保 順一氏は2016年４月１日付で取締役を辞任しております。同氏を除く取締役12名は本定時株主総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、指名委員会の決定に基づき取締役13名の選任をお願いいたしたいと存じます。取締役候補者は次の通りです。

なお、社外取締役候補者６名については、全員が当社の定める「当社社外取締役の独立性基準」を充足しております。(同基準の概要については28頁をご参照ください。)

候補者番号		氏　名	現在の当社における地位および担当
1	再任	佐藤（さとう） 康博（やすひろ）	取締役 兼 執行役社長（代表執行役） グループCEO
2	再任	津原（つはら） 周作（しゅうさく）	取締役 兼 執行役専務 コンプライアンス統括グループ長（グループCCO）
3	再任	綾（あや） 隆介（りゅうすけ）	取締役 兼 執行役常務 リスク管理グループ長（グループCRO）
4	再任	藤原（ふじわら） 弘治（こうじ）	取締役 兼 執行役常務 企画グループ長（グループCSO）
5	新任	飯田（いいだ） 浩一（こういち）	執行役常務 財務・主計グループ長（グループCFO）
6	再任 非執行	高橋（たかはし） 秀行（ひでゆき）	取締役　監査委員
7	再任 非執行	船木（ふなき） 信克（のぶかつ）	取締役　監査委員
8	再任 社外	大橋（おおはし） 光夫（みつお）	取締役　指名委員
9	再任 社外	関（せき） 哲夫（てつお）	取締役　報酬委員　監査委員
10	再任 社外	川村（かわむら） 隆（たかし）	取締役　指名委員　報酬委員
11	再任 社外	甲斐中（かいなか） 辰夫（たつお）	取締役　指名委員　報酬委員　監査委員
12	再任 社外	阿部（あべ） 紘武（ひろたけ）	取締役　監査委員
13	再任 社外	大田（おおた） 弘子（ひろこ）	取締役　指名委員

社外　会社法施行規則第２条第３項第７号に定める社外取締役候補者

非執行　社内取締役（会社法第２条第15号に定める社外取締役以外の取締役をいう）のうち、当社または当社の子会社の執行役、執行役員、専門役員、使用人または業務執行取締役を兼務しない者

候補者番号 1

佐藤 康博（さとう やすひろ）

再任

生年月日	1952年４月15日（64歳）
現在の当社における地位および担当	取締役 兼 執行役社長（代表執行役）グループCEO
所有する当社の株式の数	普通株式　38,680株
取締役会等への出席状況（2015年度）	取締役会13／13回（100%）



取締役候補者とした理由

1976年より、当社グループの一員として、経営企画、国際業務企画、営業等に携わる等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。また、グループCEOや株式会社みずほ銀行取締役頭取として、経営経験も豊富な人物であります。業務執行統括者としての委嘱を踏まえ、また、その経験や知見を当社取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため、取締役候補者としました。

略 歴

2003年 3 月	ＭＨＣＢ 執行役員インターナショナルバンキングユニット・シニアコーポレートオフィサー
2004年 4 月	同 常務執行役員営業担当役員
2006年 3 月	同 常務取締役コーポレートバンキングユニット統括役員
2007年 4 月	同 取締役副頭取内部監査統括役員
2009年 4 月	同 取締役頭取（2013年７月まで）
2009年 6 月	当社 取締役
2011年 6 月	ＭＨＢＫ 取締役 当社 取締役社長（グループCEO）（2014年６月まで）
2013年 7 月	ＭＨＢＫ 取締役頭取 (注) 1
2014年 4 月	同 取締役（現任） ＭＨＴＢ 取締役（現任） ＭＨＳＣ 取締役（現任）
2014年 6 月	当社 取締役兼執行役社長（グループCEO）（現任）

（用語の定義）ＭＨＢＫ：株式会社みずほ銀行、ＭＨＣＢ：株式会社みずほコーポレート銀行、ＭＨＴＢ：みずほ信託銀行株式会社、ＭＨＳＣ：みずほ証券株式会社

重要な兼職の状況

株式会社みずほ銀行　取締役 ／ みずほ信託銀行株式会社　取締役 ／ みずほ証券株式会社　取締役

候補者番号 2

津原 周作（つはら しゅうさく）

再任



生年月日	1960年１月６日（56歳）
現在の当社における地位および担当	取締役 兼 執行役専務 コンプライアンス統括グループ長（グループCCO）
所有する当社の株式の数	普通株式　388,600株
取締役会等への出席状況（2015年度）(注) 2	取締役会10／10回（100%）

取締役候補者とした理由

1983年より、当社グループの一員として、人事、営業、コンプライアンス統括等に携わる等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。コンプライアンス統括グループ長としての委嘱を踏まえ、また、その経験や知見を当社取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため、取締役候補者としました。

略 歴

2010年 ４月	当社 執行役員秘書室長
2012年 ４月	ＭＨＢＫ 常務執行役員営業店担当役員
2013年 ７月	同 常務執行役員営業担当役員 (注) 1
2015年 ４月	当社 執行役専務コンプライアンス統括グループ長
	ＭＨＢＫ 専務取締役コンプライアンス統括グループ長（現任）
2015年 ６月	当社 取締役兼執行役専務コンプライアンス統括グループ長（現任）

（用語の定義）ＭＨＢＫ：株式会社みずほ銀行

重要な兼職の状況

株式会社みずほ銀行　専務取締役

候補者番号 3

綾（あや） 隆介（りゅうすけ）

再任



生年月日	1960年５月20日（56歳）
現在の当社における地位および担当	取締役 兼 執行役常務 リスク管理グループ長（グループCRO）
所有する当社の株式の数	普通株式　145,080株
取締役会等への出席状況（2015年度）	取締役会13／13回（100%）

取締役候補者とした理由

1984年より、当社グループの一員として、総合リスク管理、営業等に携わる等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。リスク管理グループ長としての委嘱を踏まえ、また、その経験や知見を当社取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため、取締役候補者としました。

略 歴

2010年 ４月	ＭＨＣＢ 総合リスク管理部長
2012年 ４月	当社 執行役員総合リスク管理部長（2013年11月まで）
	ＭＨＢＫ 執行役員総合リスク管理部長
	ＭＨＣＢ 執行役員総合リスク管理部長
2013年 ７月	ＭＨＢＫ 執行役員総合リスク管理部長 (注) 1
2013年11月	当社 常務執行役員リスク管理グループ長（2014年６月まで）
	ＭＨＢＫ 常務執行役員リスク管理グループ長
	ＭＨＴＢ 常務執行役員リスク管理グループ担当役員
	ＭＨＳＣ 常務執行役員リスク管理グループ担当役員
2014年 ４月	ＭＨＢＫ 常務取締役リスク管理グループ長（現任）
2014年 ６月	当社 取締役兼執行役常務リスク管理グループ長（現任）

（用語の定義）ＭＨＢＫ：株式会社みずほ銀行、ＭＨＣＢ：株式会社みずほコーポレート銀行、ＭＨＴＢ：みずほ信託銀行株式会社、ＭＨＳＣ：みずほ証券株式会社

重要な兼職の状況

株式会社みずほ銀行　常務取締役

候補者番号 4

藤原 弘治（ふじわら こうじ）

再任



生年月日	1961年６月29日（54歳）
現在の当社における地位および担当	取締役 兼 執行役常務 企画グループ長（グループCSO）
所有する当社の株式の数	普通株式　166,200株
取締役会等への出席状況（2015年度）	取締役会13／13回（100%）

取締役候補者とした理由

1985年より、当社グループの一員として、経営企画、IR等に携わる等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。企画グループ長としての委嘱を踏まえ、また、その経験や知見を当社取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため、取締役候補者としました。

略 歴

2010年 ４月	当社 IR部長
2012年 ４月	同 執行役員IR部長
2014年 ４月	同 常務執行役員企画グループ長
	ＭＨＢＫ 常務取締役企画グループ長（現任）
2014年 ６月	当社 取締役兼執行役常務企画グループ長（現任）

（用語の定義）ＭＨＢＫ：株式会社みずほ銀行

重要な兼職の状況

株式会社みずほ銀行　常務取締役

候補者番号 5

飯田 浩一（いいだ こういち）

新 任



生年月日	1962年10月６日（53歳）
現在の当社における地位および担当	執行役常務 財務・主計グループ長（グループCFO）
所有する当社の株式の数	普通株式　11,520株
取締役会等への出席状況（2015年度）	―

取締役候補者とした理由

1986年より、当社グループの一員として、財務・主計、経営企画、投資銀行業務、営業等に携わる等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。財務・主計グループ長としての委嘱を踏まえ、また、その経験や知見を当社取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため、取締役候補者としました。

略 歴

2011年４月	ＭＨＣＢ ストラクチャリング部長
2012年４月	同 営業第十部長
	ＭＨＳＣ コーポレートカバレッジ第一部長（2016年４月まで）
2013年７月	ＭＨＢＫ 営業第十部長 (注) 1
2015年４月	同 執行役員営業第十部長
2016年４月	当社 執行役常務財務・主計グループ長（現任）
	ＭＨＢＫ 常務取締役財務・主計グループ長（現任）

（用語の定義）ＭＨＢＫ：株式会社みずほ銀行、ＭＨＣＢ：株式会社みずほコーポレート銀行、ＭＨＳＣ：みずほ証券株式会社

重要な兼職の状況

株式会社みずほ銀行　常務取締役

候補者番号 6

高橋 秀行（たかはし ひでゆき）

再任　非執行



生年月日	1957年４月20日（59歳）
現在の当社における地位および担当	取締役 監査委員
所有する当社の株式の数	普通株式　413,160株
取締役会等への出席状況（2015年度）	取締役会13／13回（100%） 監査委員会18／18回（100%）

取締役候補者とした理由

1980年より、当社グループの一員として、財務企画、経営企画、IT・システム等に携わる等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。また、当社監査委員、取締役副社長として、監査経験、経営経験も豊富な人物であります。その経験や知見を当社取締役会において執行役を兼務しない取締役の立場で活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため、取締役候補者としました。

なお、同氏は当社グループCFOとしての経験等を通じ、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

略 歴

2007年 ４ 月	ＭＨＣＢ 執行役員企画グループ統括役員付シニアコーポレートオフィサー
2009年 ４ 月	同 常務執行役員グローバルポートフォリオマネジメントユニット統括役員兼金融・公共法人ビジネスユニット統括役員兼グローバルオルタナティブインベストメントユニット統括役員
2010年 ４ 月	同 常務執行役員財務・主計グループ統括役員兼ポートフォリオマネジメントグループ統括役員
2011年 ４ 月	同 常務執行役員財務・主計グループ統括役員兼ポートフォリオマネジメントグループ統括役員兼IT・システムグループ統括役員
2012年 ４ 月	当社 常務執行役員財務・主計グループ長 ＭＨＢＫ 常務執行役員財務・主計グループ長（2013年４月まで） ＭＨＣＢ 常務執行役員財務・主計グループ長（2013年４月まで） ＭＨＴＢ 常務執行役員企画・財務・主計グループ担当（2013年４月まで） 株式会社みずほフィナンシャルストラテジー 取締役社長（2014年４月まで）
2012年 ６ 月	当社 常務取締役財務・主計グループ長
2013年 ４ 月	同 取締役副社長財務・主計グループ長（2014年４月まで） ＭＨＢＫ 副頭取執行役員財務・主計グループ長 ＭＨＣＢ 副頭取執行役員財務・主計グループ長 ＭＨＴＢ 常務執行役員企画・財務・主計グループ担当役員（2014年４月まで） ＭＨＳＣ 常務執行役員財務・主計グループ担当役員（2014年４月まで）
2013年 ７ 月	ＭＨＢＫ 副頭取執行役員財務・主計グループ長 (注) 1
2014年 ４ 月	当社 取締役（現任）
2014年 ６ 月	ＭＨＢＫ 取締役（現任）

（用語の定義）ＭＨＢＫ：株式会社みずほ銀行、ＭＨＣＢ：株式会社みずほコーポレート銀行、ＭＨＴＢ：みずほ信託銀行株式会社、ＭＨＳＣ：みずほ証券株式会社

重要な兼職の状況

株式会社みずほ銀行　取締役

候補者番号 7

船木 信克（ふなき のぶかつ）

再任　非執行



生年月日	1959年３月30日（57歳）
現在の当社における地位および担当	取締役 監査委員
所有する当社の株式の数	普通株式　23,800株
取締役会等への出席状況（2015年度）	取締役会13／13回（100%） 監査委員会18／18回（100%）

取締役候補者とした理由

1981年より、当社グループの一員として、主計、営業等に携わる等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。また、当社監査委員として、監査経験も豊富な人物であります。その経験や知見を当社取締役会において執行役を兼務しない取締役の立場で活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため、取締役候補者としました。

略 歴

2010年 3 月　MHCB 常勤監査役（2013年６月まで）
2013年 4 月　MHSC 社外監査役（2014年６月まで）
2013年 6 月　当社 常勤監査役
2014年 6 月　同 取締役（現任）

（用語の定義）MHCB：株式会社みずほコーポレート銀行、MHSC：みずほ証券株式会社

重要な兼職の状況

なし

候補者番号 8

大橋 光夫（おおはし みつお）

再任　社外



生年月日	1936年１月18日（80歳）
現在の当社における地位および担当	取締役 指名委員
所有する当社の株式の数	普通株式　9,700株
取締役会等への出席状況（2015年度）	取締役会13／13回（100%） 指名委員会　6／　6回（100%）

取締役候補者とした理由等

大橋氏は、昭和電工株式会社代表取締役社長および代表取締役会長を歴任されております。同氏の経営者としての豊富な経験と高い識見を活かし、経営陣から独立した立場で当社取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化等に大いに貢献いただけると判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。

当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって11年であります。

大橋氏の独立性について

同氏は、当社が定める「当社社外取締役の独立性基準」を充足しております。同氏が業務執行者であった昭和電工株式会社と、当社グループとの取引関係等については、同社の連結売上高に占める当社グループとの取引による売上高および当社の連結業務粗利益に占める同社グループとの取引による業務粗利益がいずれも１％未満であること等から、独立性に影響を与えるものではございません。また、当社は同氏が代表理事・会長を兼職する一般財団法人国民政治協会へ寄付を行っておりますが、過去３年に行った同協会への平均年間寄付金額は、同協会の過去３事業年度の平均年間総費用の１％未満であること等から、独立性に影響を与えるものではございません。

取締役会、委員会での活動状況

経営者としての豊富な経験と高い識見を活かし、議案審議等にあたり有用な発言を積極的に行うとともに、経営陣から独立した立場で必要な助言を適宜行い、当社取締役会等の意思決定機能や経営の監督機能を果たしております。特に、大胆な事業ポートフォリオの見直しおよび独自のビジネスモデルの確立の重要性等について積極的な提言を行いました。

さらに同氏は指名委員会委員長として、当社取締役の選任議案等について、委員会としての決定に向け議案審議を主導いたしました。

略 歴

1959年 3 月	株式会社三井銀行入行
1961年12月	昭和電工株式会社入社
1988年 5 月	同 総合企画部長
1989年 3 月	同 取締役総合企画部長
1993年 3 月	同 常務取締役
1995年 3 月	同 専務取締役
1997年 3 月	同 代表取締役社長
2005年 1 月	同 代表取締役会長
2005年 6 月	当社 社外取締役（現任）
2007年 3 月	昭和電工株式会社 取締役会長
2010年 3 月	同 相談役
2014年 3 月	同 最高顧問（現任）

重要な兼職の状況

昭和電工株式会社　最高顧問 ／ 富国生命保険相互会社　社外監査役／
一般財団法人国民政治協会　代表理事・会長

候補者番号 9

関（せき） 哲夫（てつお）

再任　社外



生年月日	1938年７月29日（77歳）
現在の当社における地位および担当	取締役 報酬委員、監査委員
所有する当社の株式の数	普通株式　8,000株
取締役会等への出席状況（2015年度）(注) 2	取締役会10／10回（100%） 報酬委員会　5／　5回（100%） 監査委員会13／13回（100%）

取締役候補者とした理由等

関氏は、新日本製鐵株式会社代表取締役副社長および株式会社商工組合中央金庫代表取締役社長のほか、公益社団法人日本監査役協会会長および日本郵政株式会社監査委員長も歴任されております。同氏の経営者等としての豊富な経験と高い識見を活かし、経営陣から独立した立場で当社取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化、また、当社グループの内部統制システムやグループガバナンスのさらなる高度化等に大いに貢献いただけると判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。

当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって１年であります。

関氏の独立性について

同氏は、当社が定める「当社社外取締役の独立性基準」を充足しております。

取締役会、委員会での活動状況

経営者としての豊富な経験と高い識見を活かし、議案審議等にあたり有用な発言を積極的に行うとともに、経営陣から独立した立場で必要な助言を適宜行い、当社取締役会等の意思決定機能や経営の監督機能を果たしております。特に、ROE経営の徹底および抜本的な収益構造の転換の重要性等について積極的な提言を行いました。

略 歴

1963年 4 月	八幡製鐵株式会社 入社
1993年 6 月	新日本製鐵株式会社 取締役
1997年 4 月	同 常務取締役
2000年 4 月	同 代表取締役副社長
2003年 6 月	同 常任顧問
2004年 6 月	同 常任監査役
2006年 6 月	テルモ株式会社 社外取締役（2008年９月まで）
2007年 3 月	サッポロホールディングス株式会社 社外取締役（2008年９月まで）
2007年 6 月	株式会社東京金融取引所 社外取締役（2008年９月まで）
2007年10月	公益社団法人日本監査役協会 会長（2008年10月まで）
	日本郵政株式会社 社外取締役（2008年９月まで）
2008年 6 月	新日本製鐵株式会社 常任顧問（2008年９月まで）
2008年10月	株式会社商工組合中央金庫 代表取締役社長
2013年 6 月	同 相談役
2015年 6 月	同 名誉顧問（現任）
	当社 社外取締役（現任）
2016年 3 月	サッポロホールディングス株式会社 監査役（現任）

重要な兼職の状況

サッポロホールディングス株式会社　監査役

※ 株式会社商工組合中央金庫相談役については、2015年６月20日付で退任し、同日付で同社名誉顧問に就任しております。

候補者番号 10

川村（かわむら） 隆（たかし）

再任　社外



生年月日	1939年12月19日（76歳）
現在の当社における地位および担当	取締役 指名委員、報酬委員
所有する当社の株式の数	普通株式　130,000株
取締役会等への出席状況（2015年度）	取締役会13／13回（100%） 指名委員会 6／ 6回（100%） 報酬委員会 7／ 8回 （87%）

取締役候補者とした理由等

川村氏は、株式会社日立製作所代表執行役 執行役会長 兼 執行役社長 兼 取締役、代表執行役 執行役会長 兼 取締役および取締役会長を歴任されております。同氏は、この間、グローバルに通用する企業統治のあり方を模索され、大胆な経営改革とガバナンス改革の陣頭指揮を執ってこられました。同氏の、その豊富な経験と高い識見を活かし、経営陣から独立した立場で当社取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化、また、当社グループガバナンスの高度化等に大いに貢献いただけると判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。

当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって２年であります。

川村氏の独立性について

同氏は、当社が定める「当社社外取締役の独立性基準」を充足しております。

取締役会、委員会での活動状況

経営者としての豊富な経験と高い識見を活かし、議案審議等にあたり有用な発言を積極的に行うとともに、経営陣から独立した立場で必要な助言を適宜行い、当社取締役会等の意思決定機能や経営の監督機能を果たしております。特に、「稼ぐ力」の徹底的な強化、グローバルな成長戦略および経営トップ層の人材育成の重要性等について積極的な提言を行いました。

略 歴

1962年 4 月	株式会社日立製作所入社
1995年 6 月	同 取締役
1997年 6 月	同 常務取締役
1999年 4 月	同 代表取締役取締役副社長
2003年 4 月	同 取締役（2007年６月まで）
2003年 6 月	日立ソフトウェアエンジニアリング株式会社取締役会長兼代表執行役
2005年 6 月	日立プラント建設株式会社取締役会長（2009年６月まで）
2006年 6 月	日立ソフトウェアエンジニアリング株式会社取締役会長（2007年６月まで）
2007年 6 月	日立マクセル株式会社取締役会長（2009年６月まで）
2009年 4 月	株式会社日立製作所代表執行役 執行役会長兼執行役社長
2009年 6 月	同 代表執行役 執行役会長兼執行役社長兼取締役
2010年 4 月	同 代表執行役 執行役会長兼取締役
2011年 4 月	同 取締役会長
2014年 4 月	同 取締役
2014年 6 月	同 相談役 当社 社外取締役（現任）

重要な兼職の状況

カルビー株式会社　社外取締役 ／ 株式会社日本経済新聞社　社外監査役 ／
株式会社ニトリホールディングス　社外取締役

※１ 日立化成株式会社 社外取締役 取締役会長については、2016年３月31日付で会長を退任しております。また、2016年６月に同社社外取締役を退任予定です。
※２ 株式会社日立製作所相談役については、2016年６月に退任予定です。
※３ 日立建機株式会社　取締役会長　社外取締役については、2016年６月に退任予定です。

候補者番号 11

甲斐中 辰夫（かいなか たつお）

再任　社外



生年月日	1940年１月２日（76歳）
現在の当社における地位および担当	取締役 指名委員、報酬委員、監査委員
所有する当社の株式の数	普通株式　9,700株
取締役会等への出席状況（2015年度）	取締役会13／13回（100%） 指名委員会　6／　6回（100%） 報酬委員会　8／　8回（100%） 監査委員会18／18回（100%）

取締役候補者とした理由等

甲斐中氏は、東京高等検察庁検事長、最高裁判所判事等を歴任され、現在は弁護士として活躍されております。同氏の、その豊富な経験と高い識見・専門性を活かし、経営陣から独立した立場で当社取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化、また、当社グループのコーポレート・ガバナンス、コンプライアンスおよび危機管理体制等のさらなる強化等に大いに貢献いただけると判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。

当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって２年であります。

なお、同氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与されていませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

甲斐中氏の独立性について

同氏は、当社が定める「当社社外取締役の独立性基準」を充足しております。弁護士である同氏と当社グループの関係については、同氏および同氏が所属する卓照綜合法律事務所が、当社社外取締役としての役員報酬以外に、当社グループから金銭その他の財産上の利益を得ていないこと等から、独立性に影響を与えるものはございません。

取締役会、委員会での活動状況

最高裁判所判事および弁護士等としての豊富な経験と高い識見・専門性を活かし、議案審議等にあたり有用な発言を積極的に行うとともに、経営陣から独立した立場で必要な助言を適宜行い、当社取締役会等の意思決定機能や経営の監督機能を果たしております。特に、顧客や営業現場目線を重視した各種戦略およびコンプライアンスや危機管理体制の重要性等について積極的な提言を行いました。

さらに同氏は報酬委員会委員長として、当社および中核子会社の役員報酬体系の改定等について、委員会としての決定に向け議案審議を主導いたしました。

略　歴

1966年 ４月	検事任官
2002年 １月	東京高等検察庁検事長
2002年10月	最高裁判所判事
2010年 ３月	東京弁護士会弁護士登録
2010年 ４月	卓照綜合法律事務所入所（現任）
2011年 １月	生命保険契約者保護機構理事長（現任）
2013年11月	ＭＨＢＫ 社外取締役（2014年６月まで）
2014年 ６月	当社 社外取締役（現任）

（用語の定義）ＭＨＢＫ：株式会社みずほ銀行

重要な兼職の状況

卓照綜合法律事務所　所属弁護士 ／ 生命保険契約者保護機構　理事長 ／
株式会社オリエンタルランド　社外監査役

候補者番号 12

阿部 紘武（あべ ひろたけ）

再任　社外



生年月日	1944年11月13日（71歳）
現在の当社における地位および担当	取締役 監査委員
所有する当社の株式の数	普通株式　8,000株
取締役会等への出席状況（2015年度）(注) 2	取締役会10／10回（100%） 監査委員会13／13回（100%）

取締役候補者とした理由等

阿部氏は、監査法人トーマツ包括代表社員（CEO）等を歴任され、現在は公認会計士として活躍されております。その豊富な経験と高い識見・専門性を活かし、経営陣から独立した立場で当社取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化等に大いに貢献いただけると判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。

当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって１年であります。

なお、同氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与されていませんが、上記の理由から、また、公認会計士として財務および会計に関する相当程度の知見を有していること等から、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

阿部氏の独立性について

同氏は、当社が定める「当社社外取締役の独立性基準」を充足しております。公認会計士である同氏と当社グループの関係については、同氏および同氏が所属する公認会計士阿部紘武事務所が、当社社外取締役としての役員報酬以外に、当社グループから金銭その他の財産上の利益を得ていないこと等から、独立性に影響を与えるものはございません。

取締役会、委員会での活動状況

公認会計士としての豊富な経験と高い識見を活かし、議案審議等にあたり有用な発言を積極的に行うとともに、経営陣から独立した立場で必要な助言を適宜行い、当社取締役会等の意思決定機能や経営の監督機能を果たしております。特に、ブランド戦略の社内外への浸透およびカンパニー制導入に伴う的確な内部統制の構築とモニタリングの重要性等について積極的な提言を行いました。

略 歴

1970年 1 月	等松・青木監査法人入社
1985年 6 月	米国デロイト トウシュ会計事務所ニューヨーク事務所 出向（1992年10月まで）
1990年 7 月	監査法人トーマツ 代表社員
2001年 6 月	同 包括代表社員（CEO）　（2007年５月まで）
2004年 6 月	デロイト トウシュ トーマツ リミテッド エグゼクティブメンバー（2007年５月まで）
2007年 6 月	監査法人トーマツ シニアアドバイザー（2009年12月まで）
2010年 1 月	公認会計士阿部紘武事務所（現任）
2015年 6 月	当社 社外取締役（現任）

重要な兼職の状況

公認会計士阿部紘武事務所 ／ コネクシオ株式会社 社外監査役

※ 新日鐵住金株式会社社外監査役については、2016年６月に退任予定です。

候補者番号 13

大田 弘子（おおた ひろこ）

再任　社外



生年月日	1954年２月２日（62歳）
現在の当社における地位および担当	取締役 指名委員
所有する当社の株式の数	普通株式　5,000株
取締役会等への出席状況（2015年度）	取締役会13／13回（100%） 指名委員会　6／　6回（100%）

取締役候補者とした理由等

大田氏は、政策研究大学院大学教授および内閣府特命担当大臣（経済財政政策担当）等を歴任され、現在は、政策研究大学院大学で教鞭を執られるとともに、内閣府規制改革会議議長代理、政府税制調査会委員等の重責を担われております。同氏の豊富な経験と高い識見、特に公共政策・経済政策といったマクロ的な視点や日本再生のための高い課題認識を活かし、経営陣から独立した立場で当社取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化等に大いに貢献していただけると判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。

当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって２年であります。

なお、同氏は、過去に社外取締役となること以外の方法で会社の経営に関与されていませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

大田氏の独立性について

同氏は、当社が定める「当社社外取締役の独立性基準」を充足しております。

取締役会、委員会での活動状況

政策研究大学院大学教授および内閣府特命担当大臣（経済財政政策担当）等としての豊富な経験と高い識見・専門性を活かし、議案審議等にあたり有用な発言を積極的に行うとともに、経営陣から独立した立場で必要な助言を適宜行い、当社取締役会等の意思決定機能や経営の監督機能を果たしております。特に、グループ全体の事業ポートフォリオの見直し、人事改革および投資家の期待を踏まえた戦略策定の重要性等について積極的な提言等を行いました。

さらに同氏は取締役会議長として、当社グループの経営の基本方針等について、取締役会としての決議に向け議案審議を主導いたしました。

略 歴

1996年 4 月	埼玉大学大学院政策科学研究科 助教授
1997年10月	政策研究大学院大学 助教授
2001年 4 月	同 教授
2002年 4 月	内閣府 参事官
2003年 3 月	同 大臣官房 審議官
2004年 4 月	同 政策統括官（経済財政分析担当）
2005年 8 月	政策研究大学院大学 教授
2006年 9 月	経済財政政策担当大臣
2008年 8 月	政策研究大学院大学 教授　（現任）
2009年 4 月	同 副学長（2011年３月まで）
2014年 6 月	当社 社外取締役（現任）

重要な兼職の状況

政策研究大学院大学　教授 ／ JXホールディングス株式会社　社外取締役 ／
パナソニック株式会社　社外取締役

（注）1. 株式会社みずほ銀行と株式会社みずほコーポレート銀行は、株式会社みずほコーポレート銀行を吸収合併存続会社として2013年７月１日に合併し、株式会社みずほコーポレート銀行の商号を株式会社みずほ銀行に変更いたしました。
2. 津原周作、関哲夫および阿部紘武の3氏については、2015年６月の当社取締役就任以降、2015年度に開催された取締役会および各委員会への出席状況を記載しております。
3. 社外取締役との責任限定契約について
社外取締役候補者である大橋光夫、関哲夫、川村隆、甲斐中辰夫、阿部紘武および大田弘子の６氏は、当社との間で、会社法第427条第１項の規定により、同法第423条第１項の責任について、社外取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、2,000万円と法令が規定する額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を締結しております。本総会で上記６氏の各社外取締役候補者が選任された場合は、同内容の契約を継続する予定であります。
4. 関哲夫、川村隆、甲斐中辰夫、阿部紘武、大田弘子の５氏は、株式会社東京証券取引所の規定する独立役員であります。
5. 本議案が承認された場合、取締役会の議長および副議長ならびに委員会の構成および委員長について以下を予定しております。
取締役会議長　：大田弘子
取締役会副議長：高橋秀行
指名委員会　　：大橋光夫（委員長）、川村隆、甲斐中辰夫、大田弘子
報酬委員会　　：甲斐中辰夫（委員長）、関哲夫、川村隆
監査委員会　　：高橋秀行（委員長）、関哲夫、甲斐中辰夫、阿部紘武、船木信克
6. 取締役の年齢は、本総会時の満年齢となります。
7. 川村隆氏が社外監査役を務めている（2016年６月に退任予定）日本原燃株式会社は、2016年3月に総務省東北総合通信局より発出された「電波法第81条に基づく報告の徴収について」（東通環第55号）に基づき、電波法に基づく高周波利用設備設置等に関する許可申請の一部申請漏れを同局へ報告しております。同社では申請漏れが発生した原因や再発防止対策について、調査および検討を行うことを公表しております。
同氏は本件に関与しておらず、また日頃から取締役会等において、法令遵守の重要性について注意喚起を行っておりました。本事案についても発覚後、同社の調査および検討状況を注視しており、社外監査役としての職責を果たしております。

「当社社外取締役の独立性基準」の概要

1. 当社またはその現在の子会社の業務執行取締役、執行役、執行役員、専門役員または使用人（以下、「業務執行者」という）ではなく、過去においても業務執行者ではなかったこと、また、当社が現在主要株主である会社の取締役、監査役、会計参与、執行役、執行役員、専門役員または使用人ではないこと
2. (1) 当社または中核子会社を主要な取引先とする者、またはその親会社、もしくは重要な子会社ではなく、また、それらの者が会社である場合における当該会社の業務執行者ではなく、最近３年間においても業務執行者ではなかったこと
(2) 当社または中核子会社の主要な取引先である者、またはその親会社、もしくは重要な子会社ではなく、また、それらの者が会社である場合における当該会社の業務執行者ではなく、最近３年間においても業務執行者ではなかったこと
3. 当社または中核子会社から、一定額（過去３年平均にて年間1,000万円または平均年間総費用の30％のいずれか大きい額）を超える寄付等を受ける組織の業務執行者ではないこと
4. 当社またはその子会社から取締役を受け入れている会社またはその親会社、もしくはその子会社の取締役等の役員ではないこと
5. 現在、当社またはその子会社の会計監査人または当該会計監査人の社員等ではなく、最近３年間、当該社員等として当社またはその現在の子会社の監査業務を担当したことがないこと
6. 弁護士やコンサルタント等であって、役員報酬以外に当社または中核子会社から過去３年平均にて年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ておらず、当社または中核子会社を主要な取引先とする法律事務所等のアドバイザリー・ファームの社員等ではないこと
7. 当社またはその現在の子会社の取締役、執行役、執行役員、専門役員または参与、理事、顧問等役員に準ずる地位にある重要な使用人等（以下、「役員に準ずる者」という）の近親者ではなく、また、最近５年間において当該取締役、執行役、執行役員、専門役員または役員に準ずる者であった者の近親者ではないこと、かつ、その近親者が上記１後段、２、３、５、６と同様の基準に該当しないこと
8. その他、当社の一般株主全体との間で上記にて考慮されている事由以外の事情で恒常的に実質的な利益相反が生じるおそれのない人物であること
9. 仮に上記２～７のいずれかを充足しない者であっても、当該人物の人格、識見等に照らし、当社の十分な独立性を有する社外取締役としてふさわしいと当社が考える者については、当社は、当該人物が会社法上の社外取締役の要件を充足しており、かつ、当該人物が当社の十分な独立性を有する社外取締役としてふさわしいと考える理由を、対外的に説明することを条件に、当該人物を当社の社外取締役候補者とすることができる。

※「中核子会社」：株式会社みずほ銀行、みずほ信託銀行株式会社、みずほ証券株式会社
※「主要な取引先」：直近の事業年度を含む３事業年度各年度の年間連結総売上高（当社の場合は年間連結業務粗利益）の１％以上を基準に判定

株主提案（第３号議案～第10号議案）　30～37頁
一部の株主さま（計３名）からご提案された議案

- 第３号議案から第５号議案までは、２名の株主さま（合計の議決権比率は0.0001％）からの共同のご提案となっております。
- 第６号議案から第10号議案までは、１名の株主さま（議決権比率は0.002％）からのご提案となっております。
- 各議案の議案内容および提案の理由は、誤字・脱字や事実認識も含め原文のまま記載しております。

株主提案とは

会社法は、一定の要件を充足する場合に株主提案権を認めております。このご提案につきましては、法令・定款違反等の場合を除いて、内容の如何にかかわらず、会社は議案を掲載することが義務付けられております。

今回、計３名の株主さまから計８議案のご提案がなされたため、これを掲載しておりますが、取締役会としては、これらの議案いずれにも反対しております。

次頁以降の当社取締役会の意見をご確認いただき、議決権の行使をお願い申し上げます。

株主提案

第３号議案　定款一部変更の件（剰余金の配当等の決定機関）

1. 提案内容

定款第47条を、以下の様に変更する。

現行の条文

「当会社は、法令に別段の定めがある場合を除き、剰余金の配当その他会社法第459条第１項各号に定める事項については、株主総会の決議によらず、取締役会の決議によって定める。」

変更案

「当会社は、法令に別段の定めのある場合を除き、剰余金の配当その他会社法第459条第１項各号に定める事項については、取締役会の決議により定めることができる。」

2. 提案の理由

当社は、一昨年の委員会設置会社への移行に際する定款変更に於いて、剰余金の配当等の決定機関を取締役会に変更したが、これは、無関係な内容を定款変更議案に紛れ込ませた悪質な行為である。その証拠に、三菱UFJフィナンシャルグループは、昨年の委員会設置会社への移行に際しても、配当の決定機関を株主総会のままに留めている。当社は、株主から、配当についての意思表示を株主総会に於いて行う権利を奪ってしまった訳だが、取締役会は、株主が配当水準に不満であれば、任期が１年である取締役を再任しなければよい、と反論する事が予想される。しかし乍ら、配当水準には不満だが、取締役を交代させる必要までは無い、と考える株主も多くいると思われ、その様な株主から意思表示の機会　を奪うのは理不尽である。取締役会で配当額を決める事が可能だが、株主も配当についての　株主提案が可能で、どちらが望ましいかを株主が総会で決定できる様にすべきである。

（会社注）　提案内容・提案の理由は、提出された書面の記載通りに掲載しております。

当社取締役会の意見

反対　**取締役会としては、本議案に反対いたします。**

当社の取締役会は、社外取締役6名を含む非執行取締役が過半数を占め、取締役会議長および指名・報酬委員も全員社外取締役であり、株主の皆さまに対する受託者責任を十分果たすことができる高い独立性、および意思決定プロセスの透明性・公正性が確保された体制です。よって、剰余金の配当等という重要な経営判断においても、会社法第４５９条・同第４６０条に基づき、他の多くの指名委員会等設置会社と同様、機動性・専門性の観点からその決定を株主総会によらず、取締役会の決議によることを承認いただいております。

当社は国際的な金融規制への対応として、十分な自己資本の確保が求められており、取締役会が、経営環境や財務状況を踏まえ、経営方針と一体的な資本政策の一環として配当等を判断することが、企業価値の向上ひいては株主の皆さまの利益につながると考えており、本議案のような定款変更は不要と考えます。

第４号議案　定款一部変更の件（政策保有株式の議決権行使）

1. 提案内容

定款に以下の条文を加える。

「　当会社が経営管理を行っている銀行、証券会社等の子会社に於ける政策保有株式の議決権行使にあたっては、利害関係のない議決権行使助言会社の意見を聞くなどの方法により、適切な議決権行使をするよう、子会社を指導する。」

2. 提案の理由

連結ベースで４兆円以上の株式を保有する当グループは、平成２０年度に４千億円以上の株式関係損失を計上し、二度に渡る巨額増資が必要な一因となった。株式保有を減らす事が基本だが、継続保有株式に関しては、価値の毀損を防ぐ為のリスク管理、価値向上策が必要である。しかし、政策保有株式の議決権行使に関しては、サンテック（極端に低いＲＯＥが長年に渡り継続、経営者が世襲）における増配の株主提案に一貫して反対を続ける等の著しく経済合理性を欠く対応を続けて来た。取引企業との馴れ合いにより、客観的・合理的な議決権行使が妨げられている虞が大きく、株主共通の利益に反する資産管理が行われている事を意味する。従って議決権行使助言会社の助言を参考にする等の方法により、政策保有株式の議決権を合理的に行使し、保有株式の価値向上に努めるべきである。なお当議案は前年の当社総会でＩＳＳが賛成推奨し、３４％の賛同を得ている。

（会社注）　提案内容・提案の理由は、提出された書面の記載通りに掲載しております。

当社取締役会の意見

反対　**取締役会としては、本議案に反対いたします。**

当社および中核子会社（*）において保有する政策保有株式の議決権行使につきましては、以下の観点を踏まえ、発行会社との対話や営業部門から独立した専門部署による検証等を通じ、さまざまな検討を行ったうえで、総合的に判断することとしております。

・発行会社が適切なガバナンス体制を構築し、中長期的な企業価値の増大につながる適切な意思決定を行っているか
・当社グループの企業価値向上に資するものか

特に、企業価値や株主利益に影響を与える可能性のある議案等については、その目的および企業価値向上に向けた考え方等を確認したうえで、賛否を総合的に判断することとしております。

引き続き、上記の方針のもとに適切な議決権行使に努めてまいりますので、定款に本議案のような規定を設けることは不要と考えます。

（*）「中核子会社」：株式会社みずほ銀行、みずほ信託銀行株式会社、みずほ証券株式会社

第５号議案　取締役の選任

1. 提案内容

山口三尊　（昭和４２年＝１９６７年１月２６日生）　を取締役候補とする。

略歴

平成３年３月　中央大学法学部卒業

平成１０年　　不動産鑑定士試験合格

カネボウ個人株主の権利を守る会、アドバンテッジ被害牛角会代表などを歴任

現在、予備校講師

平成２８年１月、カネボウ等の裁判体験記「個人投資家の逆襲（電子書籍）」を執筆

就任承諾あり

所有する当社の株式数　３００００株

2. 提案の理由

当社の社外取締役は全員がイエスマンであり、真に独立性のある社外取締役が存在しない。このため、ガバナンスが極めて低くなっている。

山口は、「個人株主の逆襲」で著述したように、個人投資家保護のためのボランティア活動を長年行っており、株主の利益を経営に反映するために適切な人材である。

また、独立した社外取締役として、株主提案の要件を満たす株主に対して、１直通のメールアドレスを開示すること、２社外取締役との面談を希望する場合には、月に一度以上面談をすることを公約する。

山口は、真の「ワンみずほ」を実現するためには、１系列リース会社（東京センチュリーリース、芙蓉総合リース、興銀リース）の統合、２系列不動産会社（ユニゾホールディングス、ヒューリック）の統合が必要と考えている。また、株主総会における事前質問への回答や、有価証券報告書の総会前提出などにより、株主軽視を改めるべきと考える。

（会社注）　提案内容・提案の理由は、提出された書面の記載通りに掲載しております。

当社取締役会の意見

反対　**取締役会としては、本議案に反対いたします。**

指名委員会が決定した社外取締役候補者６名は、企業経営、法令遵守、財務会計、内部統制、マクロ政策等の分野の深い知見、豊富な経験や高い専門性とともに、経営からの高い独立性を有しております。また、実際に、取締役会や各種委員会等において、経営に対する忌憚ない発言等を通じて経営への適切な牽制を行うとともに、あらゆるステークホルダーの観点を踏まえ、質の高い議論を行う等、取締役会を中心とした高度なガバナンスの実現に大きく貢献してきており、引き続き、その貢献を十分期待できる方々です。

取締役会の監督機能の実効性を確保し、企業価値の向上と、その結果としての内外の経済・産業の発展と社会の繁栄への貢献により、その社会的役割・使命を全うしていくうえで、指名委員会の決定した取締役会の構成が最適であると考えておりますので、本議案による取締役１名の選任は不要と考えます。

第６号議案　定款一部変更の件（顧客に対する言葉使い電話対応改善の件）

1. 提案内容

以下の条文を定款に加える。

「顧客に対する不快な言葉使い及び電話対応を禁止する」

2. 提案の理由

貴社のグループ会社のみずほ証券は旧来の高い手数料を顧客に課しているににもかかわらず、（提案者は他社に代替可能な金融商品取引なら即座に貴社を切り捨てる）

上から目線とも受け止められる”語尾に「ハイ」をつける”言葉使いや、みずほ本体の電話対応も挨拶なしに一方的に電話を切るといった不快な対応をされた。５１万株超株主かつ顧客は会社にとって最高の立場ではないのだろうか。社員の給料年金福利厚生などは、証券は顧客の手数料・銀行なら金利差で得た収益で成り立っていることを考え直すべきではないだろうか。

（会社注）　提案内容・提案の理由は、提出された書面の記載通りに掲載しております。

当社取締役会の意見

反対　**取締役会としては、本議案に反対いたします。**

当社グループは、「お客さまを第一に考える」ことを行動の基本としております。すべての社員のすべての業務が、お客さまの満足と信頼を得ることにつながっていることを自覚し、お客さまとの心の絆（きずな）を大切にした中長期的な信頼関係を築いてまいります。

具体的には、研修や個別指導、外部目線によるチェック等、あらゆる機会を通じて接遇応対の品質向上に取り組んでまいる所存です。

したがって、定款に本議案のような規定を設けることは不要と考えます。

第７号議案　定款一部変更の件（顧客にランクが低いことを伝えない件）

1. 提案内容

以下の条文を定款に加える。

「顧客に対し、顧客ランクが低いことを伝えない」

2. 提案の理由

みずほ証券の支店担当に、郵政３社のＩＰ〇の申込をしたい旨申し出たところ「あなたは申し込んでも割り当てはない。インターネットなら公平だからそちらで申し込んでください」と、明らかに顧客ランクが最低であることを言われて大変不愉快な思いをした、みずほ証券ＨＰでは顧客ランクにより、ＩＰ〇の割り当てをする/しない・顧客ランクは公開しない旨記載されている。このようなことは違反行為かつ人権侵害の恐れもある。顧客に対する対応を今一度見直すきっかけにしてほしい。旧勧銀時代に振込手数料がいくらか警備員に尋ねたら「書いてある通り」と冷たい対応。見えないから聞いているのに、これがみずほ品質なのか。

（会社注）　提案内容・提案の理由は、提出された書面の記載通りに掲載しております。

当社取締役会の意見

反対　**取締役会としては、本議案に反対いたします。**

みずほ証券では、本議案内容に記載されているような「顧客ランク」は存在しておりません。

募集もしくは売出しの取り扱いまたは売出しに係る株券等のお客さまへの配分につきましては、お客さまの投資ニーズの的確な把握に努め、適切な募集等の取り扱いを行うとともに、公正な配分に努めることを基本方針としております。

具体的には、みずほ証券ネット倶楽部の抽選参加サービスにお申し込みされたお客さまには、日本証券業協会規則に基づく抽選により配分を決定いたします。また、営業部店にてお申し込みされたお客さまには、抽選によらず、お客さまの証券投資についての知識・経験、当該証券に対するリスクの認識度、お客さまの投資方針といった「適合性の原則」に則り、総合的な検討を踏まえ、配分をするよう努めております。

したがって、定款に本議案のような規定を設けることは不要と考えます。

第８号議案　定款一部変更の件（グリーンシートにおける最低手数料の撤廃）

1. 提案内容

以下の条文を定款に加える。

「グリーンシートにおける最低手数料を撤廃する」

2. 提案の理由

みずほ証券（以下証券）のグリーンシートで、一桁や10円前後の銘柄を１単元だけ約定をくり返して手数料を不当利得している実態がある。１回２回だけなら”運が悪かった”で済まされるが、頻繁に有っては不正を強く疑う。証券によれば「税金対策で１単元だけ売っている」と反論したので裏書が同一名義なことについて説明を求めると「合同担保」最初のコメントは崩れるこれの反論として「名義書換せずに売っている」。往復の手数料だけで殆ど持ってかれると分かっていて長期継続的１単元ずつ売り買いするはずはない。不正を止めさせる為に最低手数料を撤廃するべきである。

（会社注）　提案内容・提案の理由は、提出された書面の記載通りに掲載しております。

当社取締役会の意見

反対　**取締役会としては、本議案に反対いたします。**

みずほ証券では、日本証券業協会の規則、同協会が店頭取引における秩序維持と公正な取引慣行を確立するために定めたルールに基づき、適正な業務運営を行っております。

お客さまにご負担いただきます売買手数料につきましては、幅広い価格帯、さまざまな売買単位で取引される金融商品取引所での売買取引において適用される売買手数料を勘案するとともに、業務上のコスト等を総合的に判断し最低手数料を設定しております。

これにより、合理的な取引条件、コスト、スピードを以てお客さまにお取引いただける機会を継続的に提供しております。

したがって、定款に本議案のような規定を設けることは不要と考えます。

第９号議案　定款一部変更の件（みずほ証券の顧客ランク制度（ＩＰＯ除く）廃止の件）

1. 提案内容

以下の条文を定款に加える。
「みずほ証券における顧客ランク制度（ＩＰＯ除く）を廃止する」

2. 提案の理由

新光証券時代からあると思われる顧客ランク、ＩＰＯなら他社へ行けばいい。金融商品取引業者は星の数あるから気に入った業者を選べばいいだけだが、独占のグリーンシートにも適用するのはおかしい。注文を出しても同じ値段なら100％横取りされ、約定しないか残りだけ回ってくる（１単元だけも複数あり）これは、顧客ランクによる約定優先度があるとしか考えられない。新光証券時代にクレームを入れたところ取引停止（後にクレームをつけない約束で再開）　独占かつ非開示をいいことにやりたい放題なのはいかがなものかと思う。

（会社注）　提案内容・提案の理由は、提出された書面の記載通りに掲載しております。

当社取締役会の意見

反対　**取締役会としては、本議案に反対いたします。**

みずほ証券では、本議案内容に記載されているような「顧客ランク」は存在しておりません。

また、グリーンシート銘柄につきましては、日本証券業協会の規則、同協会が店頭取引における秩序維持と公正な取引慣行を確立するために定めたルールに基づき、業務運営を適正に行っております。

したがって、定款に本議案のような規定を設けることは不要と考えます。

第10号議案　定款一部変更の件（日本銀行にマイナス金利政策撤廃要望書の提出）

1. 提案内容

以下の条文を定款に加える。

「日本銀行総裁に傘下各行頭取がマイナス金利政策撤廃の要望書を手渡す」

2. 提案の理由

日本銀行（以下日銀）の導入したマイナス金利政策は金融機関（＝株主）だけに負担を求める行為。貸出を伸ばしお金の回転を良くし景気回復させ収益を上げる狙いは思うように行っていない。貸出は伸びず、個人の住宅ローンが伸びてはいるが借り換えが中心で収益増大に結びついていない。無理に信用度の低い者に貸しても不良債権となるだけで過去の金融危機の教訓が生かされていない。銀行生保・郵政３社の株価大暴落で多くの投資家心理が冷え切って個人消費は更に落ち込みの悪循環となっている。日銀は特定の業種に負担を求めるのではなく、別の政策をするように頭取が要望書を日銀総裁に手渡しすべきである。

（会社注）　提案内容・提案の理由は、提出された書面の記載通りに掲載しております。

当社取締役会の意見

反対　**取締役会としては、本議案に反対いたします。**

日本銀行の政策が民間金融機関に与える影響につきましては、短期的な収益面のみならず、中長期的な日本経済の活性化による収益影響等をも併せて考慮すべきであり、「政策撤廃」等と一面的に論ずる事項ではないと考えます。

したがって、定款に本議案のような規定を設けることは不要と考えます。

以　上

〈メ　モ　欄〉

1. 当社の現況に関する事項

(1) 企業集団の事業の経過及び成果等

企業集団の主要な事業内容

みずほフィナンシャルグループ（当社グループ）は、当社、連結子会社143社および持分法適用関連会社27社等で構成され、銀行業務、信託業務、証券業務、その他の金融サービスに係る業務を行っております。

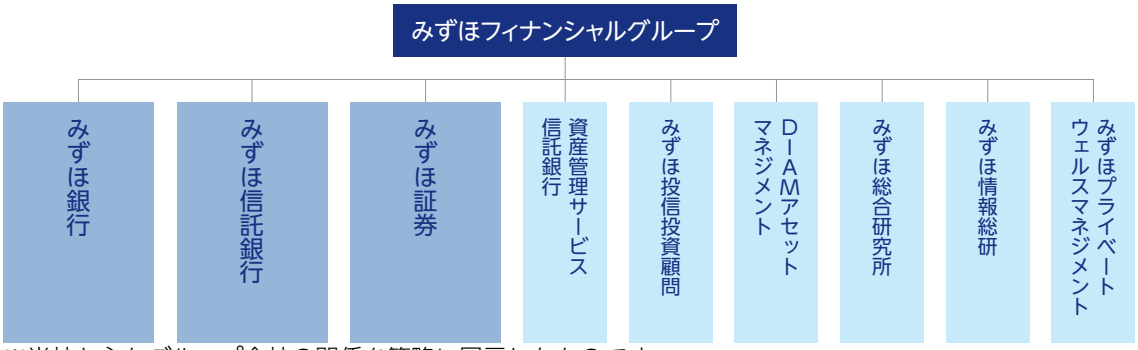

※当社と主なグループ会社の関係を簡略に図示したものです。

金融経済環境

当期の経済情勢を顧みますと、世界経済は、全体としては緩やかな回復が続きましたが、一部には弱さもみられました。先行きは、先進国を中心に引き続き回復が期待されますが、下振れ懸念の残る中国経済の動向や資源価格の動向、地政学的リスクの高まりには注視を要する状況となっております。

米国経済は、良好な雇用環境のもとで回復基調が継続しました。先行きは、底堅い回復が続くことが期待されますが、新興国経済の下振れや金融政策正常化の動きに伴う影響には留意する必要があります。

欧州経済は、英国、ユーロ圏とも回復テンポに鈍化がみられるものの、底堅く推移しました。今後もこうした基調は維持される見通しですが、高水準の失業率、ロシア経済減速の影響、金融政策の動向等に留意が必要な状況が続いております。

アジアでは、中国経済の減速基調が続きました。今後についても、各種政策効果が下支えとなるものの、資本ストック調整が重石となり、減速基調を辿るとみられます。新興国経済については、成長に勢いを欠く状況が続きました。先行きは、通貨安や資源価格下落による影響もあり、景気拡大は緩やかなペースにとどまるとみられます。

日本経済は、輸出、生産は上向きつつあるものの、個人消費は弱含みが続き、全体としては踊り場の状況が続きました。先行きは、雇用者所得の回復を背景とした個人消費の高まりや原油安による企業収益押し上げ効果を支えとして持ち直していくことが期待されますが、為替の動向には留意する必要があります。



企業集団の事業の経過および成果

2015年度業績

2015年度の親会社株主純利益*1は前年度比＋590億円増加の6,709億円となり、業績予想の6,300億円に対し、106％の達成率となりました。

2015年度は、下期以降の中国経済の変調を始めとする内外経済環境の不透明感の高まりや円高の進行に加え、日本においてもマイナス金利政策が導入される等、金融機関にとって厳しい経営環境が続きました。この結果、通期の連結業務純益は8,528億円と、前年度比▲241億円の減少となりました。一方、与信関係費用は▲304億円と計画の半分程度の水準に留まり、また、株式売却の進展に伴う売却益の計上により株式等関係損益は2,056億円と、前年度比＋737億円の増加となったことから、親会社株主純利益は増益となりました。以上の結果、2016年3月末現在の連結普通株式等Tier1比率は10.50％となりました。

当社は、「安定的な自己資本の充実」と「着実な株主還元」の最適なバランスを図る「規律ある資本政策」を遂行しております。

2014年度より、新たな株主還元方針として、連結配当性向30％程度を一つの目処とした上で安定的な配当を実施する方針としております。こうした方針のもと、2015年度の期末配当金につきましては、期初配当予想通りの、普通株式について3円75銭（中間配当金を含め、年間の配当金は前年度と同額の１株当たり7円50銭）とさせていただきました。また、優先株式につきましては、所定の配当金とさせていただきました。

＊1 親会社株主に帰属する当期純利益

親会社株主に帰属する当期純利益
6,709億円
（前期比 ＋590億円）

連結業務純益
8,528億円
（前期比 ▲241億円）

連結普通株式等Tier1比率
10.50％
（前期比 ＋1.07%）

普通株式配当金（年間配当金）
7円50銭
（うち期末配当金は１株当たり3円75銭）

主要な子会社の単体の決算状況は以下の通りとなっております。 （単位：億円）

会社名	経常収益（営業収益）	経常利益	当期純利益*2
当社連結決算	32,152	9,975	6,709
みずほ銀行	22,517	7,040	4,902
みずほ信託銀行	1,942	588	404
みずほ証券	3,198	671	545

＊2 当社連結決算は親会社株主に帰属する当期純利益を記載

当社グループは、2013年度からの３年間を計画期間とする中期経営計画『One MIZUHO New Frontier プラン ～〈みずほ〉の挑戦～』を策定し、推進してまいりました。2015年度はその最終年度として、競争優位の確立に全力を注ぐ１年と位置付け、「銀行・信託・証券」一体戦略、すなわちOne MIZUHO戦略のさらなる進化およびコーポレート・ガバナンスのさらなる高度化に、グループ一丸となって取り組んでまいりました。

その一環として、2015年度は、「オーナー企業等との取引分野」、「大企業との取引分野」、「非日系優良企業との取引分野」、「アセットマネジメント分野」を４つの重点事業分野と定め、収益力の増強を図ってまいりました。

このうち、「アセットマネジメント分野」においては、資産運用ビジネスの強化を目的として、当社と第一生命保険株式会社は、両社グループの資産運用機能を2016年10月に統合し、新会社名を「アセットマネジメント One」とすることを内定する等、具体的な準備を進めております。「アセットマネジメント One」は、フィデューシャリー・デューティー*1を全うし、お客さま信頼度No.１の資産運用会社となること、そしてグローバル大手運用会社と伍するアジアNo.１の資産運用会社となることを目指してまいります。

また、昨今、金融とICT（情報通信技術）の融合、いわゆる「FinTech」（フィンテック）の発展といった新しい金融サービスを巡る環境変化がみられるなか、新たなビジネス創出やお客さまの利便性向上につながる先進的な商品・サービスの開発に取り組み、人工知能を活用したコールセンターの高度化やインターネットを使った資産運用アドバイスサービスを具体化させました。

コーポレート・ガバナンス体制については、指名委員会等設置会社として、株主の皆さまに対する受託者責任を十分果たし得る体制を構築しております。また、2015年６月には、上場会社としていち早く、「コーポレートガバナンス・コード」への対応を記載した「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」を東京証券取引所へ提出しており、すべての原則について実施（コンプライ）しております。

また、リスクガバナンスのさらなる高度化を図るため、グローバルに活動するシステム上重要な金融機関（G-SIFIs）の一角をなす金融グループとして、2015年７月にバーゼル銀行監督委員会により改定版が公表された『銀行のためのコーポレート・ガバナンス諸原則』において示されている「３つの防衛線」の考え方*2に則り、2016年４月からの運営開始に向け、業務運営上の役割や責任をより明確化いたしました。

法令遵守態勢につきましても、反社会的勢力との取引遮断を強化するとともに、マネー・ローンダリングやテロ資金供与の防止に向けた取り組み等を強化してまいりました。

＊1 他者の信任に応えるべく一定の任務を遂行する者が負うべき幅広いさまざまな役割・責任の総称

＊2「業務ライン」、「リスク管理・コンプライアンス機能」、「内部監査機能」の各組織が担うリスク管理・コンプライアンス上の役割・責任に関する考え方

〈みずほ〉のコーポレート・ガバナンス体制

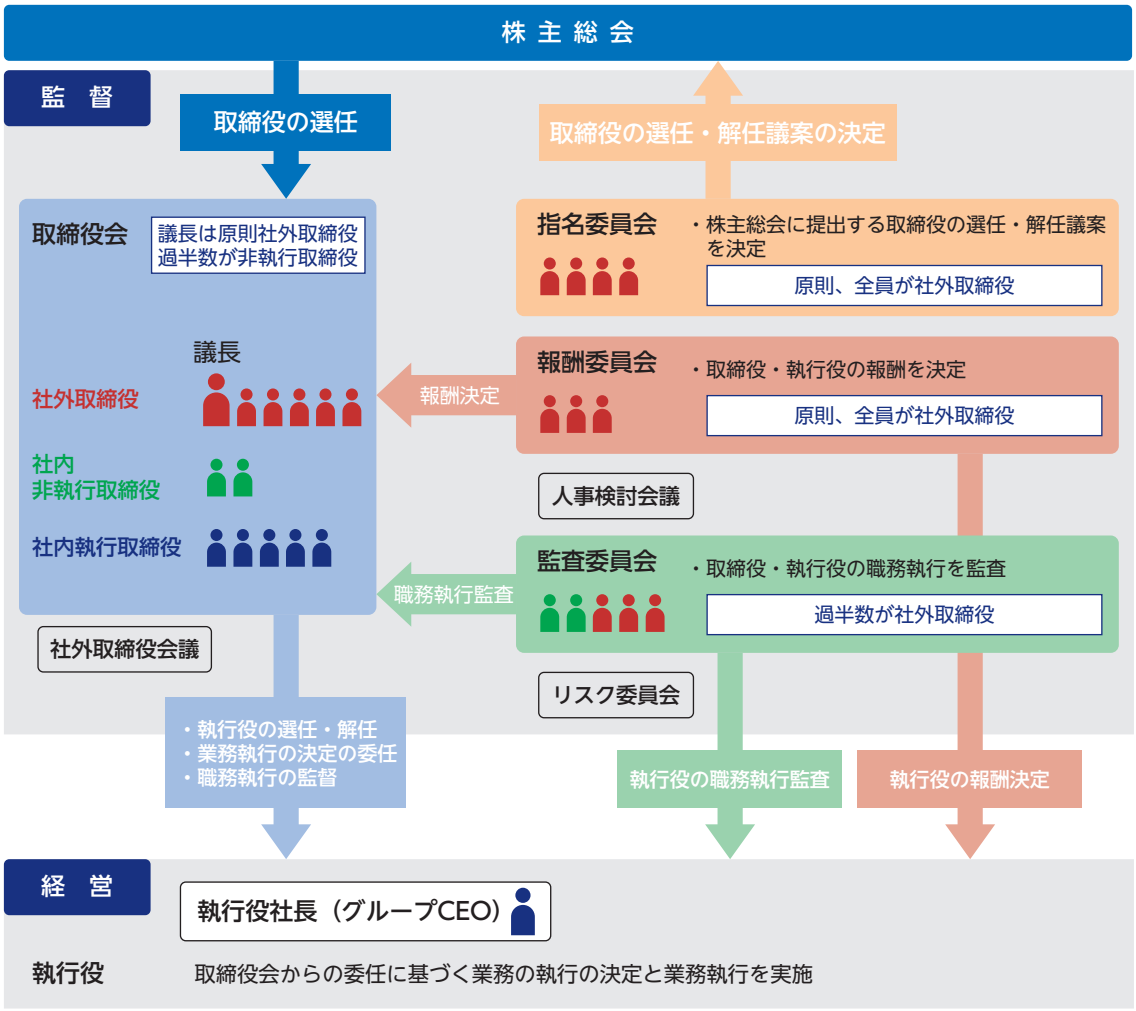

■ 事業戦略

当社グループは、銀行・信託・証券等グループ横断的な戦略を策定・推進する10のユニットを設置し、グループ運営を行ってまいりました。

当年度における各ユニットの事業の経過および成果は次の通りです。

個人ユニット

個人ユニットは、個人のお客さまに向けた業務を担当しております。

当年度は、NISAの活用を始めとした資産づくりの提案や遺言信託、教育資金贈与信託等の資産承継型商品の提供に加え、資金需要が高まる40～50歳代をメインとした新たなカードローンプランの取り扱いを開始する等、多岐にわたる個人のお客さまの金融ニーズへの対応を強化いたしました。

また、インターネットを使った投資信託のアドバイスサービス等、最先端の技術を活用したサービスの提供やスマートフォン向けサービス、ATM拠点の拡充等により、お客さまの利便性の向上にも取り組んでまいりました。



投資信託アドバイスサービス
「SMART FOLIO」



リテールバンキングユニット

リテールバンキングユニットは、企業オーナー・地権者等の個人のお客さまと中小企業に向けた業務を担当しております。

当年度は、資産の承継・運用ならびに、事業の成長・拡大、事業の承継といった法人・個人両面のニーズに対して、さまざまなソリューションの提供を通じ、お客さまとの取引基盤の拡大に努めてまいりました。

また、各種セミナーの開催や医療オーナーのお客さまの専門的なご相談にも対応できる医療経営士からなる医療デスクの立ち上げ等、サービス分野の拡大に努めてまいりました。



銀行・信託・証券共催
トップオーナーズセミナー

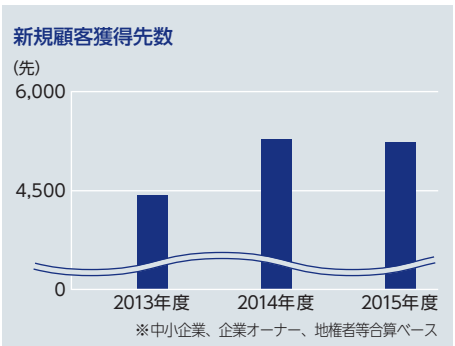

大企業法人ユニット

大企業法人ユニットは、国内大企業法人ならびにそのグループ会社に向けた業務を担当しております。

当年度は、資金調達、経営・財務戦略に関するお客さまのニーズを捉え、さまざまなソリューションを提供するとともに、産業や業種に対する知見を活用した、新産業、成長産業の育成に向けた取り組みを行ってまいりました。

また、みずほ証券における大企業営業体制の再編や営業人員の増強、みずほ銀行とみずほ信託銀行との不動産・年金取引を中心とした連携の加速等、営業体制の強化にも努めてまいりました。



日本から中東への食と農の輸出促進支援を目的としたファンド「Gulf Japan Food Fund」調印式

公表案件M&Aアドバイザリーランキング

順位	アドバイザー	件数
1	みずほフィナンシャルグループ	169
2	三井住友フィナンシャルグループ	165
3	野村證券	130

※2015年度
※件数ベース
※日本企業関連公表案件、不動産案件は除く
（出典）トムソン・ロイターの情報を基に、みずほ銀行にて作成

事業法人ユニット

事業法人ユニットは、中堅・中小企業を中心とするオーナー企業に向けた業務を担当しております。

当年度は、多様な資金調達ニーズへの積極的な対応に加え、お客さまの成長段階に応じた経営課題を把握のうえ、ビジネスマッチング、事業再編、海外進出、新規株式上場支援等、お客さまの成長戦略支援に積極的に取り組んでまいりました。

また、後継者への経営権・自社株式の円滑な承継対策や、資本政策・組織再編といった法人・個人両面のニーズに対し、グループ一体となってソリューションを提供してまいりました。



ビジネスマッチングフォーラム
「ビジット・ジャパン（訪日旅行推進）編」

中小企業等貸出残高

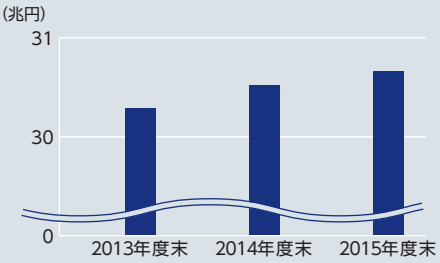

金融・公共法人ユニット

金融・公共法人ユニットは、国内の金融法人、公共法人に向けた業務を担当しております。

当年度は、お客さまの資金調達、財務戦略ニーズへの積極的な対応に加え、幅広い運用商品の提案や、指定金融機関業務等のソリューションを提供してまいりました。

また、政府の日本再興戦略にも盛り込まれている地方創生の分野において、地域金融機関、国や地方公共団体と連携し、特に農林漁業の成長産業化、空港や公共施設等のPPP/PFI（官民連携）導入、ファンド組成を含めた産学官連携に積極的に取り組んでまいりました。



〈みずほ〉出資・関与の
農林漁業６次産業化ファンド一覧

市場公募地方債引受ランキング

順位	金融機関名	シェア
1	みずほ銀行	12.3%
2	野村證券	9.5%
3	大和証券	9.1%

※2015年度
※10年シ団方式の加重平均
（出典）地方債協会公表資料等を基に、みずほ銀行にて作成

国際ユニット

国際ユニットは、海外進出日系企業および非日系企業等に向けた業務を担当しております。

当年度は、日系企業のお客さまの海外事業展開をサポートするとともに、非日系企業のお客さまについては、海外地域ごとに重点営業対象先を選定し、長期的な関係構築とビジネスの拡大に努めてまいりました。

また、拠点ネットワークの拡充および海外の主要な金融機関や政府系機関等との提携関係の構築を進め、サービス提供力の強化にも努めてまいりました。



「ムンバイ支店アーメダバード出張所」開所式

海外向け貸出（2016年3月末）

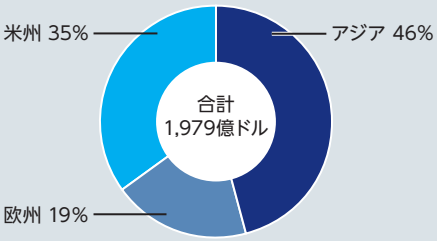

投資銀行ユニット

投資銀行ユニットは、M&A、不動産、アセットファイナンス、プロジェクトファイナンス、コーポレートファイナンスの５つの事業分野を中心に、さまざまなソリューションを提供しております。

当年度は、国内初のコンセッション事業*に対するプロジェクトファイナンスを組成する等、各事業分野において数多くの案件を組成いたしました。

また、不動産アセットマネジメント分野における運用力の強化および取り組み領域の拡大を企図し、シンプレクス不動産投資顧問ならびにシンプレクス・リート・パートナーズをみずほ信託銀行が子会社化いたしました。

＊ 公共施設等の所有権を公的機関に残したまま、運営を民間事業者が行う事業

トランザクションユニット

トランザクションユニットは、国内為替、外国為替、資金管理やトレードファイナンス、コルレス円決済、カストディ、証券代行等の幅広いソリューションを提供しております。

当年度は、年々高まるお客さまのグローバルな資金効率化のニーズにワンストップで対応が可能な専門部隊の設置や、証券代行の分野における新規株式上場対応の専門部隊の設置等、コンサルティング機能の強化に努めてまいりました。

アセットマネジメントユニット

アセットマネジメントユニットは、個人から機関投資家までの幅広いお客さまの資産運用ニーズに応じた商品開発やサービスの提供を行っております。

当年度は、個人のお客さまに対して、中長期の資産形成に資する投資信託、ファンドラップ等の商品を提供するとともに、年金や地域金融機関のお客さまに対して、ポートフォリオ全体に対する分析・評価を基にした資産配分や運用戦略の組みあわせに関するアドバイス等のサービスを提供してまいりました。

また、統合運用会社「アセットマネジメント One」設立に向けた準備に加え、お客さまニーズ対応力強化の観点から、グローバルな運用プラットフォームの拡充を企図し、アジアプロダクツ特化型では米国最大の独立系運用会社であるMatthews International Capital Managementをみずほ銀行の持分法適用会社といたしました。

市場ユニット

市場ユニットは、金利・エクイティ・クレジット等への投資業務に加え、セールス＆トレーディング業務として、個人から機関投資家までの幅広いお客さまに対して金利・為替・株式・コモディティ等、マーケット商品全般を提供しております。

当年度は、市場環境を踏まえ、グループのグローバルネットワークを活用し、為替・デリバティブ関連のヘッジニーズや、株式・債券等の投資ニーズに対応するとともに、デリバティブ取引のシステム整備等、セールス＆トレーディング業務の強化に努めてまいりました。

また、投資業務については、市場の変動を踏まえた予兆管理と投資分散を進め、安定的なポートフォリオ運営に努めてまいりました。

当社グループは、以上のような事業戦略の展開に加え、環境・社会・ガバナンス（ESG）を巡る課題について、社会の持続可能な発展への貢献と新たな企業価値創造に向け、CSR（企業の社会的責任）への取り組みとして推進してまいりました。「環境」の面においては、社会の環境配慮促進に資する取り組みをグループ一体となって推進しております。具体的には、太陽光発電や風力発電事業等への融資等、各種環境関連ファイナンスに取り組みました。「社会」の面においては、社会の持続可能な発展に貢献するビジネスや地域・社会のニーズを踏まえた社会貢献活動を推進しております。具体的には、日本に軸足を置く金融機関として、日本経済・社会の発展と産業競争力強化への貢献を目指し、「地方創生」に向けたファンドへの出資や農林漁業の６次産業化に向けた支援等を行いました。また、東日本大震災により被害を受けられた被災地の生活および産業・経済の復旧、被災地を中心とする地域の復興支援にも、引き続きグループの総力を挙げて取り組んでまいりました。社会貢献活動としては、大学での寄付講義・講座等の金融教育の支援にも引き続き積極的に取り組んでおります。「ガバナンス」の面においては、前述の通り、コーポレート・ガバナンスの高度化に努めてまいりました。

金融円滑化につきましても、金融機関の持つ社会的責任、公共的使命の重みを常に認識し、新規融資や貸付条件の変更等の申込みに対し適切に対応するとともに、コンサルティング機能の発揮に努める等、グループを挙げて取り組んでまいりました。また、日本商工会議所と一般社団法人全国銀行協会を事務局とする「経営者保証に関するガイドライン研究会」から、2013年12月に公表された「経営者保証に関するガイドライン」につきましても、その趣旨や内容を十分に踏まえ、適切に対応するよう努めております。

企業集団が対処すべき課題

当社グループは、2016年度からの３年間を計画期間とする新中期経営計画

『進化する“One MIZUHO”
～総合金融コンサルティンググループを目指して～』

をスタートいたしました。

この計画は、不透明な規制環境に加え、世界経済も新興国経済が牽引してきた構図の変調や資源価格の長期低迷等、ターニングポイントを迎えつつあるとともに、金融イノベーションの急速な進展等のゲームチェンジが起こりつつあるなか、こうした新しい環境変化に対応できるビジネスモデルの構築を目指すものです。

具体的には、前中期経営計画で推進してきた「お客さま第一（Client-Oriented）」をさらに徹底するとともに、厳しい経営環境への対応として、業務高度化・効率化プロジェクトにより「オペレーショナルエクセレンス（卓越した業務遂行力）」を追求してまいります。

新中期経営計画は、「お客さま第一」と「オペレーショナルエクセレンス」を２つの土台として、「総合金融コンサルティンググループ」という新しいビジネスモデルを構築し、前中期経営計画で標榜した“One MIZUHO戦略”を進化させようとするものであり、新中期経営計画における目指す姿、５つの基本方針、さらに、基本方針を具体化した事業戦略、財務戦略、経営基盤における戦略軸として、10の戦略軸を設定しております。

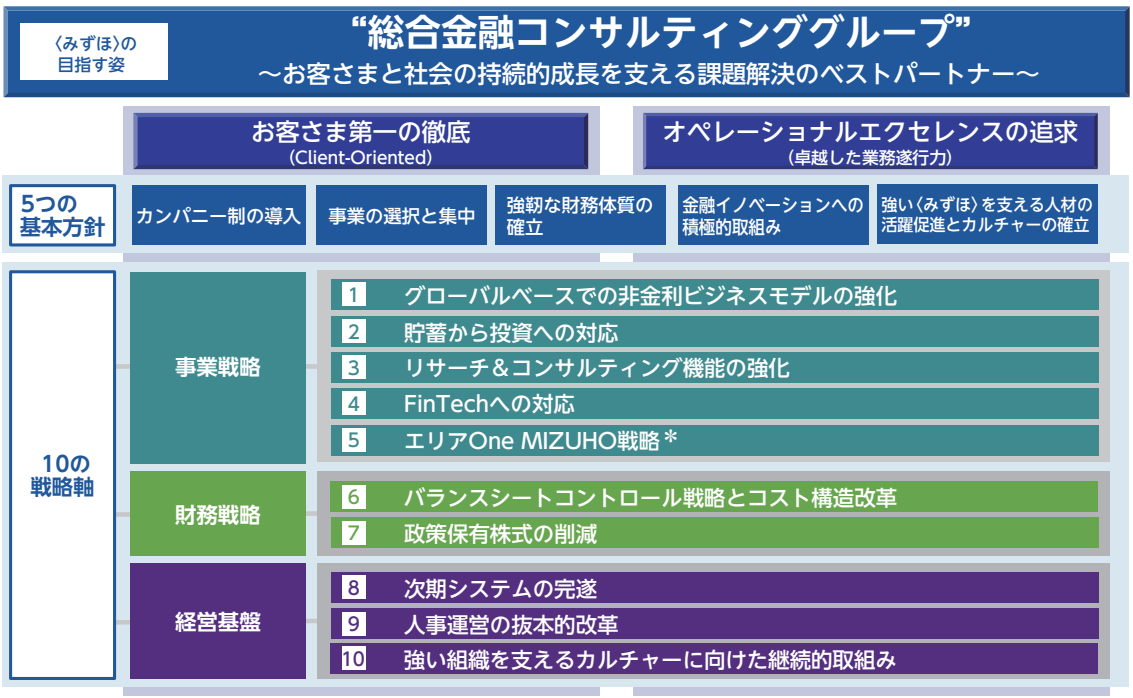

＊ 同一地域における銀行・信託・証券一体でのOne MIZUHO戦略。営業拠点がエリア戦略を主体的に考え実行。

オペレーショナルエクセレンス（卓越した業務遂行力）

One MIZUHO戦略の実行力である「オペレーション」を向上させ、「お客さま第一」を軸とする戦略の差別化とあわせて、〈みずほ〉の持続的な競争優位の確立につなげ、お客さまサービスの付加価値を向上すべく、「オペレーショナルエクセレンス」を追求いたします。既存の業務プロセスを徹底的に見直し、「オペレーションの効率化」と「オペレーションの高度化による顧客価値創出」を実現してまいります。

カンパニー制の導入

「お客さま第一」のさらなる徹底を図るべく、持株会社のもとで、銀行・信託・証券を一体的に運営する〈みずほ〉の特長と優位性を活かし、お客さまのニーズに即した最高の金融サービスを迅速に提供していくため、2016年４月１日付で、顧客セグメント別のカンパニー制を導入いたしました。これまでも〈みずほ〉は、ユニット制のもと、お客さまの属性ごとに特化したグループ各社横断的なシャープな戦略展開を行ってきましたが、カンパニー制ではその方向性をさらに徹底し、戦略の企画・立案から戦略の遂行に至るプロセスにおいて、より強力に、よりスピーディーに、お客さまの属性に応じて一貫した戦略を展開できる体制といたします。

具体的には、顧客セグメントごとに、リテール・事業法人カンパニー、大企業・金融・公共法人カンパニー、グローバルコーポレートカンパニー、グローバルマーケッツカンパニー、アセットマネジメントカンパニーの５つのカンパニーを設置し、「お客さま第一」の観点からのアプローチ（マーケット・イン型アプローチ）を徹底的に強化いたします。また、プロダクツ、リサーチ等の機能は「専門性のさらなる強化」と「対顧セグメント横断的な機能活用」を図るため、２つのユニットとして独立して設置いたしました。なお、リサーチ等の機能に関しては、グループ内のリサーチ機能とコンサルティング機能を“One シンクタンク”として集約し、お客さまのあらゆる課題解決に取り組む専門家集団と位置付け、リサーチ＆コンサルティングユニットを新設いたしました。

また、グループ全体のリスクアペタイト方針（リスクテイクに関する基本的な方針）に則り、収益力の向上とリスク・リターン構造の改革に取り組んでまいりますとともに、本部スリム化とスピーディーな意思決定を実現し、現場力・営業力の一層の向上を目指してまいります。

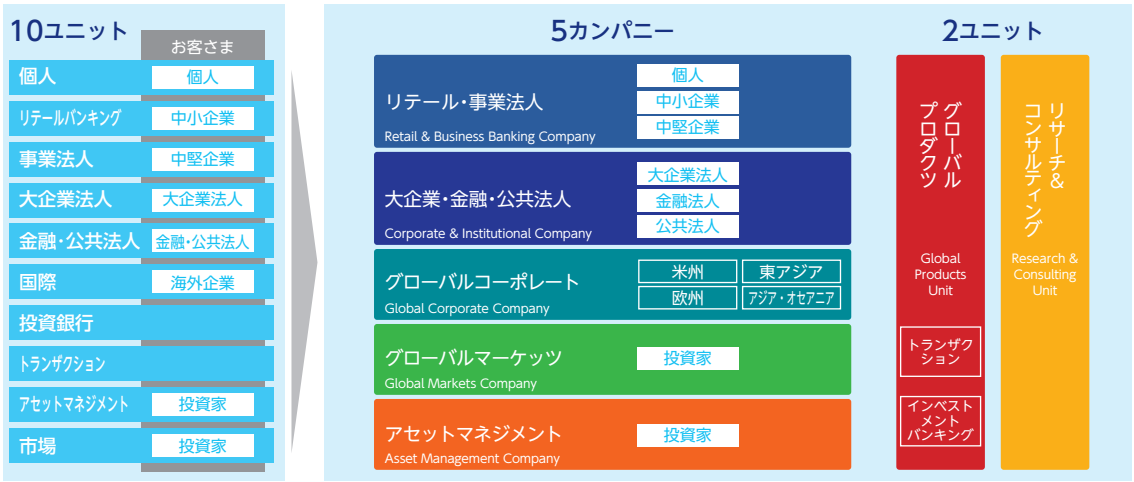

■ 事業戦略

当社グループは、新しい顧客セグメント別経営体制のもと、新しい中期経営計画における10の戦略軸に基づき、「お客さま第一」を徹底的に強化してまいります。

各カンパニー・ユニットにおける事業戦略は以下の通りです。

リテール・事業法人カンパニー　Retail & Business Banking Company

リテール・事業法人カンパニーは、個人・中小企業・中堅企業のお客さまに向けた業務を担当いたします。

個人のお客さまには、資産運用、資産承継等のコンサルティング提供力の向上に努めていくとともに、先進的な技術の活用・他社との提携等による、利便性の高いサービスの開発・提供に取り組んでまいります。

中小企業・中堅企業のお客さまには、事業の成長・拡大、事業承継、海外展開等の経営課題や、企業オーナー等のお客さまの資産承継・運用等、法人・個人両面のニーズに対してソリューションを提供してまいります。

こうした取り組みを通じ、お客さまとともに成長する「総合金融コンサルティングカンパニー」を目指してまいります。

大企業・金融・公共法人カンパニー　Corporate & Institutional Company

大企業・金融・公共法人カンパニーは、国内の大企業法人・金融法人・公共法人のお客さまに向けた業務を担当いたします。

大企業法人のお客さまには、資金調達・運用、経営・財務戦略等に関するお客さまニーズに対し、シンジケートローンや社債引受、M&A等、お客さまごとのオーダーメード型ソリューションの提供力を強化してまいります。

金融法人のお客さまには、財務戦略等に関する助言や各種運用商品の提案、公共法人のお客さまには、公共債の受託、引受を通じた資金調達支援、指定金融機関業務等、グループ横断的に最適な金融サービスを提供してまいります。加えて、日本経済の重要課題である、地方創生に向けた取り組みも継続してまいります。

これらの取り組みを通じ、お客さまから最も信頼されるパートナーになることを目指してまいります。

グローバルコーポレートカンパニー　Global Corporate Company

グローバルコーポレートカンパニーは、海外進出日系企業および非日系企業等のお客さまに向けた業務を担当いたします。

お客さまの事業への深い理解と、貸出、社債引受等のコーポレートファイナンスの分野での強みを活かし、さまざまなソリューションを提供し、日系企業のお客さまの海外事業展開サポート、非日系企業のお客さまとの長期的な関係構築に努めてまいります。

また、拠点ネットワークの拡充や、海外の地場金融機関や政府系機関等との業務提携構築を進め、サービス提供力のさらなる強化に努めてまいります。

これらの取り組みを通じ、大きく変わる世界の経済動向・規制動向のなかで、持続的に成長するカンパニーを目指してまいります。

グローバルマーケッツカンパニー　Global Markets Company

グローバルマーケッツカンパニーは、金利・エクイティ・クレジット等への投資業務に加え、個人から機関投資家まで幅広いお客さまに対して、セールス＆トレーディング業務として、金利・為替・株式・コモディティ等、マーケット商品全般を提供してまいります。

銀行・信託・証券連携による幅広いプロダクツ提供力を活かし、アジアトップクラスのグローバルマーケットプレイヤーを目指してまいります。

アセットマネジメントカンパニー　Asset Management Company

アセットマネジメントカンパニーは、個人から機関投資家まで幅広いお客さまの資産運用ニーズに応じた商品開発やサービスの提供を担当いたします。

フィデューシャリー・デューティー*を全うし、個人のお客さまの資産形成に資する運用商品の提供や、年金等のお客さまの多様化するニーズにお応えする商品提供力・商品選定機能の強化、確定給付年金と確定拠出年金を一体で捉えた総合提案への取り組みを強化してまいります。

こうした取り組みを通じて、国内金融資産の活性化に貢献することを目指してまいります。

＊ 41頁＊1をご参照

グローバルプロダクツユニット　Global Products Unit

グローバルプロダクツユニットは、各カンパニーと連携し、あらゆるお客さまに対して、高度な専門性を駆使し、事業・財務戦略アドバイス、資金調達サポート、国内外為替・決済等のソリューションを提供してまいります。

こうした取り組みを通じて、〈みずほ〉の目指す「総合金融コンサルティンググループ」をプロダクツの面から支えることを目指してまいります。

リサーチ＆コンサルティングユニット　Research & Consulting Unit

リサーチ＆コンサルティングユニットは、〈みずほ〉の目指す「総合金融コンサルティンググループ」を支える邦銀初の本格的リサーチ＆コンサルティングユニットとして、お客さまの顕在的・潜在的な課題解決に取り組む専門家集団を目指し、グローバルな視点を強化してまいりますとともに、マクロ・ミクロ両面からのアプローチにより、各カンパニーと連携し、ソリューションを提供してまいります。

■ 経営管理・経営基盤等

事業戦略と表裏一体をなす経営管理・経営基盤についても、規制強化等の外部環境変化を踏まえ、以下の取り組みを進めてまいります。

リスクアペタイト・フレームワークの高度化

当社は、事業戦略・財務戦略とリスク管理の一体運営を通じて企業価値の向上を実現する観点から、リスクアペタイト･フレームワークを導入しております。戦略を実現するために、どのようなリスクをどの程度取るかを明確にしたうえで経営資源の配分や収益計画を決定し、運営状況のモニタリング等を通じリスク･リターンの最適化に取り組んでおります。

また、リスクに向き合う際に共有すべき価値観・行動軸の実現に向けた「リスクに関する行動指針」を制定いたしました。すべての役員および社員へ「リスクに関する行動指針」を浸透させる取り組みを通じて健全なリスクカルチャーを醸成し、当社のリスクアペタイト･フレームワークを実効的なものとするよう、引き続き取り組んでまいります。

次期システムの完遂

最重要・最大規模のシステムプロジェクトとして、万全の態勢のもと、「安全・着実」に完遂するべく取り組んでおります。

政策保有株式の削減

「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」に記載の通り、上場政策保有株式については、「保有の意義が認められる場合を除き、保有しない」ことを基本方針としております。株価変動に伴う財務影響を軽減し、ストレス時においても金融仲介機能を十分に発揮できるよう、引き続き政策保有株式の削減に努めてまいります。

人事運営の抜本的改革

社員エンゲージメント（社員と会社がお互いの成長に貢献し合う関係性）を高め、人材の面から競争優位を確立すべく、人事運営の抜本的改革に取り組んでまいります。人事戦略、人事制度ならびに人事運営のプリンシプルを制定し、グループの全社員が自らのステップアップと組織貢献に対する意欲を高め、各人の能力を持続的に伸ばして最大限に発揮しながら長く活躍することを実現し、人材における差別化を図ってまいります。

フィデューシャリー・デューティー*の実践

当社は、中長期的なパートナーとして、最も信頼されるグループであり続けるべく、資産運用関連業務におけるフィデューシャリー・デューティーの実践に向けたグループの取組方針を定めております。お客さまの利益に真に適う商品・サービスを提供する等、当該方針に従った取り組みを、グループ各社において一層強化してまいります。

＊ 41頁＊1をご参照

強い組織を支えるカルチャーに向けた継続的取り組み

強固なカルチャーの確立に向け、引き続き取り組んでまいります。具体的には、各部拠点がそれぞれ目指すべき姿をまとめた「自部店ビジョン」実現に向けた取り組みや、国内外の部店長を対象にカルチャーについて議論する「部店長オフサイト」等、今後とも各種取り組みを継続・強化してまいります。

強固なブランドの確立

当社グループは、新しい中期経営計画をブランド構築のアクションプランと位置付け、目指す姿である、お客さまと社会の持続的成長を支える課題解決のベストパートナーとしての「総合金融コンサルティンググループ」の実現を通じて、強固なブランドを確立してまいります。中期経営計画の達成とともに、ブランドコミュニケーションの実践等、今後とも一層のブランド価値向上に向けた取り組みを進めてまいります。

2016年４月に発生した熊本地震に際しましては、被災されたお客さま向け融資のご相談を速やかに開始する等、被災者の皆さまの災害復旧に役立てていただくための取り組みを実施いたしております。引き続き、災害復旧に向けた支援に取り組んでまいります。

当社グループは、反社会的勢力との取引遮断をはじめとする法令遵守態勢およびガバナンス態勢の強化に引き続き努めてまいります。

社会の持続可能な発展にグループの総力を挙げて貢献するとともに、企業価値のさらなる向上に邁進してまいります。なお、みずほ銀行とみずほ信託銀行の統合の可能性につきましても、引き続き検討してまいります。

株主の皆さまにおかれましては、引き続き一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(2) 企業集団及び当社の財産及び損益の状況

イ. 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：億円)

	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度
経常収益	29,130	29,277	31,802	32,152
経常利益	7,503	9,875	10,108	9,975
親会社株主に帰属する当期純利益	5,605	6,884	6,119	6,709
包括利益	12,708	8,329	19,410	3,045
純資産額	77,362	83,045	98,005	93,532
総資産	1,774,110	1,758,228	1,896,847	1,934,585

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

ロ. 当社の財産及び損益の状況

(単位：億円)

	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度
営業収益	2,621	3,168	3,777	3,335
受取配当額	2,330	2,851	3,446	2,928
銀行業を営む子会社	2,313	2,820	3,160	2,720
その他の子会社等	17	31	286	208
当期純利益	百万円 241,337	百万円 285,861	百万円 349,001	百万円 304,389
1株当たり当期純利益	9円69銭	11円53銭	14円11銭	12円17銭
総資産	62,021	62,513	66,031	70,642
銀行業を営む子会社株式等	59,686	54,548	54,548	54,548
その他の子会社株式等	547	5,685	5,685	5,677

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 1株当たり当期純利益は、以下の算式により算定しております。

$$1\text{株当たり当期純利益} = \frac{\text{損益計算書上の当期純利益} - \text{普通株主に帰属しない金額（優先配当額等）}}{\text{普通株式の期中平均発行済株式数} - \text{普通株式の期中平均自己株式数}}$$

(3) 企業集団の使用人の状況

		使用人数（人）
2015年度末	株式会社みずほ銀行（連結）	35,382
	みずほ信託銀行株式会社（連結）	4,879
	みずほ証券株式会社（連結）	9,182
	その他	6,932
	合計	**56,375**
2014年度末	株式会社みずほ銀行（連結）	34,528
	みずほ信託銀行株式会社（連結）	4,684
	みずほ証券株式会社（連結）	8,908
	その他	6,664
	合計	**54,784**

（注）1. 使用人数は、みずほフィナンシャルグループおよび連結子会社の就業者数を記載しております。
2. 使用人数は、海外の現地採用者を含み、嘱託および臨時従業員を含んでおりません。
3. みずほフィナンシャルグループの使用人数は、「その他」に含めて記載しております。

（ご参考）

みずほフィナンシャルグループならびにみずほ銀行、みずほ信託銀行、みずほ証券（以下４社という）における使用人の状況は、以下の通りであります。

	2015年度末	2014年度末
使用人数	38,907人	37,713人
平均年齢	38年６月	38年４月
平均勤続年数	14年６月	14年６月
平均給与月額	501千円	481千円

（注）1. 使用人数は、４社の就業者数を記載しております。
2. 使用人数は、４社合算であり、平均年齢、平均勤続年数および平均給与月額は、４社平均であります。
3. 使用人数は、嘱託および臨時従業員を含んでおりません。
4. 平均年齢、平均勤続年数および平均給与月額は、出向者および海外の現地採用者を除いて算出しており、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
5. 平均給与月額は、３月中の税込平均給与であり、賞与を含んでおりません。

(4) 企業集団の主要な営業所等の状況

イ. 銀行持株会社

みずほフィナンシャルグループ：本社

ロ. 銀行業

みずほ銀行

	営業所数		主要な営業所
	2015年度末	2014年度末	
関東・甲信越	383	377	本店ほか
北海道・東北	16	16	札幌支店、仙台支店ほか
北陸・東海・近畿	85	85	大阪支店、名古屋支店ほか
中国・四国	16	16	広島支店、高松支店ほか
九州・沖縄	13	13	福岡支店ほか
国内計	**513**	**507**	
米州	13	11	ニューヨーク支店ほか
欧州・中近東	7	7	ロンドン支店ほか
アジア・オセアニア	22	20	香港支店、シンガポール支店ほか
海外計	**42**	**38**	
合計	**555**	**545**	

(注) 1. 営業所には出張所、振込専用支店、口座振替専用支店、ATM統括支店（「共同利用ATM」管理専門支店）、確定拠出年金支店（確定拠出年金専用店）、インターネット支店を含んでおります。
2. 上記のほか、2015年度末現在において、銀行代理業者が銀行代理業を営む営業所を248か店（2014年度末143か店）、店舗外現金自動設備を51,750か所（2014年度末49,526か所）、駐在員事務所を6か所（2014年度末７か所）設置しております。
3. このほか、外貨両替業務を中心とした出張所を成田空港に５か所（2014年度末３か所）、関西国際空港に２か所（2014年度末２か所）、羽田空港に４か所（2014年度末４か所）、銀座に１か所（新設）、店舗外外貨自動両替機を成田空港に４か所（2014年度末４か所）、銀座に２か所（新設）設置しております。

みずほ信託銀行

	営業所数		主要な営業所
	2015年度末	2014年度末	
関東・甲信越	38	36	本店、横浜支店ほか
北海道・東北	2	2	札幌支店、仙台支店
北陸・東海・近畿	9	9	大阪支店、名古屋支店ほか
中国・四国	3	3	広島支店、岡山支店ほか
九州	3	3	福岡支店ほか
合計	**55**	**53**	

(注) 1. 営業所には出張所を含んでおります。
2. 上記のほか、2015年度末現在において、信託代理店51先（2014年度末51先）を設置しております。

ハ. 証券業

みずほ証券

	営業所数		主要な営業所
	2015年度末	2014年度末	
関東・甲信越	45	43	本店、新宿営業第一部ほか
北海道・東北	6	6	札幌支店、仙台支店ほか
北陸・東海・近畿	38	41	大阪営業第一部、名古屋支店ほか
中国・四国	10	10	広島支店、高松支店ほか
九州	8	8	福岡支店、熊本支店ほか
合計	107	108	

(注) 1. 上記のほか、2015年度末現在において、駐在員事務所を２か所（2014年度末２か所）設置しております。
2. 上記のほか、2015年度末現在において、みずほ銀行ロビー内の「証券投資に係るご相談ブース」（プラネットブース）を165か所（2014年度末164か所）設置しております。

ニ. その他の事業

みずほ情報総研：本社ほか

(5) 企業集団の設備投資の状況

イ. 設備投資の総額

(単位：百万円)

	株式会社みずほ銀行（連結）	みずほ信託銀行株式会社（連結）	みずほ証券株式会社（連結）	その他
設備投資の総額	71,326	2,000	9,202	2,728

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. みずほフィナンシャルグループの設備投資の総額は、「その他」に含めて記載しております。

ロ. 重要な設備の新設等

該当するものはありません。

(6) 重要な子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当社議決権比率	当社への配当額
				百万円	%	百万円
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区	銀行業務	1923年5月7日	1,404,065	100.00	242,661
みずほ信託銀行株式会社	東京都中央区	信託業務 銀行業務	1925年5月9日	247,369	100.00	29,284
みずほ証券株式会社	東京都千代田区	証券業務	1917年7月16日	125,167	95.80	16,409
資産管理サービス信託銀行株式会社	東京都中央区	信託業務 銀行業務	2001年1月22日	50,000	54.00	124
みずほ投信投資顧問株式会社	東京都港区	投資運用業務 投資助言・代理業務	1964年5月26日	2,045	100.00	544
DIAMアセットマネジメント株式会社	東京都千代田区	投資運用業務 投資助言・代理業務	1985年7月1日	2,000	50.00	1,272
みずほ総合研究所株式会社	東京都千代田区	シンクタンク・コンサルティング業務	1967年12月2日	900	98.60	278
みずほ情報総研株式会社	東京都千代田区	情報処理サービス業務	1970年5月11日	1,627	91.50	2,310
株式会社みずほプライベートウェルスマネジメント	東京都千代田区	コンサルティング業務	2005年10月3日	500	100.00	–
株式会社オリエントコーポレーション	東京都千代田区	信販業務	1951年3月15日	150,015	49.00 (49.00)	–
みずほ信用保証株式会社	東京都千代田区	信用保証業務	1974年11月29日	13,281	100.00 (100.00)	–
新光投信株式会社	東京都中央区	投資運用業務 投資助言・代理業務	1961年6月14日	4,524	94.84 (94.84)	–
確定拠出年金サービス株式会社	東京都中央区	確定拠出年金関連業務	2000年9月11日	2,000	60.00 (60.00)	–
日本株主データサービス株式会社	東京都杉並区	事務代行業務	2008年4月1日	2,000	50.00 (50.00)	–
みずほ不動産販売株式会社	東京都中央区	不動産仲介業務	1986年7月15日	1,500	76.87 (76.87)	–
日本ペンション・オペレーション・サービス株式会社	東京都中央区	年金制度管理及び事務執行業務	2004年12月21日	1,500	50.00 (50.00)	–
みずほファクター株式会社	東京都千代田区	ファクタリング業務	1977年4月1日	1,000	100.00 (100.00)	–
みずほキャピタル株式会社	東京都千代田区	ベンチャーキャピタル業務	1983年7月27日	902	49.99 (49.99)	–
ユーシーカード株式会社	東京都千代田区	クレジットカード業務	2005年10月1日	500	50.99 (50.99)	–
みずほ第一フィナンシャルテクノロジー株式会社	東京都千代田区	金融技術の調査・研究・開発業務	1998年4月1日	200	60.00 (60.00)	–

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当社議決権比率	当社への配当額
				百万円	%	百万円
みずほインターナショナル (Mizuho International plc)	英国ロンドン市	証券業務 銀行業務	1975年3月14日	465,479 (2,875百万スターリングポンド)	100.00 (100.00)	—
みずほ銀行（中国）有限公司 (瑞穂銀行（中国）有限公司)	中華人民共和国 上海市	銀行業務	2007年6月1日	165,205 (9,500百万人民元)	100.00 (100.00)	—
ジョイント・ストック・コマーシャル・バンク・フォー・フォーリン・トレード・オブ・ベトナム (Joint Stock Commercial Bank for Foreign Trade of Vietnam)	ベトナム 社会主義共和国 ハノイ市	銀行業務	2008年6月2日	135,916 (26,650,203百万ドン)	15.00 (15.00)	—
みずほセキュリティーズアジアリミテッド (Mizuho Securities Asia Limited)	中華人民共和国 香港特別行政区	証券業務	1999年4月30日	34,573 (2,379百万香港ドル)	100.00 (100.00)	—
インドネシアみずほ銀行 (PT.Bank Mizuho Indonesia)	インドネシア共和国 ジャカルタ市	銀行業務	1989年7月8日	27,791 (3,269,574百万ルピア)	98.99 (98.99)	—
米国みずほ証券 (Mizuho Securities USA Inc.)	アメリカ合衆国 ニューヨーク州 ニューヨーク市	証券業務	1976年8月16日	18,773 (166百万米ドル)	100.00 (100.00)	—
オランダみずほ銀行 (Mizuho Bank Nederland N.V.)	オランダ王国 アムステルダム市	銀行業務 証券業務	1974年3月1日	18,088 (141百万ユーロ)	100.00 (100.00)	—
ブラジルみずほ銀行 (Banco Mizuho do Brasil S.A.)	ブラジル連邦共和国 サンパウロ州 サンパウロ市	銀行業務	1911年1月11日	16,424 (524百万レアル)	100.00 (100.00)	—
ルクセンブルグみずほ信託銀行 (Mizuho Trust & Banking (Luxembourg) S.A.)	ルクセンブルグ大公国 ミュンズバッハ市	信託業務 銀行業務	1989年3月21日	11,832 (105百万米ドル)	100.00 (100.00)	—
米国みずほ銀行 (Mizuho Bank (USA))	アメリカ合衆国 ニューヨーク州 ニューヨーク市	銀行業務	1974年11月29日	11,097 (98百万米ドル)	100.00 (100.00)	—
スイスみずほ銀行 (Mizuho Bank (Switzerland) Ltd)	スイス連邦 チューリッヒ市	銀行業務 信託業務	1976年10月20日	6,202 (53百万スイスフラン)	100.00 (100.00)	—
米国みずほ信託銀行 (Mizuho Trust & Banking Co. (USA))	アメリカ合衆国 ニューヨーク州 ニューヨーク市	信託業務 銀行業務	1987年10月19日	3,701 (32百万米ドル)	100.00 (100.00)	—
みずほキャピタル・マーケッツ・コーポレーション (Mizuho Capital Markets Corporation)	アメリカ合衆国 ニューヨーク州 ニューヨーク市	デリバティブ業務	1989年1月27日	0 (3千米ドル)	100.00 (100.00)	—

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 資本金の円貨換算額は、決算日の為替相場により算出しております。
3. 当社が有する子会社等の議決権比率は、小数点第３位以下を切り捨てて表示しております。
4. 当社が有する子会社等の議決権比率欄の（ ）内は、間接議決権比率を内数として表示しております。
5. 従来、重要な子会社として記載しておりました株式会社みずほフィナンシャルストラテジーは、2015年7月1日付でみずほオフィスマネジメント株式会社と合併し、消滅いたしました。
6. Banco Mizuho do Brasil S.A.を新たに重要な子会社として加えております。
7. みずほ信不動産販売株式会社は、2015年７月21日付で商号をみずほ不動産販売株式会社に変更いたしました。

(7) 主要な借入先

借入先	借入金残高	当社への出資状況	
		持株数	議決権比率
株式会社みずほ銀行	686,345百万円	— 千株	— %
合計	686,345百万円	— 千株	— %

2. 会社役員に関する事項

(1) 会社役員の状況

2016年３月31日現在の会社役員の状況は次の通りであります。

取締役

氏　名	地位および担当	重要な兼職	その他
佐藤　康博	取締役	株式会社みずほ銀行取締役 みずほ信託銀行株式会社取締役 みずほ証券株式会社取締役 一般社団法人全国銀行協会会長	
津原　周作	取締役	株式会社みずほ銀行専務取締役	
綾　隆介	取締役	株式会社みずほ銀行常務取締役	
真保　順一	取締役	株式会社みずほ銀行常務取締役	
藤原　弘治	取締役	株式会社みずほ銀行常務取締役	
高橋　秀行	取締役 ■監査委員	株式会社みずほ銀行取締役	財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
船木　信克	取締役 ■監査委員		
大橋　光夫	取締役（社外役員） ■指名委員	昭和電工株式会社最高顧問 富国生命保険相互会社社外監査役 一般財団法人国民政治協会代表理事・会長	
関　哲夫	取締役（社外役員） ■報酬委員　■監査委員	サッポロホールディングス株式会社監査役	
川村　隆	取締役（社外役員） ■指名委員　■報酬委員	株式会社日立製作所相談役 日立化成株式会社社外取締役取締役会長 日立建機株式会社取締役会長社外取締役 カルビー株式会社社外取締役 株式会社日本経済新聞社社外監査役	
甲斐中 辰夫	取締役（社外役員） ■指名委員　■報酬委員 ■監査委員	卓照綜合法律事務所所属弁護士 生命保険契約者保護機構理事長 株式会社オリエンタルランド社外監査役	
阿部　紘武	取締役（社外役員） ■監査委員	公認会計士阿部紘武事務所 コネクシオ株式会社社外監査役 新日鐵住金株式会社社外監査役	財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
大田　弘子	取締役（社外役員） ■指名委員	政策研究大学院大学教授 JXホールディングス株式会社社外取締役 パナソニック株式会社社外取締役	

（注）1. 高橋 秀行氏は当社グループCFOとしての経験等を通じ、阿部 紘武氏は公認会計士としての経験等を通じ、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
2. 当社は、金融機関として、監査委員会の活動の実効性確保が肝要であるなか、金融業務や規制に精通している社内取締役による情報収集および委員会での情報共有、ならびに内部統制部門との十分な連携が必要であることから、社内取締役である非執行取締役の高橋 秀行氏および船木 信克氏の両氏を常勤の監査委員として選定しております。
3. 真保 順一氏は、2015年７月１日付で株式会社みずほフィナンシャルストラテジー取締役社長を退任しております。
4. 甲斐中 辰夫氏は、2015年６月17日付で日本航空株式会社社外取締役を退任しております。
5. 関 哲夫氏は、2015年6月20日付で株式会社商工組合中央金庫相談役を退任しております。
6. 社外取締役である関 哲夫、川村 隆、甲斐中 辰夫、阿部 紘武および大田 弘子の５氏は、株式会社東京証券取引所の規定する独立役員であります。

当事業年度中に辞任・退任した取締役

氏　名	地位および担当	その他
辻田　泰徳	取締役	2015年6月23日辞任
野見山 昭彦	取締役（社外役員） ■報酬委員　■監査委員	2015年6月23日退任
安樂　兼光	取締役（社外役員） ■報酬委員　■監査委員	2015年6月23日退任

（注）地位および担当は辞任・退任時点のものであります。

執行役

氏　名	地位および担当	重要な兼職
佐藤　康博*	執行役社長（代表執行役） グループCEO	株式会社みずほ銀行取締役 みずほ信託銀行株式会社取締役 みずほ証券株式会社取締役 一般社団法人全国銀行協会会長
岡部　俊胤	執行役副社長（代表執行役） 国内営業戦略・経営管理統括兼重点戦略統括 兼インキュベーションＰＴ担当役員	
安部　大作	執行役副社長 IT・システムグループ長兼事務グループ長 （グループCIO兼グループCOO）	株式会社みずほ銀行副頭取執行役員
神吉　正	執行役専務 内部監査部門長（グループCA）	
菅野　暁	執行役専務 国際・投資銀行・決済・運用戦略・経営管理 統括兼重点戦略統括	
津原　周作*	執行役専務 コンプライアンス統括グループ長 （グループCCO）	株式会社みずほ銀行専務取締役
齊藤　哲彦	執行役専務 個人ユニット長	みずほ証券株式会社常務執行役員

氏　名	地位および担当	重要な兼職
加藤　純一	執行役常務 市場ユニット長	株式会社みずほ銀行常務執行役員
本橋　克宣	執行役常務 アセットマネジメントユニット長	株式会社みずほ銀行常務執行役員
大串 桂一郎	執行役常務 リテールバンキングユニット長兼事業法人ユニット長	株式会社みずほ銀行常務執行役員
坂井　辰史	執行役常務 国際ユニット長	株式会社みずほ銀行常務執行役員
山田　大介	執行役常務 大企業法人ユニット長	株式会社みずほ銀行常務執行役員
綾　隆介*	執行役常務 リスク管理グループ長（グループCRO）	株式会社みずほ銀行常務取締役
真保　順一*	執行役常務 財務・主計グループ長（グループCFO）	株式会社みずほ銀行常務取締役
藤原　弘治*	執行役常務 企画グループ長（グループCSO）	株式会社みずほ銀行常務取締役
小林　一也	執行役常務 投資銀行ユニット長兼トランザクションユニット長	株式会社みずほ銀行常務執行役員
辻次　賢二	執行役常務 金融・公共法人ユニット長	株式会社みずほ銀行常務執行役員
石井　哲	執行役常務 人事グループ長（グループCHRO）	株式会社みずほ銀行常務執行役員

（注）1. ＊印が付された者は、取締役を兼務する執行役であります。
2. 真保 順一氏は、2015年７月１日付で株式会社みずほフィナンシャルストラテジー取締役社長を退任しております。

（ご参考）

2016年４月１日付の会社役員の状況は次の通りであります。

取締役

氏　名	地位および担当	重要な兼職	その他
佐藤　康博	取締役	株式会社みずほ銀行取締役 みずほ信託銀行株式会社取締役 みずほ証券株式会社取締役	
津原　周作	取締役	株式会社みずほ銀行専務取締役	
綾　隆介	取締役	株式会社みずほ銀行常務取締役	
藤原　弘治	取締役	株式会社みずほ銀行常務取締役	
高橋　秀行	取締役 ■監査委員	株式会社みずほ銀行取締役	財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
船木　信克	取締役 ■監査委員		
大橋　光夫	取締役（社外役員） ■指名委員	昭和電工株式会社最高顧問 富国生命保険相互会社社外監査役 一般財団法人国民政治協会代表理事・会長	
関　哲夫	取締役（社外役員） ■報酬委員　■監査委員	サッポロホールディングス株式会社監査役	
川村　隆	取締役（社外役員） ■指名委員　■報酬委員	株式会社日立製作所相談役 日立化成株式会社社外取締役 日立建機株式会社取締役会長社外取締役 カルビー株式会社社外取締役 株式会社日本経済新聞社社外監査役	
甲斐中 辰夫	取締役（社外役員） ■指名委員　■報酬委員 ■監査委員	卓照綜合法律事務所所属弁護士 生命保険契約者保護機構理事長 株式会社オリエンタルランド社外監査役	
阿部　紘武	取締役（社外役員） ■監査委員	公認会計士阿部紘武事務所 コネクシオ株式会社社外監査役 新日鐵住金株式会社社外監査役	財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
大田　弘子	取締役（社外役員） ■指名委員	政策研究大学院大学教授 JXホールディングス株式会社社外取締役 パナソニック株式会社社外取締役	

（注）1. 高橋 秀行氏は当社グループCFOとしての経験等を通じ、阿部 紘武氏は公認会計士としての経験等を通じ、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
2. 当社は、金融機関として、監査委員会の活動の実効性確保が肝要であるなか、金融業務や規制に精通している社内取締役による情報収集および委員会での情報共有、ならびに内部統制部門との十分な連携が必要であることから、社内取締役である非執行取締役の高橋 秀行氏および船木 信克氏の両氏を常勤の監査委員として選定しております。
3. 真保 順一氏は、2016年４月1日付で当社取締役兼執行役常務および株式会社みずほ銀行常務取締役を辞任しております。
4. 佐藤 康博氏は、2016年３月31日付で一般社団法人全国銀行協会会長を退任しております。

5. 川村 隆氏は、2016年３月31日付で日立化成株式会社会長を退任しております。
6. 社外取締役である関 哲夫、川村 隆、甲斐中 辰夫、阿部 紘武および大田 弘子の５氏は、株式会社東京証券取引所の規定する独立役員であります。

執行役

氏　名	地位および担当	重要な兼職
佐藤　康博	執行役社長（代表執行役） グループCEO	株式会社みずほ銀行取締役 みずほ信託銀行株式会社取締役 みずほ証券株式会社取締役

執行役選任理由

1976年より、当社グループの一員として、経営企画、国際業務企画、営業等に携わる等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。
業務執行統括者としての委嘱を踏まえ、また、その経験や知見を取締役会から委任された業務執行の決定および業務執行の統括的な役割に活かしていけると判断し、執行役に選任いたしました。

氏　名	地位および担当	重要な兼職
岡部　俊胤	執行役副社長（代表執行役） リテール・事業法人カンパニー長	

執行役選任理由

1980年より、当社グループの一員として、個人・リテール業務企画、内部監査、コンプライアンス統括等に携わる等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。
リテール・事業法人カンパニー長としての委嘱を踏まえ、また、その経験や知見を取締役会から委任された業務執行の決定および業務執行の統括的な役割に活かしていけると判断し、執行役に選任いたしました。

氏　名	地位および担当	重要な兼職
安部　大作	執行役副社長 IT・システムグループ長兼事務グループ長 （グループCIO兼グループCOO）	株式会社みずほ銀行副頭取執行役員

執行役選任理由

1980年より、当社グループの一員として、経営企画、IT・システム企画、事務企画等に携わる等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。
IT・システムグループ長兼事務グループ長としての委嘱を踏まえ、また、その経験や知見を取締役会から委任された業務執行の決定および業務執行の統括的な役割に活かしていけると判断し、執行役に選任いたしました。

氏　名	地位および担当	重要な兼職
中村　康佐	執行役副社長 大企業・金融・公共法人カンパニー長	株式会社みずほ銀行副頭取執行役員

執行役選任理由

1981年より、当社グループの一員として、国際業務企画、営業等に携わる等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。
大企業・金融・公共法人カンパニー長としての委嘱を踏まえ、また、その経験や知見を取締役会から委任された業務執行の決定および業務執行の統括的な役割に活かしていけると判断し、執行役に選任いたしました。

氏　名	地位および担当	重要な兼職
菅野　　暁	執行役専務 グローバルコーポレートカンパニー長	

執行役選任理由

1982年より、当社グループの一員として、アセットマネジメント業務企画、国際業務企画等に携わる等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。
グローバルコーポレートカンパニー長としての委嘱を踏まえ、また、その経験や知見を取締役会から委任された業務執行の決定および業務執行の統括的な役割に活かしていけると判断し、執行役に選任いたしました。

氏　名	地位および担当	重要な兼職
津原　　周作	執行役専務 コンプライアンス統括グループ長 （グループCCO）	株式会社みずほ銀行専務取締役

執行役選任理由

1983年より、当社グループの一員として、人事、営業、コンプライアンス統括等に携わる等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。
コンプライアンス統括グループ長としての委嘱を踏まえ、また、その経験や知見を取締役会から委任された業務執行の決定および業務執行の統括的な役割に活かしていけると判断し、執行役に選任いたしました。

氏　名	地位および担当	重要な兼職
加藤　　純一	執行役専務 グローバルマーケッツカンパニー長	

執行役選任理由

1980年より、当社グループの一員として、市場業務企画、営業等に携わる等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。
グローバルマーケッツカンパニー長としての委嘱を踏まえ、また、その経験や知見を取締役会から委任された業務執行の決定および業務執行の統括的な役割に活かしていけると判断し、執行役に選任いたしました。

氏　名	地位および担当	重要な兼職
本橋　　克宣	執行役専務 アセットマネジメントカンパニー長	株式会社みずほ銀行専務執行役員

執行役選任理由

1980年より、当社グループの一員として、アセットマネジメント業務企画、営業等に携わる等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。
アセットマネジメントカンパニー長としての委嘱を踏まえ、また、その経験や知見を取締役会から委任された業務執行の決定および業務執行の統括的な役割に活かしていけると判断し、執行役に選任いたしました。

氏　名	地位および担当	重要な兼職
米谷　雅之	執行役専務 内部監査グループ長（グループCA）	

執行役選任理由

1982年より、当社グループの一員として、広報、事業法人・大企業法人業務企画、営業、内部監査等に携わる等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。
内部監査グループ長としての委嘱を踏まえ、また、その経験や知見を取締役会から委任された業務執行の決定および業務執行の統括的な役割に活かしていけると判断し、執行役に選任いたしました。

氏　名	地位および担当	重要な兼職
大串 桂一郎	執行役専務 リサーチ＆コンサルティングユニット長	

執行役選任理由

1983年より、当社グループの一員として、リテール・事業法人・大企業法人業務企画、営業等に携わる等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。
リサーチ＆コンサルティングユニット長としての委嘱を踏まえ、また、その経験や知見を取締役会から委任された業務執行の決定および業務執行の統括的な役割に活かしていけると判断し、執行役に選任いたしました。

氏　名	地位および担当	重要な兼職
山田　大介	執行役常務 グローバルプロダクツユニット長兼インキュベーションＰＴ担当役員	株式会社みずほ銀行常務執行役員

執行役選任理由

1984年より、当社グループの一員として、大企業法人業務企画、営業等に携わる等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。
グローバルプロダクツユニット長兼インキュベーションＰＴ担当役員としての委嘱を踏まえ、また、その経験や知見を取締役会から委任された業務執行の決定および業務執行の統括的な役割に活かしていけると判断し、執行役に選任いたしました。

氏　名	地位および担当	重要な兼職
綾　隆介	執行役常務 リスク管理グループ長（グループCRO）	株式会社みずほ銀行常務取締役

執行役選任理由

1984年より、当社グループの一員として、総合リスク管理、営業等に携わる等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。
リスク管理グループ長としての委嘱を踏まえ、また、その経験や知見を取締役会から委任された業務執行の決定および業務執行の統括的な役割に活かしていけると判断し、執行役に選任いたしました。

氏　名	地位および担当	重要な兼職
藤原　弘治	執行役常務 企画グループ長（グループCSO）	株式会社みずほ銀行常務取締役

執行役選任理由

1985年より、当社グループの一員として、経営企画、IR等に携わる等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。
企画グループ長としての委嘱を踏まえ、また、その経験や知見を取締役会から委任された業務執行の決定および業務執行の統括的な役割に活かしていけると判断し、執行役に選任いたしました。

氏　名	地位および担当	重要な兼職
石井　　哲	執行役常務 人事グループ長（グループCHRO）	株式会社みずほ銀行常務執行役員

執行役選任理由

1986年より、当社グループの一員として、人事企画、国際業務企画等に携わる等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。
人事グループ長としての委嘱を踏まえ、また、その経験や知見を取締役会から委任された業務執行の決定および業務執行の統括的な役割に活かしていけると判断し、執行役に選任いたしました。

氏　名	地位および担当	重要な兼職
飯田　浩一	執行役常務 財務・主計グループ長（グループCFO）	株式会社みずほ銀行常務取締役

執行役選任理由

1986年より、当社グループの一員として、財務・主計、経営企画、投資銀行業務、営業等に携わる等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。
財務・主計グループ長としての委嘱を踏まえ、また、その経験や知見を取締役会から委任された業務執行の決定および業務執行の統括的な役割に活かしていけると判断し、執行役に選任いたしました。

（2）会社役員に対する報酬等

取締役または執行役ごとの報酬等の総額および員数

区　分	支給人数	報酬等
取　締　役	11名	207百万円
執　行　役	18名	411百万円
計	**29名**	**619百万円**

（注）1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 取締役を兼務する執行役に対して支給された報酬等については、執行役の欄に記載しております。
3. 上記は、辞任・退任した取締役３名を含んでおります。
4. なお、当期に係る変動報酬については、現時点で金額が確定していないため、上記の報酬等には含めておりませんが、会計上は、所要の引当金を計上致しております。

会社役員の報酬等の額またはその算定方法に係る決定に関する方針

当社は、当社ならびにみずほ銀行、みずほ信託銀行およびみずほ証券（以下、「中核子会社」という）の取締役、執行役、執行役員および専門役員（以下、「取締役等」という）が受ける個人別の報酬等の内容に係る決定に関する「みずほフィナンシャルグループ　報酬の決定方針」を定めております。

本方針に基づく当社および中核子会社の役員報酬は、当社グループの企業理念の下、経営の基本方針に基づき様々なステークホルダーの価値創造に配慮した経営の実現と当社グループの持続的かつ安定的な成長による企業価値の向上を図る上で、各々の役員が果たすべき役割を最大限発揮するためのインセンティブおよび当該役割発揮に対する対価として機能することを目的としております。

基本方針

当社および中核子会社の取締役等が受ける個人別の報酬等の内容に係る決定に関する基本方針は以下の通りとする。

(1) 各々の役員が担う役割・責任や成果に応じた報酬体系とする。
(2) 中長期に亘る企業価値向上や様々なステークホルダーの価値創造に配慮した報酬体系とする。
(3) 当社グループの経営環境や業績の状況を反映した報酬体系とする。
(4) マーケット競争力のあるプロフェッショナル等の専門人材を確保するための報酬を提供可能とする。
(5) 経済・社会の情勢および外部専門機関による経営者報酬の調査データ等を踏まえて報酬体系・水準の見直しを行う。
(6) 内外の役員報酬に係る規制・ガイドライン等を遵守する。

報酬体系

1. 業務執行を担う当社執行役（取締役兼執行役を含む）、執行役員および専門役員ならびに中核子会社の業務執行を担う取締役、執行役員および専門役員（以下、「業務執行を担う役員」という）と、経営の監督を担う非執行の当社取締役および中核子会社の取締役（以下、「経営の監督を担う非執行の役員」という）の報酬は別体系とする。
2. 業務執行を担う役員の基本的な報酬体系は、固定報酬としての基本給と、変動報酬としての業績給および業績連動型株式報酬とする。固定報酬と変動報酬の構成比率、変動報酬の業績による変動幅および変動報酬の支給方法については、内外の役員報酬に係る規制・ガイドライン等や経営者報酬の調査データ等を勘案の上で、持続的な成長に向けた健全なインセンティブ付けの観点および過度なリスクテイクを抑制する観点を踏まえ設定する。
   基本的な構成比率については、原則として、固定報酬と変動報酬の比率を６：４、変動報酬における業績給と業績連動型株式報酬の比率を１：１とし、当該比率に基づき各報酬に係る役位に基づく基準額を算出するとともに、変動報酬については各役員の成果を反映して、役位に基づく基準額の０％～１５０％の範囲で支給を行う。基本給、業績給および業績連動型株式報酬各々の体系および支給方法等は、原則として、以下の通りとする。

報酬体系（続き）

（1）基本給については、役位に基づく基準額に、各役員の役割・職責を反映した加算を行う体系とする。
（2）業績給については、各役員の年度計画達成へのインセンティブおよびその成果への対価として金銭を支給するものであり、役位に基づく基準額に各役員の成果を反映した体系とする。支給に際しては、業績給の一定額以上について3年間に亘る繰延支給を行うとともに、会社や本人の業績等次第で繰延部分の減額や没収が可能な仕組みを導入する。
（3）業績連動型株式報酬については、株主との利益の一致を図り、企業価値増大へのインセンティブを向上させることを目的として、信託を通じて株式市場から取得した当社株式を支給するものであり、役位に基づく基準額に各役員の成果を反映した額に相当する当社株式を支給する。支給に際しては、業績連動型株式報酬の全額について3年間に亘る繰延支給を行うとともに、会社や本人の業績等次第で繰延部分の減額や没収が可能な仕組みを導入する。
（4）外部登用のプロフェッショナル人材等を対象とする変動報酬については、一定額ないしは一定割合の繰延支給や株式等の非金銭支給とともに、会社や本人の業績等次第で繰延部分の減額や没収が可能な仕組みを、各対象役員の職責や業務特性ならびにマーケットバリュー等を踏まえ個別に設計する。

3. 経営の監督を担う非執行の役員に対しては、監督機能を有効に機能させる観点から固定報酬を原則とし、その報酬の体系は基本給および株式報酬とする。
（1）基本給については、常勤・非常勤別の基準額に、各役員の役割や職責を反映した加算を行う体系とする。
（2）株式報酬は、社外取締役を除く常勤の社内取締役に対して、役位に基づく基準額に応じて支給する。但し、各役員の成果に応じた支給水準の変動は行わない。支給に際しては、株式報酬の全額について３年間に亘る繰延支給を行うとともに、会社の業績等次第で繰延部分の減額や没収が可能な仕組みを導入する。

報酬決定プロセス

1. 報酬委員会は、当社および中核子会社の役員報酬の決定方針、「報酬体系」に定める報酬体系を含む役員報酬制度の決定のほか、当社取締役および執行役の個人別の報酬等の内容の決定、中核子会社の取締役の個人別の報酬等の内容の当社における承認等を行う。
2. 執行役社長は、本方針ならびに本方針に係る規程および細則等に定めるところに従い、当社執行役員および専門役員の個人別の報酬等の内容の決定および中核子会社の執行役員および専門役員の個人別の報酬等の内容の当社における承認を行う。
3. 報酬委員会は全員を原則社外取締役（少なくとも非執行取締役）から選定し、報酬委員会の委員長は社外取締役とする。
4. 報酬委員会は必要に応じて、執行役社長をはじめとした委員以外の役職者（中核子会社の役職者を含む）および外部専門家等を出席させ、意見を聞くことができる。

(3) 責任限定契約

氏　名	責任限定契約の内容の概要
大　橋　光　夫	会社法第427条第１項の規定により、同法第423条第１項の責任について、社外取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、2,000万円と法令が規定する額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約
関　　哲　夫	
川　村　　隆	
甲斐中　辰　夫	
阿　部　紘　武	
大　田　弘　子	

(4) 取締役会および各委員会への出席状況

(2016年３月31日現在)

氏　名	取締役会	指名委員会	報酬委員会	監査委員会
佐　藤　康　博	13／13回（100%）	—	—	—
津　原　周　作	10／10回（100%）	—	—	—
綾　　隆　介	13／13回（100%）	—	—	—
真　保　順　一	13／13回（100%）	—	—	—
藤　原　弘　治	13／13回（100%）	—	—	—
高　橋　秀　行	13／13回（100%）	—	—	18／18回（100%）
船　木　信　克	13／13回（100%）	—	—	18／18回（100%）
大　橋　光　夫	13／13回（100%）	6／6回（100%）	—	—
関　　哲　夫	10／10回（100%）	—	5／5回（100%）	13／13回（100%）
川　村　　隆	13／13回（100%）	6／6回（100%）	7／8回　（87%）	—
甲斐中　辰　夫	13／13回（100%）	6／6回（100%）	8／8回（100%）	18／18回（100%）
阿　部　紘　武	10／10回（100%）	—	—	13／13回（100%）
大　田　弘　子	13／13回（100%）	6／6回（100%）	—	—

(注) 津原 周作、関 哲夫、阿部 紘武の３氏については、2015年６月の当社取締役就任以降、当事業年度に開催された取締役会等への出席状況について記載しております。

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

社外役員の重要な兼職につきましては、前記「2. 会社役員に関する事項（1）会社役員の状況」に記載の通りであります。

当社は、大橋光夫氏が代表理事・会長を兼職する一般財団法人国民政治協会へ寄付を行っておりますが、過去３年に行った同協会への平均年間寄付金額は、同協会の過去３事業年度の平均年間総費用の１％未満であること等から、「当社社外取締役の独立性基準」に照らし、同氏の独立性に影響を与えるものではございません。なお、取締役会での決議にあたっては、特別利害関係人となる同氏は審議および決議に参加しておりません。

その他の社外役員の重要な兼職先と当社との間には、特筆すべき取引関係はありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

社外役員の当事業年度における取締役会および各委員会への出席状況につきましては、前記「2. 会社役員に関する事項（4）取締役会および各委員会への出席状況」に記載の通りであります。

社外役員は、取締役会等において、各々が有する豊富な経験と高い識見および専門性を活かし、議案審議等にあたり有用な発言を積極的に行うとともに、経営陣から独立した立場で必要な助言を適宜行い、当社取締役会等の意思決定機能や経営の監督機能を果たしております。

氏　名	在任期間	取締役会等における発言その他の活動状況
大　橋　光　夫	10年９か月	経営者としての豊富な経験と高い識見を活かし、大胆な事業ポートフォリオの見直しおよび独自のビジネスモデルの確立の重要性等について積極的な提言を行いました。 さらに同氏は指名委員会委員長として、当社取締役の選任議案等について、委員会としての決定に向け議案審議を主導いたしました。
関　　哲　夫	９か月	経営者としての豊富な経験と高い識見を活かし、ROE経営の徹底および抜本的な収益構造の転換の重要性等について積極的な提言を行いました。
川　村　　隆	１年９か月	経営者としての豊富な経験と高い識見を活かし、「稼ぐ力」の徹底的な強化、グローバルな成長戦略および経営トップ層の人材育成の重要性等について積極的な提言を行いました。

氏　名	在任期間	取締役会等における発言その他の活動状況
甲斐中　辰　夫	１年９か月	最高裁判所判事および弁護士等としての豊富な経験と高い識見・専門性を活かし、顧客や営業現場目線を重視した各種戦略およびコンプライアンスや危機管理体制の重要性等について積極的な提言を行いました。 さらに同氏は報酬委員会委員長として、当社、株式会社みずほ銀行、みずほ信託銀行株式会社およびみずほ証券株式会社の役員報酬体系の改定等について、委員会としての決定に向け議案審議を主導いたしました。
阿　部　紘　武	９か月	公認会計士としての豊富な経験と高い識見を活かし、ブランド戦略の社内外への浸透およびカンパニー制導入に伴う的確な内部統制の構築とモニタリングの重要性等について積極的な提言を行いました。
大　田　弘　子	１年９か月	政策研究大学院大学教授および内閣府特命担当大臣（経済財政政策担当）等としての豊富な経験と高い識見・専門性を活かし、グループ全体の事業ポートフォリオの見直し、人事改革および投資家の期待を踏まえた戦略策定の重要性等について積極的な提言等を行いました。 さらに同氏は取締役会議長として、当社グループの経営の基本方針等について、取締役会としての決議に向け議案審議を主導いたしました。

(3) 社外役員に対する報酬等

	支給人数	当社からの報酬等	当社の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	８名	107百万円	－

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 上記は、2015年6月に退任した社外取締役２名を含んでおります。

4. 当社の株式に関する事項

(1) 株式数

(2015年度末現在)

発行可能株式総数	52,214,752,000株

(2) 発行可能種類株式総数、発行済株式総数及び株主数

(2015年度末現在)

区 分	発行可能種類株式総数	発行済株式総数	株主数
普通株式	48,000,000,000株	25,030,525,657株	981,319名
第十一種の優先株式	914,752,000株	914,752,000株	649名
第一回第十四種の優先株式	900,000,000株	—	—
第二回第十四種の優先株式	900,000,000株	—	—
第三回第十四種の優先株式	900,000,000株	—	—
第四回第十四種の優先株式	900,000,000株	—	—
第一回第十五種の優先株式	900,000,000株	—	—
第二回第十五種の優先株式	900,000,000株	—	—
第三回第十五種の優先株式	900,000,000株	—	—
第四回第十五種の優先株式	900,000,000株	—	—
第一回第十六種の優先株式	1,500,000,000株	—	—
第二回第十六種の優先株式	1,500,000,000株	—	—
第三回第十六種の優先株式	1,500,000,000株	—	—
第四回第十六種の優先株式	1,500,000,000株	—	—

(注) 1. 第一回から第四回までの第十四種の優先株式の発行可能種類株式総数は併せて900,000,000株を超えないものとしております。
2. 第一回から第四回までの第十五種の優先株式の発行可能種類株式総数は併せて900,000,000株を超えないものとしております。
3. 第一回から第四回までの第十六種の優先株式の発行可能種類株式総数は併せて1,500,000,000株を超えないものとしております。
4. 2015年４月１日から2016年３月31日までに、第十一回第十一種優先株式114,197,300株の取得請求により、普通株式403,667,690株が増加いたしました。
5. 2015年４月１日から2016年３月31日までに、新株予約権の権利行使により、普通株式4,960,000株が増加いたしました。
6. 上記の普通株式の株主数は、単元未満株式のみを有する株主29,426名を含んでおりません。

(3) 大株主

イ. 普通株式

(2015年度末現在)

株主の氏名又は名称	当社への出資状況	
	持株数	持株比率
	株	%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,129,574,200	4.51
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	821,774,700	3.28
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	559,050,700	2.23
THE BANK OF NEW YORK MELLON SA/NV 10	416,016,531	1.66
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	374,193,016	1.49
野村證券株式会社	303,932,700	1.21
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口7)	299,745,300	1.19
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	285,004,500	1.13
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口6)	284,944,400	1.13
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口1)	283,683,600	1.13

(注) 1. 持株比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
2. 持株比率につきましては、自己株式(6,939,703株)を除外して算定しております。

ロ. 第十一回第十一種優先株式

(2015年度末現在)

株主の氏名又は名称	当社への出資状況	
	持株数	持株比率
	株	%
中部電力株式会社	5,000,000	5.05
サッポロホールディングス株式会社	2,000,000	2.02
綜合警備保障株式会社	2,000,000	2.02
ソフトバンクグループ株式会社	2,000,000	2.02
東京センチュリーリース株式会社	2,000,000	2.02
東ソー株式会社	2,000,000	2.02
株式会社松原興産	2,000,000	2.02
味の素株式会社	1,500,000	1.51
国際石油開発帝石株式会社	1,500,000	1.51
セイホク株式会社	1,500,000	1.51

(注) 1. 持株比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
2. 持株比率につきましては、自己株式(815,828,400株)を除外して算定しております。また、自己株式につきましては、上記大株主からは除外しております。

5. 当社の新株予約権等に関する事項

当社が、会社法に基づき、当社ならびに当社の子会社である株式会社みずほ銀行、みずほ信託銀行株式会社およびみずほ証券株式会社の取締役（社外取締役を除く）、執行役および執行役員に対し、職務執行の対価として発行した新株予約権の内容の概要は以下の通りであります。

	新株予約権の割当日	新株予約権の個数	目的となる株式の種類および数	発行価額（新株予約権1個当たり）	行使価額（株式1株当たり）	行使期間
第1回新株予約権	2009年2月16日	5,409個	普通株式 5,409,000株	190,910円	1円	2009年2月17日から2029年2月16日まで
第2回新株予約権	2009年9月25日	5,835個	普通株式 5,835,000株	168,690円	1円	2009年9月28日から2029年9月25日まで
第3回新株予約権	2010年8月26日	6,808個	普通株式 6,808,000株	119,520円	1円	2010年8月27日から2030年8月26日まで
第4回新株予約権	2011年12月8日	12,452個	普通株式 12,452,000株	91,840円	1円	2011年12月9日から2031年12月8日まで
第5回新株予約権	2012年8月31日	11,776個	普通株式 11,776,000株	113,250円	1円	2012年9月3日から2032年8月31日まで
第6回新株予約権	2014年2月17日	7,932個	普通株式 7,932,000株	192,610円	1円	2014年2月18日から2034年2月17日まで
第7回新株予約権	2014年12月1日	9,602個	普通株式 9,602,000株	186,990円	1円	2014年12月2日から2034年12月1日まで

（1）事業年度の末日において当社の会社役員が有している当社の新株予約権等

	新株予約権の個数	目的となる株式の種類および数	取締役および執行役の保有人数と個数	
第1回新株予約権	84個	普通株式 84,000株	1名	84個
第2回新株予約権	243個	普通株式 243,000株	2名	243個
第3回新株予約権	308個	普通株式 308,000株	2名	308個
第4回新株予約権	421個	普通株式 421,000株	5名	421個
第5回新株予約権	832個	普通株式 832,000株	8名	832個
第6回新株予約権	630個	普通株式 630,000株	10名	630個
第7回新株予約権	1,597個	普通株式 1,597,000株	19名	1,597個

（2）事業年度中に使用人等に交付した当社の新株予約権等

事業年度中に使用人等に交付した当社の新株予約権等はございません。

6. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

氏名又は名称	新日本有限責任監査法人 指定有限責任社員 公認会計士　江見　睦生 公認会計士　高木　竜二 公認会計士　西田　裕志 公認会計士　林　　慎一
当該事業年度に係る報酬等	47百万円
その他	1．監査委員会は、過年度における会計監査人の監査計画に基づく職務遂行状況を踏まえ、当該事業年度の監査計画の内容が、リスク認識に適切に対応した監査項目・体制となっており、効果的かつ効率的で、適正な監査品質を確保するために必要な監査時間に基づいた報酬見積もりであるかを検討した結果、本監査報酬額が合理的であると判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。 2．当社は会計監査人に対して、公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務（非監査業務）であるグローバルな規制への対応に係る助言業務等を委託し、対価を支払っております。 3．会計監査人が過去２年間に受けた業務停止処分に係る事項 金融庁による2015年12月22日付処分の概要 (1)処分対象 新日本有限責任監査法人 (2)処分内容 ・契約の新規の締結に関する業務の停止　３月 （2016年1月1日から同年3月31日まで） ・業務改善命令（業務管理体制の改善） (3)処分理由 ア　他社の財務書類の監査において、７名の社員が相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明した イ　当監査法人の運営が著しく不当と認められた 会計監査人は、業務改善命令に基づき、2016年1月29日付で金融庁に業務改善計画を提出し、進捗状況を毎月公表しております。 当社は、会計監査人より、その内容につき都度報告を受けております。

（注）1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の監査と金融商品取引法上の監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、これらの合計額で記載しております。
3. 当社、連結される子会社および子法人等が当社の会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額は、4,121百万円であります。
なお、当社、連結される子会社および子法人等と当社の会計監査人との間の契約に基づき支払うべき金額のうち確定していないものについては、概算値によっております。

(2) 会計監査人に関するその他の事項

イ. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

＜解任＞

1．監査委員会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号のいずれかに該当すると認められる等、計算書類等の監査に重大な支障が生じる事態となることが予想される場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任に関する議案の内容を決定いたします。

2．監査委員会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号のいずれかに該当すると認められ、速やかに解任する必要があると判断した場合、監査委員の全員の同意により、会計監査人を解任いたします。この場合、監査委員会が選定した監査委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨および解任の理由を報告いたします。

＜不再任＞

監査委員会は、会計監査人の監査の方法および結果、会計監査人の職務の遂行が適正に実施されることを確保するための体制等に関し、一般に妥当と認められる水準は確保していると認められるものの、当社グループの会計監査人としてより高い監査受嘱能力等を有する会計監査人に変更することが合理的であると判断した場合、株主総会に提出する会計監査人の不再任に関する議案の内容を決定いたします。

ロ. 当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人の監査を受けている重要な子会社及び子法人等

当社の重要な子会社および子法人等のうち、みずほインターナショナル（Mizuho International plc）ほか11社は、当社の会計監査人以外の監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査（会社法または金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む）の規定によるものに限る）を受けております。

7. 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法および会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、2015年４月24日開催の取締役会で決議し、2016年４月22日開催の取締役会で見直しの決議を行っております。

＜主な見直し事項＞
・顧客セグメント別の経営体制である「カンパニー制」の導入およびそれに伴う組織改編、リスクアペタイト・フレームワークの本格運営開始を踏まえ、「(3) 監査委員会への報告に関する体制」および「(9) 執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保する体制」等につき、一部見直しを行いました。

2016年４月22日開催の取締役会で決議した「業務の適正を確保するための体制」の概要は以下の通りであります。

「業務の適正を確保するための体制」の決議内容の概要

(1) 監査委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

監査委員会室の設置	監査委員会の職務の補助に関する事項および監査委員会事務局に関する事項を所管する監査委員会室を設置し、監査委員の指示に従う監査委員会室長がその業務を統括する。

上記を「監査委員会規程」「組織規程」等にて、規定している。

(2) 監査委員会の職務を補助すべき使用人の執行役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性に関する事項

監査委員会の事前同意	監査委員会職務の補助に関する事項を所管する監査委員会室の予算の策定、同室の組織変更および同室に所属する使用人にかかる人事については、監査委員会の事前の同意を得る。
体制の十分性、独立性の確保	監査委員会は、監査の実効性確保の観点から、補助使用人等の体制の十分性および補助使用人等の執行役その他業務執行者からの独立性の確保に留意する。

上記を「監査委員会規程」「監査委員会監査基準」等にて、規定している。

(3) 監査委員会への報告に関する体制

イ. 当社の取締役（監査委員である取締役を除く。）、執行役および使用人が監査委員会に報告をするための体制

当社役職員の監査委員会への出席	監査委員会は、必要に応じ、当社の役職員を監査委員会に出席させ、その報告または意見を求めることができる。当社の役職員は、監査委員会の要求があったときは、監査委員会に出席し、監査委員会が求めた事項について説明を行う。
	監査委員会は、コンプライアンス統括グループ、リスク管理グループ、企画グループ、財務・主計グループ等から内部統制システムに関する事項について報告を受け、必要に応じて調査を求める。

内部監査グループとの連携	監査委員会は、内部監査グループからその監査計画・監査結果等について報告を受け、必要に応じて調査を求め、または具体的指示を行う等、内部監査グループと日常的かつ機動的な連携を行う。

上記を含め、「コーポレート・ガバナンスガイドライン」「監査委員会規程」「監査委員会監査基準」「業務監査委員会規程」等にて、「当社の取締役（監査委員である取締役を除く。）、執行役および使用人が監査委員会に報告をするための体制」を規定している。

ロ. 当社の子会社の取締役、監査役、その他これらの者に相当する者および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査委員会に報告をするための体制

子会社等の役職員の監査委員会への出席	監査委員会は、必要に応じ、子会社等の役職員を監査委員会に出席させ、その報告または意見を求めることができる。当社子会社等の役職員は、監査委員会の要求があったときは、監査委員会に出席し、監査委員会が求めた事項について説明を行う。
子会社等の管理状況の報告等	監査委員会および監査委員は、執行役および使用人から、子会社等の管理の状況について報告または説明を受け、関係資料を閲覧する。また、監査委員会および監査委員は、取締役および執行役の職務の執行状況を監査するために必要があるときは、子会社等に対して事業の報告を求め、またはその業務および財産の状況を調査する。

上記を含め、「コーポレート・ガバナンスガイドライン」「監査委員会規程」「監査委員会監査基準」等にて、「当社の子会社の取締役、監査役、その他これらの者に相当する者および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査委員会に報告をするための体制」を規定している。

(4) 監査委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

不利益取扱いの禁止	社員等が法律違反や服務規律違反等、コンプライアンスに係る問題を発見した場合に通報することができるコンプライアンス・ホットラインを設置する。コンプライアンス・ホットラインは、報告または通報に対して、秘密保持を徹底し、通報者の個人情報を、同意なく第三者に開示しないこと、また、事実調査に際しては、通報者が特定されないように配慮すること、通報者に対し、通報したことを理由として、人事その他あらゆる面での不利益取扱いを行わないこと等を方針として対応する。
	監査委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けない。

上記を含め、「コンプライアンスの基本方針」等にて、「監査委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制」を規定している。

(5) 監査委員の職務の執行（監査委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

費用負担	監査委員会または監査委員会が選定する委員は、必要に応じて弁護士、公認会計士、その他の専門家を活用し、その費用を支出する権限を有し、職務の執行のために必要と認める費用を当社に請求する。また、当社はその費用を負担する。

上記を「監査委員会規程」「監査委員会監査基準」等にて、規定している。

(6) その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査委員の選定	金融機関として監査委員会の活動の実効性確保が肝要である中、金融業務や規制に精通した社内取締役による情報収集および委員会での情報共有、ならびに内部統制部門との十分な連携が必要であることから、社内取締役である非執行取締役から原則として１名または２名を常勤の監査委員として選定する。
内部監査グループ等との連携	監査委員会は、当社および当社子会社における内部統制システムの構築・運用を前提として、内部監査グループ等との実効的な連携等を通じて、その職務を遂行する。
会計監査人・外部専門家等の監査委員会への出席	監査委員会は、必要に応じ、会計監査人および外部専門家等を監査委員会に出席させ、その報告または意見を求めることができる。会計監査人は、監査委員会の要求があったときは、監査委員会に出席し、監査委員会が求めた事項について説明を行う。
会計監査人・子会社等の監査役との連携	監査委員会および監査委員は、効率的な監査を実施するため、会計監査人と緊密な連携を保つとともに、必要に応じて、子会社等の監査役と緊密な連携を保つ。

上記を含め、「コーポレート・ガバナンスガイドライン」「監査委員会規程」「監査委員会監査基準」等にて、「その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制」を規定している。

(7) 執行役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

保存期限等	経営会議・各種委員会の議事録や関連資料、稟議書・報告書等の情報について、保存期限を定める等の必要な保存・管理を実施する。
情報管理	執行役社長は、当社の情報管理を統括し、コンプライアンス統括グループ長は、情報管理の企画運営に関する事項を所管し、情報管理の状況等について、定期的および必要に応じて都度、取締役会、監査委員会、経営会議および執行役社長に報告を行う。
	情報管理を徹底するための具体的実践計画を原則として年度ごとに策定し、定期的にフォローアップする。
経営政策委員会	情報管理に関する全社的な諸問題については、コンプライアンス委員会等の経営政策委員会において総合的に審議・調整を行う。

上記を含め、「情報管理に関するグループ経営管理の基本的考え方」「情報セキュリティポリシー」「経営会議規程」「業務監査委員会規程」等にて、「執行役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制」を規定している。

(8) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

総合リスク管理	「総合リスク管理の基本方針」において、当社および当社が経営管理を行う会社の総合リスク管理を行うに当たっての基本的な方針を定める。
	「総合リスク管理の基本方針」において、リスクを定義し、リスク区分を設定するとともに、リスク管理所管部室や管理体制を定める。また、リスクを全体として把握・評価し、必要に応じ、定性・定量それぞれの面から、事前ないし事後に適切な対応を行うことで経営として許容できる範囲にリスクを制御する総合リスク管理を行う。
	執行役社長は、当社の総合リスク管理を統括し、リスク管理グループ長は、「総合リスク管理の基本方針」に基づき総合リスク管理の企画運営に関する事項を所管し、総合リスク管理の状況等について、定期的および必要に応じて都度、取締役会、監査委員会、経営会議および執行役社長に報告を行う。また、必要に応じ、総合リスク管理の観点から各リスク管理担当役員に対して提言を行う。

経営政策委員会	市場リスク・流動性リスク等に関する全社的な諸問題については、リスク管理委員会等の経営政策委員会において総合的に審議・調整を行う。
事業継続管理	「事業継続管理の基本方針」において、当社および当社が経営管理を行う会社の緊急事態発生時等における対応および事業継続管理を行うに当たっての基本的な方針を定める。
	「事業継続管理の基本方針」において、緊急事態発生のリスクを認識し、緊急事態発生時等において迅速なリスク軽減措置等の対策を講じるため、平時より適切かつ有効な対応策や事業継続管理の枠組みおよび緊急事態への対応態勢を整備し、組織内に周知することに努める。
	事業継続管理統括に関する事項を分掌業務とする専門組織を設置する。

上記を含め、「総合リスク管理の基本方針」「信用リスク管理の基本方針」「市場リスク管理の基本方針」「流動性リスク管理の基本方針」「オペレーショナルリスク管理の基本方針」「事業継続管理の基本方針」等にて、「損失の危険の管理に関する規程その他の体制」を規定している。

(9) 執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

権限委任	業務執行の決定を執行役に対し最大限委任することにより、迅速かつ機動的な意思決定を可能とし、スピード感のある企業経営を実現する。
カンパニー制	顧客セグメント別の経営体制としてカンパニーおよびユニットを設置し、銀・信・証横断的な戦略策定等を当社が経営管理統括として担う。
リスクアペタイト・フレームワーク運営	当社グループ全体のリスクキャパシティの範囲内でリスクアペタイトを設定するとともに、カンパニーおよびユニットにリスクアペタイト指標を展開する等のリスクアペタイト・フレームワークの運営を行う。
分掌業務・決裁権限等	取締役会の決議事項や報告事項に関する基準、組織の分掌業務、案件の重要度に応じた決裁権限等を定めるとともに、経営会議や経営政策委員会等を設置し、当社全体として執行役の職務執行の効率性を確保する。

上記を含め、「コーポレート・ガバナンスガイドライン」「取締役会規程」「組織規程」「決裁権限規程」「リスクアペタイト・フレームワーク運営に関する基本方針」等にて、「執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制」を規定している。

(10) 執行役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

「みずほの企業行動規範」	〈みずほ〉として行うあらゆる活動の根幹をなす概念として制定している『〈みずほ〉の企業理念』を実践していく上で、遵守すべき倫理上の規範として、「みずほの企業行動規範」を定め、経営および業務上の各種決定を行う際、常に拠り所とする。
コンプライアンス	コンプライアンスの徹底を経営の基本原則と位置付け、コンプライアンスの運営体制、「コンプライアンス・マニュアル」の策定等を定めるとともに、コンプライアンスを徹底するための具体的な実践計画としてコンプライアンス・プログラムを原則として年度ごとに策定し、定期的に実施状況をフォローアップする。また、コンプライアンス・ホットラインおよび会計、財務報告に係る内部統制、監査に係るホットラインを設置する。
	執行役社長は、当社のコンプライアンスを統括し、コンプライアンス統括グループ長は、コンプライアンス全般に係る企画、立案および推進を統括し、コンプライアンスの遵守状況について、定期的および必要に応じて都度、取締役会、監査委員会、経営会議および執行役社長に報告を行う。

反社会的勢力との関係遮断	反社会的勢力への対応については、コンプライアンスの一環として取り組み、上記実践計画において、「反社会的勢力との関係遮断」をグループ共通の重点施策として位置付け、取り組みに注力する。
経営政策委員会	コンプライアンス統括および反社会的勢力への対応等に関する事項等については、コンプライアンス委員会、反社取引排除委員会等の経営政策委員会において総合的に審議・調整を行う。

上記を含め、「みずほの企業行動規範」「コンプライアンスの基本方針」「コンプライアンス・マニュアル」等にて、「執行役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制」を規定している。

（11）当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

「みずほの企業行動規範」	グループ各社において、「みずほの企業行動規範」について採択する。
グループ経営管理	持株会社である当社が当社グループの経営において主体的な役割を果たし、経営管理業務の一環として当社グループの戦略・方針の企画機能および当社グループ各社に対するコントロール機能を担うべく、当社が「グループ経営管理規程」に定める主要グループ会社に対する直接経営管理を行う。
	主要グループ会社以外の子会社等については、当社が定めた「子会社等の経営管理に関する基準」に従い、主要グループ会社が経営管理を行う。
役職員等による取締役会等への報告	取締役会、指名委員会、報酬委員会および監査委員会は、必要に応じ、当社の役職員（中核３社の役職員、取締役会および監査委員会においては当社の子会社等の役職員を含む）を取締役会・委員会に出席させ、その報告または意見を求めることができる。当社の役職員（中核３社の役職員、取締役会および監査委員会においては当社の子会社等の役職員を含む）は、要求があったときは、取締役会・委員会に出席し、取締役会・委員会が求めた事項について説明をしなければならない。

上記を含め、「コーポレート・ガバナンスガイドライン」「みずほの企業行動規範」「取締役会規程」「カンパニー戦略会議規程」「グループ経営管理規程」「子会社等の経営管理に関する基準」「『カンパニー制』の運営に関する基準」等にて、「当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制」を規定している。

イ．当社の子会社の取締役その他これらの者に相当する者（ハおよびニにおいて「取締役等」という。）の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

主要グループ会社からの承認申請・報告	当社は「グループ経営管理規程」に基づき、グループ全体に関する重要な事項について、主要グループ会社から承認申請を受けるとともに、これらに準じる事項について、報告を受ける。
	当社はリスク管理・コンプライアンス管理・内部監査については基本方針等に則り、必要な事項につき定期的または都度報告を受ける。また、基本方針等との調整が必要な事項および当社が指示した場合においては、承認申請等の手続をとらせる。

上記を含め、「グループ経営管理規程」「総合リスク管理の基本方針」「コンプライアンスの基本方針」「内部監査の基本方針」等にて、「当社の子会社の取締役その他これらの者に相当する者の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制」を規定している。

ロ. 当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理に係る基本方針	当社は主要グループ会社のリスク管理について、基本方針等を策定し、これを提示するとともに、主要グループ会社におけるリスクの状況等リスク管理上必要な事項について、定期的または都度報告を受け、総合リスク管理の状況等について、取締役会、監査委員会等に報告する。当社が策定した基本方針等との調整が必要な場合、および当該基本方針等において当社が指示した場合には、当社は事前に承認する。
	当社は主要グループ会社のリスク・事業継続管理を一元的に把握・管理し、主要グループ会社以外の子会社等のリスク・事業継続管理は、原則として主要グループ会社を通じて行う。
	主要グループ会社のうち、当社が特に指定する会社は、当社が制定する基本方針に則り、各々リスク・事業継続管理に係る基本方針を当社に申請のうえ定める。

上記を含め、「グループ経営管理規程」「総合リスク管理の基本方針」「事業継続管理の基本方針」等にて、「当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制」を規定している。

ハ. 当社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

経営方針等の策定・提示	当社は「グループ経営管理規程」に基づき、経営方針・経営戦略の策定に関する事項等について、基本方針等を策定し、これを主要グループ会社に提示する。

上記を含め、「グループ経営管理規程」「組織規程」等にて、「当社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制」を規定している。

ニ. 当社の子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンスに係る基本方針	当社は主要グループ会社のコンプライアンス管理について、基本方針等を策定し、これを提示するとともに、主要グループ会社におけるコンプライアンス管理上必要な事項について、定期的または都度報告を受け、コンプライアンスの遵守状況については、取締役会、監査委員会等に報告する。当社が策定した基本方針等との調整が必要な場合、および当該基本方針等において当社が指示した場合には、当社は事前に承認する。
	当社は主要グループ会社のコンプライアンスの遵守状況を一元的に把握・管理する体制を構築し、主要グループ会社以外の子会社等については、原則として主要グループ会社を通じた管理体制の構築を行う。
	主要グループ会社のうち、当社が特に指定する会社は、当社が制定する基本方針に則り、各々コンプライアンスの基本方針を当社に申請のうえ定める。

上記を含め、「グループ経営管理規程」「コンプライアンスの基本方針」等にて、「当社の子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制」を規定している。

2015年４月24日開催の取締役会で決議致しました「業務の適正を確保するための体制」の運用状況の概要は以下のとおりであります。

「業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）」の運用状況の概要

(1) 内部統制システム全般

・2015年４月24日開催の取締役会において決議した当社の「内部統制システム」の運用状況等について検証を実施し、体制・運用に問題がないことを確認したうえで、2016年４月22日開催の取締役会において一部の見直しを決議した。

(2) リスク管理体制

・当社が子会社等にリスクキャピタルを配賦し、各社のリスク上限としてリスク制御を行うとともに、当社グループ全体（連結ベース）として保有するリスクが資本金等の財務体力を超えないように経営としての許容範囲にリスクを制御している。また、この枠組みの下で経営の健全性を確保するためにリスクキャピタルの使用状況を定期的にモニタリングし、取締役会等に報告している。
・市場リスク・流動性リスク等に関する全社的な諸問題については、リスク管理委員会等の経営政策委員会において総合的に審議・調整を実施し、定期的および必要に応じて都度、取締役会等に報告している。
・グループの事業継続管理態勢を統一的に維持・向上させるべく、社会環境・リスク変化等を踏まえ、年度ごとにグループの整備方針・整備計画を策定し、事業継続管理委員会において、整備計画の進捗を定期的にフォローアップするとともに、取締役会等に報告している。また、グループ共同訓練・研修等を通じてグループ全体の事業継続管理態勢の実効性向上に取り組んでいる。

(3) コンプライアンス体制

・コンプライアンスを徹底するための具体的な実践計画として、毎年、コンプライアンスに係る様々な態勢整備、研修、チェック等を含めたコンプライアンス・プログラムを策定、実践するとともに、進捗管理および必要な計画変更を行っている。
・反社会的勢力への対応については、コンプライアンスの一環として取り組み、上記実践計画において、「反社会的勢力との関係遮断」をグループ共通の重点施策として位置付け、取り組みに注力している。
・コンプライアンス・プログラムを含むコンプライアンス統括に関する事項等について、コンプライアンス委員会等にて審議・調整を実施し、定期的および必要に応じて都度、取締役会等に報告している。

(4) 執行役の職務執行

・当社はコーポレート・ガバナンスおよび経営に対する監督の実効性確保、ならびに取締役会が業務執行の決定を最大限委任することにより迅速かつ機動的な意思決定を可能とし、スピード感ある企業経営を実現するため、指名委員会等設置会社を選択している。
・銀行・信託・証券・アセットマネジメント・シンクタンク等の機能をスピーディに提供するための顧客セグメント別の経営体制であるカンパニー制を2016年４月１日より導入することを取締役会にて決議した。
・事業戦略、財務戦略およびリスク管理の一体運営を通じたリスク・リターンの最適化を行うべく、リスクアペタイト・フレームワークの本格運営を開始し、事業戦略や財務戦略を実現するために進んで受け入れるリスクとして〈みずほ〉のリスクアペタイトを明確にしたうえで、戦略・施策や資源配分・収益計画を決定し、その運営状況をモニタリングしている。
・取締役会の決議事項や報告事項、組織の分掌業務、決裁権限等を定めるとともに、経営の妥当性・効率性の観点を踏まえ、経営政策委員会の再編を実施し、当社全体としての執行役の職務執行の効率性を確保している。

(5) グループ経営管理体制

・グループ各社は、グループ共通の『〈みずほ〉の企業理念』の下、主要グループ会社は当社が直接経営管理を実施し、主要グループ会社以外の子会社等は、主要グループ会社を通じ経営管理を行うことでグループ経営管理の一体性を確保している。
・当社は「グループ経営管理規程」に基づき、グループ全体に関する重要な事項について、主要グループ会社から承認申請を受けるとともに、これに準じる事項について報告を受けている。
・主要グループ会社からリスク管理、コンプライアンス管理、内部監査について定期的または必要に応じて都度報告を受け、取締役会等に報告するとともに、主要グループ会社に対してリスク管理、コンプライアンス管理、内部監査に関する適切な指示を行っている。

(6) 監査委員会の職務執行

・監査委員会は、社内非執行取締役２名および社外取締役３名で構成し、社内非執行取締役２名を常勤の監査委員として選定している。常勤の監査委員は、重要な会議への出席、関係書類の閲覧、子会社を含めた役職員からの報告聴取等を通じて監査委員会の活動の実効性確保に努めている。
・監査委員会は、全てのグループ長およびユニット長、中核３社の頭取・社長を個別に監査委員会に出席させ、グループ会社に対する経営管理を含めた職務の執行状況等について定期的に報告を受け、主として内部統制上の観点から意見交換等を実施し、有効性について確認のうえ、「内部統制システム」の年１回見直しに係る取締役会への付議に同意している。

・このうち、内部監査については内部監査部門長を定期的に監査委員会に出席させ、グループ会社を含めた内部監査の状況等について報告を受け、必要に応じ具体的な指示を行うとともに、内部監査基本計画につき同意決議を行っている。
・また、子会社等の監査役との緊密な連携を図るため、定期的にグループ監査役連絡会およびグループ監査役勉強会を開催し意見交換等を実施している。
・さらに、会計監査人についても定期的に監査委員会に出席させ、監査計画、監査実施状況、監査結果等につき報告を受け、リスク認識等について議論を行っている。
・社員等がコンプライアンスに係る問題を発見しコンプライアンス・ホットラインに通報した場合および監査委員会に報告した場合、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを社内研修やイントラネットへの掲載により周知している。
・監査委員会の職務を補助する専担部署として監査委員会室を設置し、執行役の指揮命令に服さない使用人を配置している。また、同室に所属する使用人の執行役からの独立性を確保するため、同室の使用人に係る人事および同室の予算等については監査委員会による事前同意を行っている。

8. 特定完全子会社に関する事項

(1) 特定完全子会社の名称及び住所

株式会社みずほ銀行
東京都千代田区大手町一丁目５番５号

(2) 当社及び完全子会社等における特定完全子会社の株式の当事業年度の末日における帳簿価額の合計額

5,015,628百万円

(3) 当社の当事業年度に係る貸借対照表の資産の部に計上した額の合計額

7,064,211百万円

9. その他

会社法第459条第１項の規定による定款の定めにより取締役会に与えられた権限の行使に関する方針（剰余金の配当等の決定に関する方針）

当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、剰余金の配当その他会社法第459条第１項各号に定める事項については、株主総会の決議によらず、取締役会の決議によって定める旨を定款に規定しております。

当社は、「安定的な自己資本の充実」と「着実な株主還元」の最適なバランスを図る「規律ある資本政策」を遂行しております。連結配当性向30％程度を一つの目処とした上で安定的な配当を実施することにより、「着実な株主還元」を実現してまいります。各年度の配当額については、当社グループの業績、収益基盤、自己資本の状況およびバーゼル規制を始めとした国内外の規制動向等、事業環境を総合的に勘案し、決定してまいります。

（その他留意事項）

「事業譲渡等の状況」「その他企業集団の現況に関する重要な事項」「社外役員の意見」「会計監査人の責任限定契約」「財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」「親会社等との取引に関する事項」「会計参与に関する事項」につきましては、該当事項はございません。

連結計算書類等

連結計算書類

連結貸借対照表 第14期末（2016年３月31日現在）

（単位：百万円）

科　目	金　額
（資産の部）	
現金預け金	36,315,471
コールローン及び買入手形	893,545
買現先勘定	7,805,798
債券貸借取引支払保証金	3,407,390
買入金銭債権	2,979,797
特定取引資産	13,004,522
金銭の信託	175,638
有価証券	39,505,971
貸出金	73,708,884
外国為替	1,447,743
金融派生商品	3,157,752
その他資産	4,144,131
有形固定資産	1,085,791
建物	344,311
土地	605,626
リース資産	24,919
建設仮勘定	19,698
その他の有形固定資産	91,237
無形固定資産	804,567
ソフトウェア	318,920
のれん	23,440
リース資産	11,304
その他の無形固定資産	450,900
退職給付に係る資産	646,428
繰延税金資産	36,517
支払承諾見返	4,798,158
貸倒引当金	△459,531
資産の部合計	193,458,580

科　目	金　額
（負債の部）	
預金	105,629,071
譲渡性預金	11,827,533
コールマネー及び売渡手形	2,521,008
売現先勘定	16,833,346
債券貸借取引受入担保金	2,608,971
コマーシャル・ペーパー	1,010,139
特定取引負債	10,276,133
借用金	7,503,543
外国為替	492,473
短期社債	648,381
社債	6,120,928
信託勘定借	5,067,490
金融派生商品	2,571,597
その他負債	5,532,596
賞与引当金	62,171
変動報酬引当金	2,836
退職給付に係る負債	51,514
役員退職慰労引当金	1,685
貸出金売却損失引当金	267
偶発損失引当金	5,271
睡眠預金払戻損失引当金	16,154
債券払戻損失引当金	39,245
特別法上の引当金	2,024
繰延税金負債	414,799
再評価に係る繰延税金負債	67,991
支払承諾	4,798,158
負債の部合計	184,105,335
（純資産の部）	
資本金	2,255,790
資本剰余金	1,110,164
利益剰余金	3,197,616
自己株式	△3,609
株主資本合計	6,559,962
その他有価証券評価差額金	1,296,039
繰延ヘッジ損益	165,264
土地再評価差額金	148,483
為替換算調整勘定	△53,689
退職給付に係る調整累計額	51,752
その他の包括利益累計額合計	1,607,851
新株予約権	2,762
非支配株主持分	1,182,668
純資産の部合計	9,353,244
負債及び純資産の部合計	193,458,580

連結損益計算書 第14期（2015年４月１日から2016年３月31日まで）

（単位：百万円）

科　目	金　額	
経常収益		3,215,274
資金運用収益	1,426,256	
貸出金利息	921,653	
有価証券利息配当金	308,089	
コールローン利息及び買入手形利息	6,847	
買現先利息	41,328	
債券貸借取引受入利息	8,640	
預け金利息	67,248	
その他の受入利息	72,449	
信託報酬	53,458	
役務取引等収益	751,712	
特定取引収益	313,106	
その他業務収益	326,065	
その他経常収益	344,674	
償却債権取立益	18,273	
その他の経常収益	326,401	
経常費用		2,217,744
資金調達費用	422,574	
預金利息	167,540	
譲渡性預金利息	35,354	
コールマネー利息及び売渡手形利息	7,711	
売現先利息	59,983	
債券貸借取引支払利息	2,988	
コマーシャル・ペーパー利息	2,285	
借用金利息	21,505	
短期社債利息	1,080	
社債利息	98,474	
その他の支払利息	25,648	
役務取引等費用	144,160	
特定取引費用	2,598	
その他業務費用	79,650	
営業経費	1,349,593	
その他経常費用	219,166	
貸倒引当金繰入額	4,446	
その他の経常費用	214,720	
経常利益		997,529
特別利益		20,362
固定資産処分益	7,540	
その他の特別利益	12,822	
特別損失		9,640
固定資産処分損	4,811	
減損損失	4,412	
その他の特別損失	416	
税金等調整前当期純利益		1,008,252
法人税、住民税及び事業税	216,354	
法人税等還付税額	△3,065	
法人税等調整額	69,260	
法人税等合計		282,549
当期純利益		725,702
非支配株主に帰属する当期純利益		54,759
親会社株主に帰属する当期純利益		670,943

連結株主資本等変動計算書 第14期（2015年４月１日から2016年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,255,404	1,110,006	2,769,371	△3,616	6,131,166
会計方針の変更による累積的影響額		935	△48,999		△48,063
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,255,404	1,110,942	2,720,371	△3,616	6,083,102
当期変動額					
新株の発行	386	386			772
剰余金の配当			△195,264		△195,264
親会社株主に帰属する当期純利益			670,943		670,943
自己株式の取得				△653	△653
自己株式の処分		81		659	741
土地再評価差額金の取崩			1,566		1,566
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		△1,245			△1,245
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	386	△777	477,244	6	476,859
当期末残高	2,255,790	1,110,164	3,197,616	△3,609	6,559,962

	その他の包括利益累計額						新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	1,737,348	26,635	146,419	△40,454	160,005	2,029,955	3,820	1,635,595	9,800,538
会計方針の変更による累積的影響額									△48,063
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,737,348	26,635	146,419	△40,454	160,005	2,029,955	3,820	1,635,595	9,752,474
当期変動額									
新株の発行									772
剰余金の配当									△195,264
親会社株主に帰属する当期純利益									670,943
自己株式の取得									△653
自己株式の処分									741
土地再評価差額金の取崩									1,566
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動									△1,245
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△441,308	138,628	2,064	△13,235	△108,252	△422,104	△1,057	△452,927	△876,089
当期変動額合計	△441,308	138,628	2,064	△13,235	△108,252	△422,104	△1,057	△452,927	△399,230
当期末残高	1,296,039	165,264	148,483	△53,689	51,752	1,607,851	2,762	1,182,668	9,353,244

計算書類

貸借対照表 第14期末（2016年３月31日現在）

（単位：百万円）

科　目	金　額
（資産の部）	
流動資産	**90,816**
現金及び預金	16,442
前払費用	2,969
その他の流動資産	71,404
固定資産	**6,973,394**
有形固定資産	**165,803**
建物	5,385
器具及び備品	934
土地	159,342
建設仮勘定	140
無形固定資産	**8,451**
商標権	1
ソフトウェア	5,824
その他の無形固定資産	2,625
投資その他の資産	**6,799,139**
投資有価証券	117,728
関係会社株式	6,022,661
関係会社長期貸付金	624,517
長期前払費用	141
前払年金費用	10,978
その他	23,112
資産の部合計	7,064,211

科　目	金　額
（負債の部）	
流動負債	**1,197,207**
短期借入金	686,345
短期社債	500,000
未払金	1,879
未払費用	6,159
未払法人税等	29
預り金	2,042
前受収益	90
賞与引当金	319
変動報酬引当金	343
固定負債	**669,794**
社債	584,517
長期借入金	40,000
繰延税金負債	20,901
退職給付引当金	3,761
その他の固定負債	20,614
負債の部合計	1,867,002
（純資産の部）	
株主資本	**5,151,857**
資本金	**2,255,790**
資本剰余金	**1,195,830**
資本準備金	1,195,682
その他資本剰余金	147
利益剰余金	**1,703,049**
利益準備金	4,350
その他利益剰余金	1,698,699
繰越利益剰余金	1,698,699
自己株式	**△ 2,813**
評価・換算差額等	**42,588**
その他有価証券評価差額金	42,588
新株予約権	**2,762**
純資産の部合計	5,197,208
負債及び純資産の部合計	7,064,211

損益計算書 第14期（2015年４月１日から2016年３月31日まで）

（単位：百万円）

科　目	金　額
営業収益	333,500
関係会社受取配当金	292,883
関係会社受入手数料	40,616
営業費用	31,063
販売費及び一般管理費	31,063
営業利益	302,436
営業外収益	15,237
受取利息及び配当金	3,253
貸付金利息	9,630
受入手数料	1,037
その他の営業外収益	1,317
営業外費用	21,111
支払利息	1,296
短期社債利息	543
社債利息	10,074
社債発行費	3,230
その他の営業外費用	5,967
経常利益	296,562
特別利益	8,349
関係会社株式処分益	8,349
特別損失	5
その他の特別損失	5
税引前当期純利益	304,906
法人税、住民税及び事業税	334
法人税等調整額	182
法人税等合計	516
当期純利益	304,389

株主資本等変動計算書 第14期（2015年４月１日から2016年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本								
		資本剰余金			利益剰余金				
	資本金	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,255,404	1,195,296	66	1,195,363	4,350	1,589,574	1,593,924	△3,011	5,041,680
当期変動額									
新株の発行	386	386		386					772
剰余金の配当						△195,264	△195,264		△195,264
当期純利益						304,389	304,389		304,389
自己株式の取得								△13	△13
自己株式の処分			81	81				211	293
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	386	386	81	467	−	109,125	109,125	198	110,176
当期末残高	2,255,790	1,195,682	147	1,195,830	4,350	1,698,699	1,703,049	△2,813	5,151,857

	評価・換算差額等	新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金		
当期首残高	50,704	3,820	5,096,205
当期変動額			
新株の発行			772
剰余金の配当			△195,264
当期純利益			304,389
自己株式の取得			△13
自己株式の処分			293
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△8,116	△1,057	△9,174
当期変動額合計	△8,116	△1,057	101,002
当期末残高	42,588	2,762	5,197,208

監査報告書
連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年５月11日

株式会社　みずほフィナンシャルグループ
　取　締　役　会　　御　中

新 日 本 有 限 責 任 監 査 法 人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士　江見　睦生	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士　高木　竜二	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士　西田　裕志	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士　林　慎一	㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社みずほフィナンシャルグループの平成27年４月１日から平成28年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社みずほフィナンシャルグループ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年５月11日

株式会社　みずほフィナンシャルグループ
　取　締　役　会　　御　中

新 日 本 有 限 責 任 監 査 法 人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士　江見　睦生	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士　高木　竜二	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士　西田　裕志	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士　林　慎一	㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社みずほフィナンシャルグループの平成27年４月１日から平成28年３月31日までの第14期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査委員会の監査報告書 謄本

監　査　報　告　書

当監査委員会は、平成27年４月１日から平成28年３月31日までの第14期事業年度における取締役および執行役の職務の執行について監査いたしました。その方法および結果につき以下のとおり報告いたします。

1.監査の方法およびその内容

監査委員会は、会社法第416条第１項第１号ロおよびホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容ならびに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および執行役ならびに使用人等からその構築および運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。また、監査委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門等と連係の上、重要な会議に出席し、取締役および執行役等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務および財産の状況を調査いたしました。子会社については、子会社の取締役および監査役等と情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）ならびに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書について検討いたしました。

2.監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一　事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役および執行役の職務の遂行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容ならびに取締役および執行役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成28年５月12日

株式会社みずほフィナンシャルグループ　監査委員会

監査委員　高橋　秀行　㊞
監査委員　関　哲夫　㊞
監査委員　甲斐中　辰夫　㊞
監査委員　阿部　紘武　㊞
監査委員　船木　信克　㊞

(注) 監査委員 関 哲夫、甲斐中 辰夫および阿部 紘武は、会社法第２条第15号および第400条第３項に規定する社外取締役であります。

以　上

〈メ　モ　欄〉

コーポレート・ガバナンスについて

当社では、取締役会およびコーポレート・ガバナンスに関する「目指す姿」の実現に向け、継続的に取り組んでおります。株主の皆さまを始めとするさまざまなステークホルダーの価値創造に配慮した経営を行うとともに、持続的かつ安定的な成長による企業価値の向上を実現し、その結果、内外の経済・産業の発展と社会の繁栄に貢献していくことによってその社会的役割・使命を全うしていくために、株主の皆さまから付託を受けた取締役会を中心とした企業統治システムを構築し、コーポレート・ガバナンスの充実に尽力してまいりました。

1. 取締役会議長インタビュー

取締役会議長である社外取締役の大田氏に、当社のコーポレート・ガバナンスにおける取り組み等についてお聞きしました。



profile

大田 弘子（おおた ひろこ）

2004年　内閣府政策統括官
2005年　政策研究大学院大学教授
2006年　経済財政政策担当大臣
2008年　政策研究大学院大学教授（現職）
2014年　当社取締役（取締役会議長）（現職）

Q　当社における社外取締役の役割について教えてください。

A　社外取締役の役割は、経営執行側から独立した立場で経営をチェックすること、それから経営に異なる視点を入れることです。取締役会では、株主の皆さまやお客さまなどさまざまなステークホルダーの視点で議案を審議し、経営の基本方針等を決定しています。取締役会では、社外取締役の専門的知識や経験を活かし、緊張感ある議論が行われています。

Q 取締役会議長としての役割についてはどのようにお考えでしょうか？

A 取締役会の議論を活性化させ、実のあるものとすることが最大の役割です。毎月の取締役会の都度、副議長（監査委員長）や事務局と3～4回の事前ミーティングを行い、議案の絞り込みや論点の明確化を行っています。経営執行側と社外取締役の「仲介役」として、お互いが理解を深め、目標を共有できるように心がけています。しかし、そもそも議論すべき重要事項が抜けていたり、情報が入ってこなかったりということでは役割は果たせませんから、その意味で副議長や事務局の協力がたいへん重要です。

Q 取締役会ではどのような議論がなされていますか？

A 指名委員会等設置会社は、多くの権限を経営執行側に委ねるため、取締役会では経営の基本方針等、根本的な議論に集中できます。2015年度は、新たな中期経営計画策定について多くの時間をかけました。〈みずほ〉がいかにして収益力を高めるか、そのために克服する問題点は何か等について質の高い議論ができたと思っています。さまざまな意見が出て結論に至らない場合は再度議題として取り上げて、納得が得られるまで活発に議論しています。

Q 当社のコーポレート・ガバナンスへの取り組み、今後の当社の課題等についてどのようにお考えでしょうか？

A コーポレート・ガバナンスのフロントランナーとして、取締役会が一体となってガバナンス改革に取り組んできたと実感しています。2015年度は、外部専門機関による第三者評価を導入したうえで自己評価を行い、より良いガバナンスに向けて歩みを進めました。しかし、〈みずほ〉のガバナンス改革はまだ始まったばかりです。取締役会での審議だけではなく、社員の一人一人が常に株主の皆さまやお客さまなどさまざまなステークホルダーの視点をもち、判断し、行動してこそ、ガバナンス改革と言えます。その状態を目指して、「守りのガバナンス」と「攻めのガバナンス」両面で取締役会のあるべき姿を模索していきます。

また、収益力の強化は2016年度も最大の課題です。より強い〈みずほ〉になるよう、中期経営計画の進捗と、その柱であるカンパニー制の成果をしっかり点検し、充実した審議を行いたいと思います。

2. 当社の企業統治システムに関する基本的な考え方・特徴

指名委員会等設置会社である当社においては、株主の皆さまに対する受託者責任を十分果たし得る、取締役会を中心としたコーポレート・ガバナンス体制を構築しています。

当社の企業統治システムに関する基本的な考え方と主な特徴は以下の通りです。

当社の企業統治システムに関する基本的な考え方

実効性	■ 監督と経営の分離の徹底 ✓ 取締役会が経営の監督に最大限専念することにより、コーポレート・ガバナンスの実効性を確保
迅速性	■ 執行役への「業務執行の決定」の最大限の委任 ✓ 迅速かつ機動的な意思決定を可能とし、迅速な企業経営を実施
透明性・公正性	■ 経営監督における独立性確保 ✓ 社外取締役を中心とした委員会等により、経営陣の任免・処遇等における透明性・公正性確保
グローバル	■ グローバルスタンダードの採用 ✓ グローバルレベルで推奨されている運営・慣行を積極的に採用することにより、グローバルに展開する金融グループに相応しいガバナンス体制とする

当社の企業統治システムの主な特徴

取締役の構成	■ 非執行取締役が全取締役の過半数 ✓ 一方、金融業務・規制や〈みずほ〉のビジネスモデルに精通した取締役による専門性も含めた意思決定における質の確保と実効性のある監督を目的として、十分な数の社内取締役を確保
取締役会議長	■ 取締役会議長は原則として社外取締役 ✓ 社外取締役である議長の運営を補佐する者として、社内非執行取締役から副議長を選定
指名・報酬委員会の構成	■ 指名・報酬委員会のメンバーは全員社外取締役 ✓ 当社のほか、中核3社※の主な役員の人事・報酬も対象に

※株式会社みずほ銀行、みずほ信託銀行株式会社、みずほ証券株式会社

3. 取締役会および各委員会の運営について

■ 取締役会

取締役会は、法令上の取締役会の専決事項以外の業務執行の決定を原則として執行役社長へ委任しており、また、運営においては、取締役会議長が中心となって真に必要な議案への絞り込みを行い、経営の根幹に関わる案件について、社外取締役による高い目線での意見・提言を含め、自由闊達で本質的な議論を展開しております。

当年度に13回開催し、当社グループの中期経営計画の策定に向けた中期的課題について質の高い審議を実施すると共に、取締役が経営全般を俯瞰して把握すること等を目的として、重点戦略の執行状況や業績・重要課題等について報告を受けました。

■ 指名委員会

指名委員会は、当社および中核3社の取締役人事等について、委員長指示により執行役社長が原案を策定し、議論を重ねました。その過程においては、執行役社長および指名委員会・報酬委員会の委員である社外取締役で構成する人事検討会議にて外部評価等の客観的な指標や業務経験に基づく専門性等も踏まえた議論を行ったほか、個別面談や役員による取締役会報告の機会を確保する等の対応を行い、社外取締役を中心とした透明性の高い役員人事決定プロセスの実効性を確保しております。

当年度に6回開催し、当社取締役候補者の決定や中核3社の取締役選任に関する承認等を行いました。

■ 報酬委員会

報酬委員会は、当社の中長期的な業績や、経済や社会の状勢等も踏まえたうえで、役員が果たすべき役割・責任に応じた報酬制度について、委員長指示により執行役社長が原案を策定し、議論を重ねました。過度なリスクテイクを抑制しつつ持続的な成長に向けた健全なインセンティブ付けを行う観点から、固定報酬比率の引き下げによる適切な構成比率の設定や、業績給および業績連動型株式報酬により各役員の成果をより適切に反映する報酬体系への見直しについて、社外取締役を中心とした客観的かつ透明性の高い検討プロセスを確保いたしました。

当年度に8回開催し、当社グループ役員の報酬体系の改定を決定するとともに、当社取締役および執行役の個人別の報酬の決定のほか、中核3社取締役の個人別の報酬の承認等を行いました。

■ 監査委員会

監査委員会は、取締役および執行役の職務執行の監査に必要な事項に関し、監査委員会において取締役、執行役、使用人および会計監査人（以下、「取締役等」といいます）から適時・適切に報告を受け説明を求めるとともに、必要に応じ指示・提言を行いました。また、常勤監査委員が行う執行部門における重要な会議への出席、重要な決裁書類等の閲覧、取締役等からの報告徴収、内部監査部門等との連携等を含め、執行部門の意思決定の過程および内容の確認を行うことで、監査委員会としての監査の実効性を確保しております。

当年度に18回開催し、監査計画の策定、内部監査グループの監査基本計画の同意等について決議するとともに、取締役および執行役等の職務の執行状況等について確認を行いました。

当社における企業統治システムの基本的な考え方、枠組み、運営方針を定めた「コーポレート・ガバナンスガイドライン」（2016年4月1日付改定版）につきましては、当社ホームページに掲載しております。

▶URL http://www.mizuho-fg.co.jp/company/structure/governance/index.html

中期計画における財務目標の達成状況

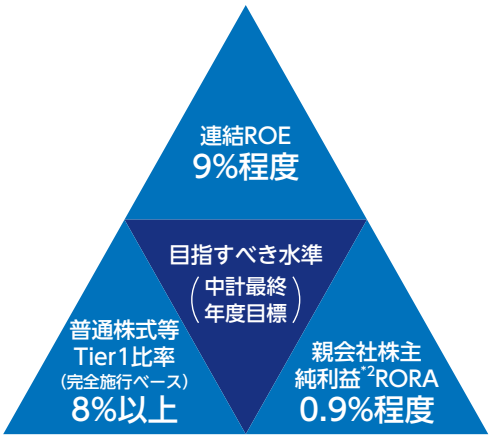

	2015年度 計画	2015年度 実績	中計最終年度 目標
連結ROE	9%台半ば *1（8%程度）	10.0% *1 (8.2%)	9%程度
親会社株主純利益*2RORA	0.9%程度	1.0%	0.9%程度
普通株式等Tier1比率（完全施行ベース）	10%台（含む第11回第11種優先株式）	10.85%（含む第11回第11種優先株式）	8%以上（含む第11回第11種優先株式）

*1：その他有価証券評価差額金を除くベース、（ ）内は同含むベース
*2：親会社株主に帰属する当期純利益

		2015年度 計画	2015年度 実績	中計最終年度 目標
収益性	親会社株主純利益 *1	6,300億円	6,709億円	5,500億円レベル
効率性	グループ経費率 *2	50%台半ば	60.3%	50%台半ば
	経費率（銀行部門）*3	50%台前半	56.9%	50%台前半
健全性	政策保有株式／Tier1 *4	25%以下	22.1%	25%程度

*1：親会社株主に帰属する当期純利益
*2：銀行・信託・証券合算　*3：銀行・信託合算
*4：バーゼル3移行措置ベース、第11回第11種優先株式を普通株式等Tier1に含む。ヘッジ効果勘案後

参考 業務純益（銀行・信託・証券合算）（管理会計、概数）

（億円）

	2015年度	
	実績	前年度比
業務粗利益	19,590	△ 200
顧客部門	16,330	＋ 540
市場部門等	3,260	△ 740
経費（除く臨時処理分）	△ 11,810	△ 140
業務純益（銀行・信託・証券合算）	7,780	△ 340

安定的・持続的な収益構造への転換が着実に進展

顧客部門収益（管理会計、概数）

中期計画 2015年度までの3年間で2,000億円の増加を目指す *1

2012年度対比 +2,720億円（2013年４月～2016年３月の累計）

（億円）

	金利収支	非金利収支
国内部門	△　80	＋　890
海外部門	＋　850	＋ 1,060
合　　計	＋　770	＋ 1,950

*1：為替影響を含む

海外対顧収益比率
（管理会計、業務純益）

中期計画 2015年度に33%程度を目指す

内は12年度比

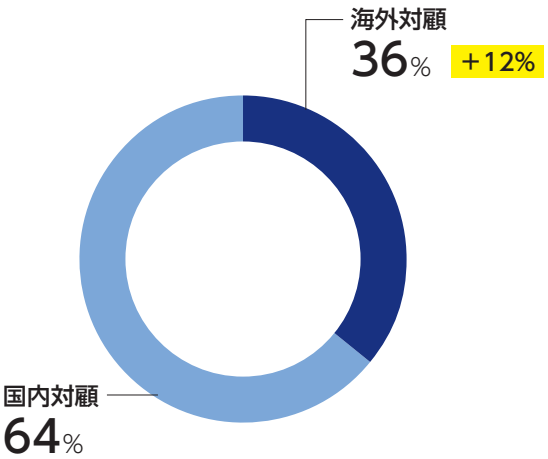

顧客部門非金利収支比率
（管理会計、業務粗利益）

中期計画 2015年度に50%程度を目指す

内は12年度比

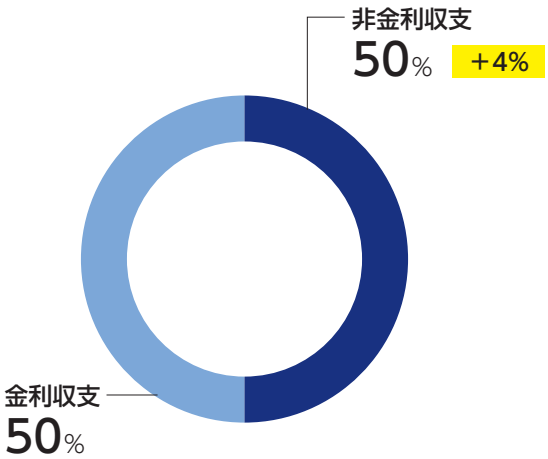

決算ハイライト

収益の状況

連結

2015年度（億円）

	実績	前年度比
連結粗利益	22,216	△ 261
連結業務純益※1	**8,528**	**△ 241**
与信関係費用	△ 304	△ 257
株式等関係損益	2,056	+ 737
経常利益	9,975	△ 133
親会社株主純利益※2	**6,709**	**+ 590**
普通株式1株当たり配当	**7円50銭**	**± 0円**

※1 連結粗利益−経費（除く臨時処理分）+持分法による投資損益等連結調整
※2 親会社株主に帰属する当期純利益

親会社株主純利益※2は6,709億円となり、年度計画6,300億円に対し106%の達成率

連結業務純益は、前年度比241億円の減少

政策保有株式等の売却推進により、株式等関係損益は前年度比大幅に増加

普通株式1株当たり配当は、前年度と同額の7円50銭（配当性向27.8%）

銀行・信託

2015年度（億円）

	実績	前年度比
業務粗利益	15,993	△ 303
顧客部門	14,133	※3 + 477
市場部門等	1,860	※3 △ 780
経費（除く臨時処理分）	△ 9,109	△ 26
実質業務純益	**6,884**	**△ 329**
与信関係費用	△ 267	△ 189
株式等関係損益※4	1,814	+ 852
経常利益	7,629	+ 84
当期純利益	**5,306**	**+ 502**

※3 前年同期の計数を2015年度管理会計ベースに組み換えて算出
※4 ETF関係損益28億円（前年度比△312億円）を含む

証券

2015年度（億円）

	実績	前年度比
純営業収益	4,152	+ 196
販管費	△ 3,296	△ 184
経常利益	854	△ 10
親会社株主純利益※2	**611**	**+ 25**

親会社株主純利益その他連単差

2015年度（億円）

	実績	前年度比
みずほ銀行主要海外子会社	247	△ 78
みずほ信用保証	223	+ 6
その他子会社及び連結調整	322	+ 135

用語解説

● 業務粗利益

銀行等の金融機関において、本来の業務でどれくらいの利益をあげているかを示すものです。
・「資金運用収支」（貸出金利息や預金利息等資金運用に関わる収支）
・「役務取引等収支」（振込手数料等サービス提供に関わる収支）
・「特定取引収支」（証券業務や金融派生商品、金銭債権から生じる損益等の収支）
・「その他業務収支」（銀行本来の業務の内、上記3つ以外の業務）
の合計で、一般事業会社における粗利益（=売上−仕入）に相当するものです。

● 実質業務純益

業務粗利益と並び、銀行等の金融機関における本業での利益を示す指標として用いられていますが、業務粗利益から業務を行ううえで掛かった経費をさらに差し引いて算出されるものです。

国内貸出金 銀行・信託

国内貸出金残高（平残）※1

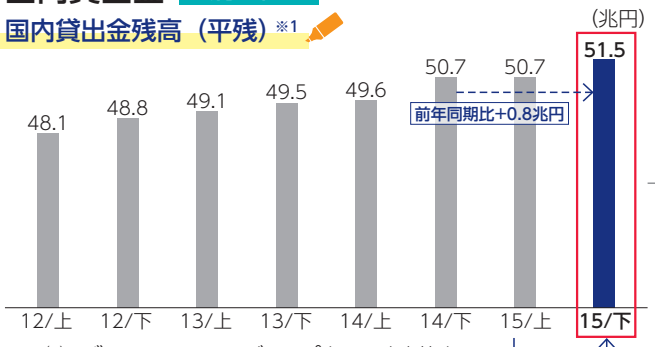

※1 ㈱みずほフィナンシャルグループ向け・政府等向け貸出金を除く、銀行勘定

15/下の国内貸出は、
政府等向け貸出控除後で
14/下比+0.8兆円、
15/上比+0.8兆円

ご参考：国内貸出金残高（末残） (兆円)

12/9末	13/3末	13/9末	14/3末	14/9末	15/3末	15/9末	16/3末
48.4	49.3	49.3	49.9	50.4	51.2	51.5	**51.6**

15/3末比+0.4兆円

国内預貸金利回差 ※2

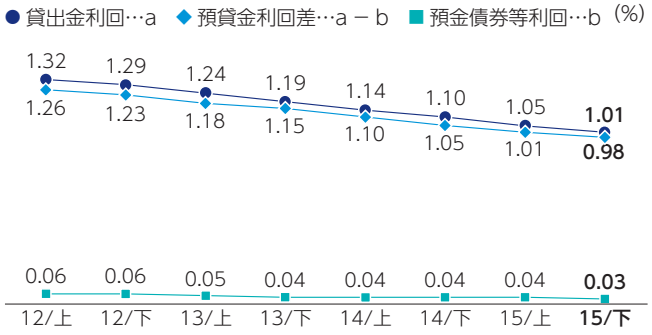

※2 金融機関（㈱みずほフィナンシャルグループを含む）・政府等向け貸出金を除く、国内業務部門

海外貸出金 銀行

海外貸出金残高（平残）※3

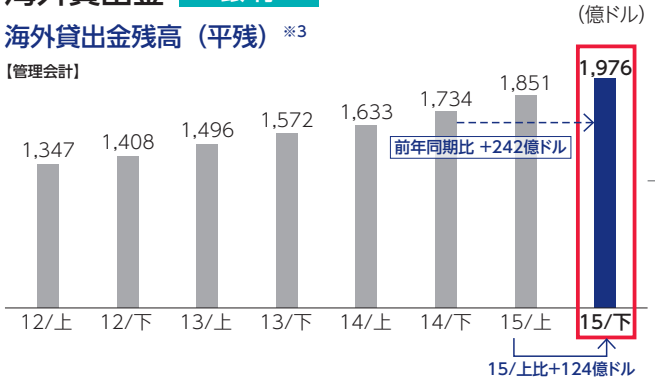

15/下の海外貸出は、
14/下比+242億ドル、
15/上比+124億ドルの増加

ご参考：海外貸出金残高（末残） (億ドル)

12/9末	13/3末	13/9末	14/3末	14/9末	15/3末	15/9末	16/3末
1,389	1,448	1,521	1,595	1,629	1,820	1,875	**1,979**

15/3末比+159億ドル

※3 みずほ銀行の管理会計計数（中国・米国・オランダ・インドネシア現地法人を含む）

用語解説

● 国内貸出金残高（平残）

国内における貸出金の平均残高を示しています。

● 国内預貸金利回差

国内における、貸出金利回と預金等利回の差（貸出金利回−預金等利回）を示しています。

決算ハイライト

非金利収支（顧客部門） 銀行・信託

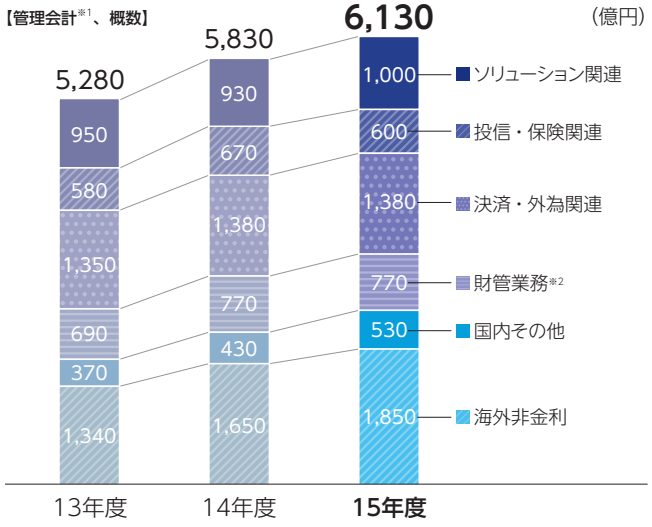

※1 2015年度に管理会計ルールを変更。13年度・14年度実績は変更後の管理会計ルールに基づき算出（旧ルールにおける非金利収支は13年度：5,340億円、14年度：5,880億円）
※2 みずほ信託銀行の財管部門

金融再生法開示債権および不良債権比率※3

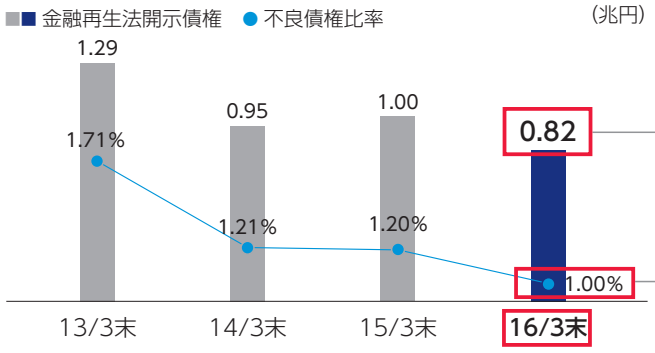

与信関係費用※3

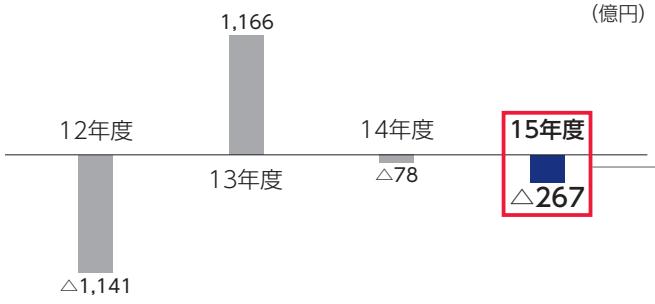

※3 銀行勘定+信託勘定

金融再生法開示債権残高は15/3末比減少

不良債権比率は1.0%と引き続き低水準

与信関係費用は267億円を計上

用語解説

● 金融再生法開示債権

金融再生法に基づき、銀行の保有する債権（貸出金等）を回収可能性に応じて①正常債権、②要管理債権、③危険債権、④破産更生債権及びこれらに準ずる債権に分類し、正常債権以外の残高を金融再生法開示債権の残高（所謂、不良債権残高）として開示しています。



● 不良債権比率

不良債権（前記、金融再生法開示債権）を総与信で割った比率を不良債権比率として開示しています。貸出資産等の健全性を示す指標として用いられています。

自己資本の状況

(億円)

	2015年3月末	2016年3月末
(1) 普通株式等Tier1資本	61,531	65,664
資本金・資本剰余金・利益剰余金	59,171	64,603
(2) その他Tier1資本	13,472	13,386
その他Tier1資本調達手段	—	3,000
適格旧Tier1資本調達手段	14,581	11,440
(3) Tier2資本	20,081	17,335
Tier2資本調達手段	3,304	4,935
適格旧Tier2資本調達手段	11,088	9,629
(4) 総自己資本 (1) + (2) + (3)	95,084	96,386
(5) リスク・アセット	651,919	625,311
信用リスク・アセットの額	586,027	575,884
マーケット・リスク相当額に係る額	34,738	16,960
オペレーショナル・リスク相当額に係る額	31,153	32,466
(6) 総自己資本比率	14.58%	15.41%
Tier1比率	11.50%	12.64%
普通株式等Tier1比率	9.43%	10.50%
同（完全施行ベース）※1、※2	10.46%	10.85%
同（完全施行ベース、その他有価証券評価差額金を除く）※1、※2	7.76%	8.77%
(7) 資本バッファー比率※3	—	6.00%
(8) レバレッジ比率	3.83%	3.98%

〈普通株式等Tier1比率〉

普通株式等Tier1資本は十分な水準を維持

2016年3月末の普通株式等Tier1比率は10.50%

完全施行ベース※1での普通株式等Tier1比率※2は10.85%

完全施行ベース※1、その他有価証券評価差額金を除く普通株式等Tier1比率※2は8.77%

※1 2019年3月末の完全施行時基準、調整項目を全額控除した当社試算
※2 第十一回第十一種優先株式（2015年3月末残高2,131億円、2016年3月末残高989億円、2016年7月1日一斉取得）を含む当社試算
※3 2016年3月末の最低連結資本バッファー比率は0.875%（資本保全バッファー0.625%+カウンター・シクリカル・バッファー0%+G-SIBsバッファー0.25%）

〈レバレッジ比率〉

2016年3月末のレバレッジ比率は3.98%

自己資本比率

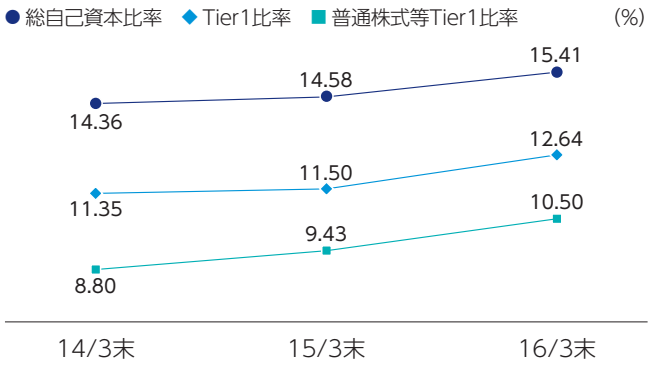

用語解説

● 普通株式等Tier1比率

Tier1はBIS（国際決済銀行）が定める銀行の自己資本の中の基本的項目で、普通株式等Tier1は、Tier1のうち特に資本性の高い普通株式等で構成されます。リスクアセットに対する普通株式等Tier1の比率が普通株式等Tier1比率で、銀行の安定性を示す指標として用いられています。

株主還元について

株主還元方針

- 当社は、「安定的な自己資本の充実」と「着実な株主還元」の最適なバランスを図る「規律ある資本政策」を遂行しております。
- 2014年度より、新たな株主還元方針として、連結配当性向30%程度を一つの目処とした上で安定的な配当を実施する方針としております。これにより、「着実な株主還元」を実現してまいります。

配当の状況

2015年度の普通株式の年間配当金は、7円50銭とさせていただきました。2016年度の年間配当予想につきましても、当期と同額の7円50銭とさせていただきました。
第11回第11種優先株式の配当金につきましては、所定の配当金とさせていただきました。

なお、当社は定款に従い、剰余金の配当を、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定めることとしております。期末配当金については、5月13日取締役会にて決定しております。

年間スケジュール

株主の皆さまに関係するスケジュールのご案内です。



株式の種類	1株当たりの配当金		配当金の総額	
	年間	うち期末	年間	うち期末
普通株式	7円50銭	3円75銭	187,078百万円	93,838百万円
第11回第11種優先株式	20円	10円	2,429百万円	989百万円
合計	—	—	189,508百万円	94,827百万円

※支払開始日は6月3日としております。

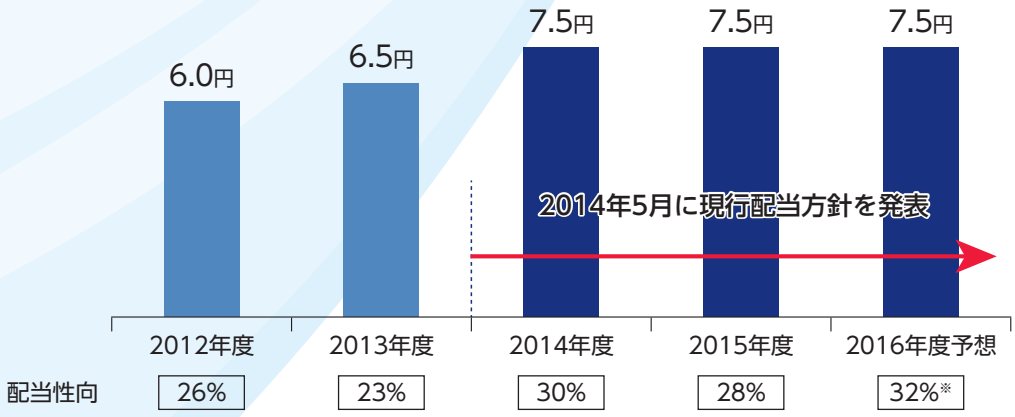

※2016年度 親会社株主に帰属する当期純利益6,000億円を前提



アンケート結果のご報告



昨年12月にお届けしました「第14期中間 株主の皆さまへ」（株主通信）に関するアンケートに、2,285名の株主さまからご回答をいただきました。誠にありがとうございます。

頂戴いたしました貴重なご意見は、今後の発行物やIR活動に活かしてまいりたいと考えております。ここでは、その概要をご紹介させていただきます。

株主通信について

Q どの程度読んでいただけましたか。

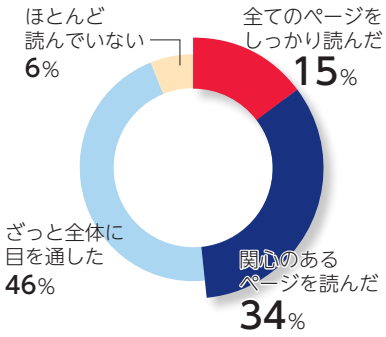

Q 今後、充実を希望する情報（複数回答）

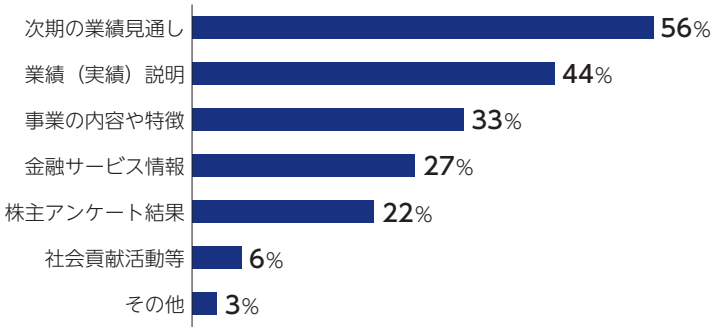

Q 分かりやすさ

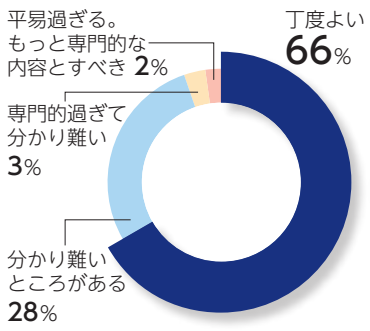

Q デザイン

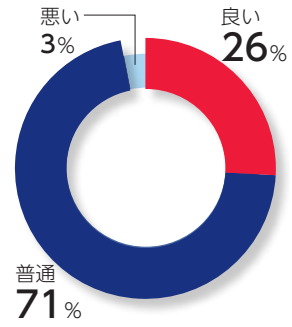

Q 前回との比較

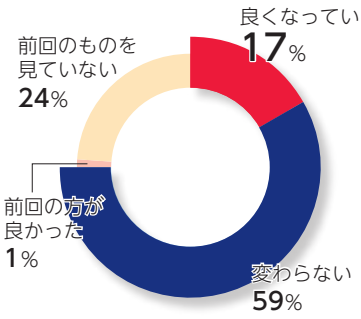

一昨年のアンケート結果を参考に、中期経営計画への取り組みと進捗、株主総会でお寄せ頂いたご意見のご紹介などに重点を置いた構成としました。17%の株主さまから前回に比べて良くなったとのご回答をいただきましたが、さらなる充実をご希望されるご意見もいただきました。今後も読み易く充実した誌面作りに努め、株主の皆さまに、〈みずほ〉を応援していただけるよう努めてまいります。

株主さまから寄せられた声

フリーコメント欄に740名の株主さまからご意見等をいただきました

ご意見の内容	回答数
株主優待に関するご意見	125
配当に関するご意見	109
当社への応援	92
株主通信に対するご意見	82
株価に関するご意見	81
自己株式取得に関するご意見	16
その他のご意見	235

- 株主優待導入や配当金に関するご意見を多数いただきました。
- 株主総会レポートにも高い関心をお寄せいただきました。
- その他冊子内容や個別のお取引に関する事項など、幅広くご意見をお寄せいただきました。また、業績への期待や温かい激励も多くいただきました。

Q 配当だけでなく、自己株式取得や株主優待なども強化してほしい。



A 貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。
着実な株主還元を行う方針のもと、連結配当性向30%程度を一つの目処とした上で安定的な配当を実施したいと考えております。なお、自己株式取得につきましては、将来的な課題として、市場環境や当社の収益動向、資本の状況、国際金融規制の動向等を踏まえて考えてまいります。
(株主還元方針や配当実績の詳細は109～110頁をご参照ください。)

株主さまインフォメーション

配当金 配当金を受け取りに行くのが面倒なのですが…

配当金のお受け取りには、下記１～３の３つの方法があります。
現在、１の方法をご利用の株主さまには、お受け取り忘れがなく簡単な２または３の方法への変更をおすすめします。
変更のお手続きに関しましては、お取引のある証券会社等に直接お問い合わせください。

1 郵便局等でのお受け取り

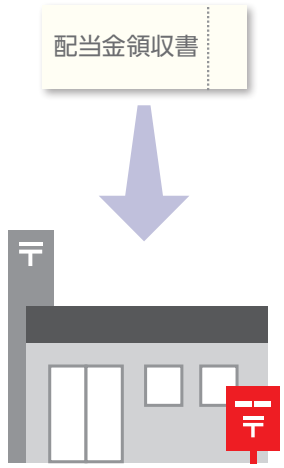

配当金領収証方式
発行会社から郵送される「配当金領収証」を持参し、郵便局等で受け取る方法。

2 証券口座でのお受け取り

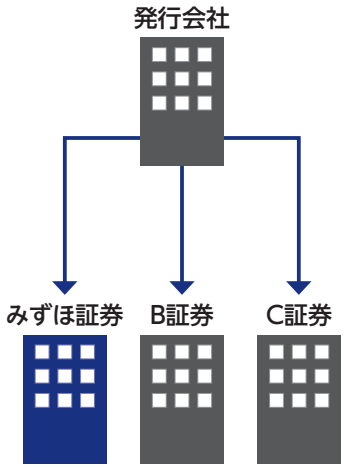

株式数比例配分方式
各証券会社の保有株式に応じて、各社の証券口座で受け取る方法。

3 銀行口座等でのお受け取り

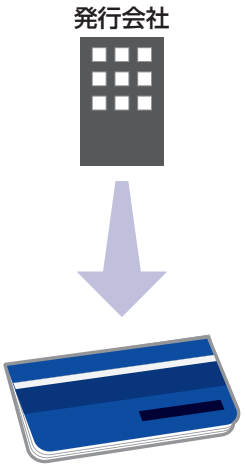

登録配当金受領口座方式
配当金をご指定の金融機関口座で受け取る方法。

ご注意
- 配当金領収証方式の場合は、**受取期間内にお受け取りください。**
  （やむを得ず期間が経過してしまった場合は、みずほ信託銀行証券代行部宛てお問い合わせください）
- お支払開始日から満5年を経過した配当金につきましては、お受け取りができなくなりますので、ご注意ください。

確定申告 確定申告の際、配当金に関する「支払通知書」が必要なようですが…

配当金をお支払いする際にお送りしております「配当金計算書」は、租税特別措置法の規定に基づく「支払通知書」を兼ねていますので、確定申告の際には添付資料としてご利用いただけます。
（ただし、株式数比例配分方式でお受け取りの場合は、お取り扱いが異なりますので、お取引のある証券会社へお問い合わせください）

特別口座 特別口座とは何のことですか?

株券電子化実施前に証券保管振替機構（ほふり）に株券を預託しなかった株主さまの株式につきましては、特別口座管理機関（みずほ信託銀行）にて管理を行っており、これを特別口座といいます。そのままでは市場での売買ができない等の制約がございますので、お心当たりの株主さまは、早目にお取引のある証券会社への振替をお願いします。
お手続きの詳細は、みずほ信託銀行証券代行部宛てお問い合わせください。

単元未満 単元未満株式を保有しているのですが…

単元未満株式は、そのままでは市場での売買ができません。
当社では、下記のように買取・買増請求制度を設けております。

買取請求 100株未満の株式を、当社に対して市場価格で売却できる制度です。

（例）60株を保有の場合、市場では売却できませんが、市場価格で当社が買い取りいたします。

当社に市場価格で売却
60株 − 60株 ＝ ¥ 現金化

買増請求 100株（単元株）に不足する数の株式を、当社から市場価格で買い増し、単元株にすることができる制度です。

（例）60株を保有の場合、40株を買い増して、100株とすることができます。

40株を、当社から市場価格で購入
60株 ＋ 40株 ＝ 100株 単元株式（100株）

お手続きの詳細、手数料等は、お取引のある証券会社等にご確認ください。

各種ご照会はこちらまでお願いいたします

	証券会社等に口座をお持ちの株主さま	証券会社等に口座がない場合（特別口座）
各種お手続き（住所変更、配当金受取方法の変更等）	お取引のある証券会社等に直接お問い合わせください	みずほ信託銀行 証券代行部 〒168-8507　東京都杉並区和泉2-8-4 フリーダイヤル 0120-288-324 （土・日・祝日を除く9:00～17：00）
単元未満株式の買取・買増請求		
お受け取り未済の配当金のご請求※		
支払明細等の発行		

※お受け取り未済の配当金のご請求につきましては、最寄りのみずほ信託銀行、みずほ銀行の各支店にてもお取り扱いいたします。

株式事務のご案内

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎年6月下旬
基準日	定時株主総会　3月31日 期末配当金　3月31日 中間配当金　9月30日
国内証券取引所の証券コード	8411
単元株式数	100株
上場証券取引所	東京（第1部）、ニューヨーク※ ※米国預託証券（ADR）をニューヨーク証券取引所に上場しています
公告の方法	電子公告 http://www.mizuho-fg.co.jp/investors/kokoku.html ただし、事故その他のやむを得ない事情によって電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います

株式会社みずほフィナンシャルグループ

第14期定時株主総会
会場のご案内



開催場所

東京国際フォーラム（ホールA）

東京都千代田区丸の内三丁目５番１号

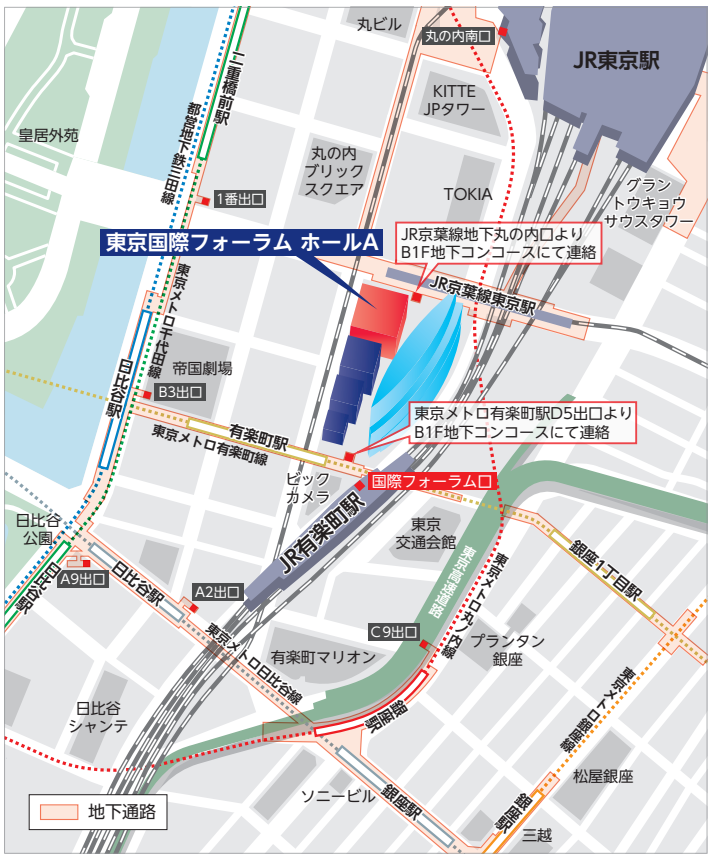

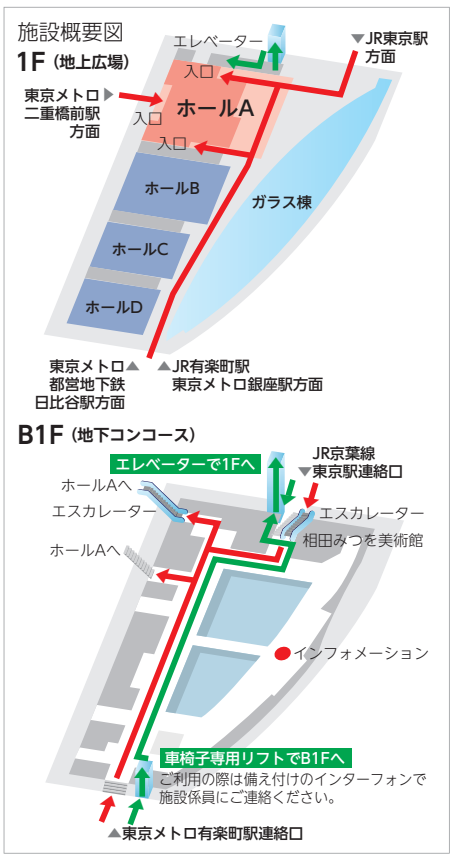

交通のご案内

JR　山手線　京浜東北線

「有楽町駅」

国際フォーラム口より徒歩1分

東京メトロ　有楽町線

「有楽町駅」

D5出口よりB1F地下コンコースにて連絡

〈 有楽町以外の最寄りの駅 〉

ＪＲ東京駅		丸の内南口より徒歩５分 京葉線地下丸ノ内口よりB1F地下コンコースにて連絡	
東京メトロ	日比谷線	日比谷駅	Ａ２出口　徒歩５分
		銀座駅	Ｃ９出口　徒歩５分
	銀座線	銀座駅	Ｃ９出口　徒歩７分
	千代田線	二重橋前駅	１番出口　徒歩５分
		日比谷駅	Ａ９出口　徒歩７分
	丸ノ内線	銀座駅	Ｃ９出口　徒歩５分
都営地下鉄	三田線	日比谷駅	Ｂ３出口　徒歩５分

お願い：当日は会場周辺道路及び駐車場の混雑が予想されますので、お車でのご来場はご遠慮願います。
株主さまへのお土産はご用意しておりません。

VEGETABLE OIL INK

FSC ミックス 責任ある木質資源を使用した紙 FSC® C022915

UD FONT

ユニバーサルデザイン（UD）の考え方に基づき、
より多くの人へ適切に情報を伝えられるよう配慮した
見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。